

厚生年金基金実務基準第2号 厚生年金基金の財政運営に関する実務基準 表題

【変更前】

厚生年金基金実務基準第2号

[平成25年10月改訂]

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

【変更後】

厚生年金基金実務基準第2号

[平成26年●●月改訂]

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

[留意事項]

- 本実務基準において「厚生年金保険法」の条文を参照している箇所は、特段の記載がない限り「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の厚生年金保険法」の条文を指している。
- 本実務基準において「厚生年金基金令」の条文を参照している箇所は、特段の記載がない限り「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第1条の規定による廃止前の厚生年金基金令」の条文を指している。
- 本実務基準において「厚生年金基金規則」の条文を参照している箇所は、特段の記載がない限り「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令第1条の規定による廃止前の厚生年金基金規則」の条文を指している。

【変更理由】

実務基準の改訂に伴う改訂日の更新、留意事項の追加

厚生年金基金実務基準第2号 厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

目次

【変更前】

(目次)

第I章 財政運営基準の取扱い

第3	財政検証	I章-2
第4	財政計算	I章-35
第5	別途積立金	I章-102
第6	給付改善準備金	I章-108
第7	承継事業所償却積立金	I章-109
第8	基金規則第32条の3の3及び第32条の3の4の取扱い	I章-111
第9	年金経理から業務経理への繰入れ	I章-112
第10	遺族給付金の支給を行う場合の手続き等	I章-117
第11	障害給付金の支給を行う場合の手続き等	I章-119
第12	確定拠出年金への移行	I章-121
付録1	「財政検証」等に関する実務基準論点整理ドキュメント	I章付録-2
付録2	資産の評価の方式及び数値的評価の方式の特徴と 選択にあたっての留意点	I章付録-7
付録3	時価の定義について	I章付録-9
付録4	様式の記入要領	I章付録-11

第II章 年金数理人の所見

第1	所見の必要時期	IIIII章-2
第2	所見の内容	IIIII章-2
付録1	財政計算時における所見の様式例	IIIII章-11
付録2	財政検証時における所見の様式例	IIIII章-15
付録3	年金経理から業務経理への繰入れにおける所見の様式例	IIIII章-16

第III章 継続的な財政診断

付録	継続的な財政診断の様式例	IIIII章-19
----	--------------	-----------

掛金分離前の財政運営基準を適用する場合の補足

【変更後】

(目次)

第Ⅰ章 財政運営基準の取扱い

第3	財政検証	I章-2
第4	財政計算	I章-36
第5	別途積立金	I章-115
第6	給付改善準備金	I章-121
第7	承継事業所償却積立金	I章-122
第8	基金規則第32条の3の3及び第32条の3の4の取扱い	I章-124
第9	年金経理から業務経理への繰入れ	I章-125
第10	遺族給付金の支給を行う場合の手続き等	I章-130
第11	障害給付金の支給を行う場合の手続き等	I章-132
第12	確定拠出年金への移行	I章-134
付録1	「財政検証」等に関する実務基準論点整理ドキュメント	I章付録-2
付録2	資産の評価の方式及び数理的評価の方式の特徴と 選択にあたっての留意点	I章付録-7
付録3	時価の定義について	I章付録-9
付録4	様式の記入要領	I章付録-11

第Ⅱ章 年金数理人の所見

第1	所見の必要時期	ⅡⅢ章-2
第2	所見の内容	ⅡⅢ章-2
付録1	財政計算時における所見の様式例	ⅡⅢ章-11
付録2	財政検証時における所見の様式例	ⅡⅢ章-15
<u>付録3</u>	<u>解散計画等を実施している場合の財政検証時における 所見の様式例</u>	<u>ⅡⅢ章-16</u>
付録4	年金経理から業務経理への繰入れにおける所見の様式例	ⅡⅢ章-16

第Ⅲ章 継続的な財政診断

付録	継続的な財政診断の様式例	ⅡⅢ章-19
----	--------------	--------

掛金分離前の財政運営基準を適用する場合の補足

【変更理由】

実務基準の改訂に伴うページ数の変更、項目の追加

厚生年金基金実務基準第2号 厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

第1章 財政運営基準の取扱い

第3 財政検証

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
第3 財政検証	<p>平成25年3月31日以降の財政検証で、改正後の財政運営基準に基づく財政計算を適用後の財政検証において、当実務基準を適用すること。</p> <p><u>なお、前回改正後の財政運営基準とは、平成22年1月15日付通知『「代行保険料率の算定に関する取扱いについて」等の一部改正について』（年発第0115第1号）第3による改正後の財政運営基準をいう。</u></p> <p>(略)</p>	<p>ただし、<u>第3-3-(3)</u>については、平成24年1月31日付通知『厚生年金基金の財政運営について等の一部改正及び特例的扱いについて』（年発0131第2号）の発出日以降の財政検証から適用する。</p>

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
第3 財政検証	<p>平成27年3月31日以降の財政検証で、改正後の財政運営基準に基づく財政計算を適用後の財政検証において、当実務基準を適用すること。</p> <p>(略)</p>	<p>ただし、<u>第3-8-(2)</u>については、平成26年3月31日以降の財政検証から適用する。</p>

【変更理由】

平成25年改正法等への対応

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
第3-1-(1) 認識の考え方	(略) <u>④費用(移換金)</u> <u>・基金脱退後、年度末までに当該脱退者の給付が未払で、基金規約に基づき連合会移換者と推計される場合は移換金に計上する。</u>	(略)

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
第3-1-(1) 認識の考え方	(略) <u>(削除)</u>	(略)

【変更理由】

平成25年改正法等への対応

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
第3-3-(3)-ア 数理債務	(略) ・基本プラスアルファ部分の数理債務額への影響が軽微な場合は、簡便な方法を用いて算定することも可とする (略)	(略) <u>(例示)</u> <u>○移換金給付見込み</u> <u>・全員が基金から老齢給付を受給する前提で計算</u> <u>(移換現価率の予定利率と基金の予定利率とに大きな乖離がない場合)</u> <u>・連合会移換者の実績を勘案し、全員が65歳支給開始であるものとして計算</u> (略)

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
第3-3-(3)-ア 数理債務	(略) ・基本プラスアルファ部分の数理債務額への影響が軽微な場合は、簡便な方法を用いて算定することも可とする (略)	(略) (略)

【変更理由】

平成25年改正法等への対応

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
第3-4 責任準備金	<p>○責任準備金 責任準備金 = 責任準備金 (プラスアルファ部分) + 最低責任準備金 + <u>最低責任準備金調整額</u></p> <p>○責任準備金 (プラスアルファ部分) 責任準備金 (プラスアルファ部分) = 数理債務 - 未償却過去勤務債務残高</p> <p><u>○最低責任準備金調整額</u> <u>最低責任準備金調整額</u> <u>= 最低責任準備金</u> <u>$\times \{ (1 + A) \frac{9}{12} \times (1 + B) \div 1.0723 - 1 \}$</u></p> <p><u>A : 前事業年度の厚生年金運用利回り</u> <u>B : 当該事業年度の厚生年金運用利回り</u></p>	(略)

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
第3-4 責任準備金	<p>○責任準備金 責任準備金 = 責任準備金 (プラスアルファ部分) + 最低責任準備金</p> <p>○責任準備金 (プラスアルファ部分) 責任準備金 (プラスアルファ部分) = 数理債務 - 未償却過去勤務債務残高</p>	(略)

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
第3-6-(1) -① 最低保全給付	○「基準日」とは、財政検証日のことをいう。	(略)

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
第3-6-(1) -① 最低保全給付	○「基準日」とは、財政検証日のことをいう。 <u>○基準日以降の制度変更を財政検証の数理債務算定に織込む場合、原則として最低保全給付の算定にも織込むこととする。</u>	(略)

【変更理由】

厚生年金基金実務基準補足事項の取り込み

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
第3-6-(1) -① 最低保全給付 -イ- (ア)	(略) A標準退職年齢を用いる方法 (略) ・妥当と判断される標準退職年齢としては、次のようなものが考えられること。 ア. 母体企業に定年制がある場合、その定年年齢。 なお、定年年齢が複数存在する場合は、過去3ヶ年間の実績脱退者数が最多となる年齢若しくは基金の支給開始年齢以下の最も高い定年年齢とする。 イ. 次の算式で計算される年齢。 $60 + \left(\sum_{x=61}^{60} L_x \right) / L_{60}$ L _x : 予定脱退率から得られるx歳の 予定残存者数 ウ. その他合理的な理由が存在する年齢。	(略) ・加算部分については、退職年齢を加算適用を終了する年齢とみなして判断すること。 (ただし、加算適用終了以降、基金の加入員であるか否かにより据置率の掛かり方が異なる場合等については配慮すること) (例示) 過去3年間の脱退実績において特定の高年齢における脱退が顕著に現われており、その脱退事由に継続性が認められる等

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
第3-6-(1) -① 最低保全給付 -イ- (ア)	(略) A標準退職年齢を用いる方法 (略) ・妥当と判断される標準退職年齢としては、次のようなものが考えられること。 ア. 母体企業に定年制がある場合、その定年年齢。 なお、定年年齢が複数存在する場合は、過去3ヶ年間の実績脱退者数が最多となる年齢若しくは基金の支給開始年齢以下の最も高い定年年齢とする。 イ. 次の算式で計算される年齢。 $60 + \left(\sum_{x=61}^{60} L_x \right) / L_{60}$ L _x : 予定脱退率から得られるx歳の 予定残存者数 ウ. その他合理的な理由が存在する年齢。	(略) ・加算部分については、退職年齢を加算適用を終了する年齢とみなして判断すること。 (ただし、加算適用終了以降、基金の加入員であるか否かにより据置率の掛かり方が異なる場合等については配慮すること) <u>・母体企業の定年制が一定日(例えば定年到達後の年度末)に集約される場合であっても、割引計算、年金現価率等は満年齢のものを使用することを可とする。</u> (例示) 過去3年間の脱退実績において特定の高年齢における脱退が顕著に現われており、その脱退事由に継続性が認められる等

【変更理由】

厚生年金基金実務基準補足事項の取り込み

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
第3-6-(1)-② (ア)	(略) ・過去勤務債務の未償却分に相当する給付 本来的には控除の対象となる個々の加入員について把握するものであるが、個人別の把握が困難なため、財政検証時において基金における最低積立基準額を算出する過程においては、控除前の最低保全給付に基づく最低積立基準額合計額から最低保全給付から控除できる額の現価を差し引く手順を踏むことで可とする。	(略)

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
第3-6-(1)-② (ア)	(略) ・過去勤務債務の未償却分に相当する給付 本来的には控除の対象となる個々の加入員について把握するものであるが、個人別の把握が困難なため、財政検証時において基金における最低積立基準額を算出する過程においては、控除前の最低保全給付に基づく最低積立基準額合計額から最低保全給付から控除できる額の現価を差し引く手順を踏むことで可とする。 <u>※別途積立金について、過去勤務債務の未償却分と相殺する等の特段の措置は不要とする。</u>	(略)

【変更理由】

厚生年金基金実務基準補足事項の取り込み

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>第3-6-(2) 最低積立基準額の算定</p> <p>—ア</p>	<p>○給付の額の算定において、給付の再評価又は額の改定を行う場合の最低保全給付の算定における当該再評価及び額の改定に用いる指標</p> <ul style="list-style-type: none"> 再評価等に用いる指標は規約に定めるものとする。 <p>○以下で使用する算式における記号の説明（共通）</p> <p><u>j</u>：「厚生年金基金令第39条の3第3項に規定する予定利率及び予定死亡率を定める件（告示）」に示す予定利率</p> <p>r：標準支給開始年齢 s：規約上の支給開始年齢 s'：老齢厚生年金の支給開始年齢 x：計算基準日現在の年齢 τ：標準退職年齢</p> <p>(略)</p> <p>(略)「厚生年金基金令第39条の3第3項に規定する予定利率及び予定死亡率を定める件（告示）」(略)</p>	<p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> 直前の財政計算の基準日において規約に定める再評価等に用いる指標の過去○年間の平均値を用いる 加算年金の額の改定に用いる指標の下限として規約に定める率を用いる（設立認可基準取扱要領第2-4(6)③により額改定を行っている場合） 「標準支給開始年齢」標準支給開始年齢は次のように定義する。 標準支給開始年齢＝ Max（標準退職年齢、 基金規約上の支給開始年齢） <u>在職等による支給停止の状況に関して有為な統計がとれるまでの間は左記の率を使用する。</u> <u>当該算定式の変更は原則として平成17年度財政検証から適用するが、平成18年度には0.875（政府負担金の算定に用いる在職等による支給停止を考慮するために乗じる率）が変更となる可能性もあることから、平成17年度財政検証においては変更前の方法とすることも可とする。</u> <u>当該算定式の変更により最低積立基準額が減少することとなっても、給付減額とはみなされない。</u> <p>(略)</p>

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>第3-6-(2) 最低積立基準額の算定</p> <p>—ア</p>	<p>○給付の額の算定において、給付の再評価又は額の改定を行う場合の最低保全給付の算定における当該再評価及び額の改定に用いる指標</p> <ul style="list-style-type: none"> 再評価等に用いる指標は規約に定めるものとする。 <p>○以下で使用する算式における記号の説明（共通）</p> <p><u>j : 「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第1条の規定による廃止前の厚生年金基金令第39条の3第3項に規定する予定利率及び予定死亡率」（以下、「厚生年金基金令第39条の3第3項に規定する予定利率及び予定死亡率）」に示す予定利率</u></p> <p>r : 標準支給開始年齢 s : 規約上の支給開始年齢 s' : 老齢厚生年金の支給開始年齢 x : 計算基準日現在の年齢 t : 標準退職年齢</p> <p>(略)</p> <p>(略)「厚生年金基金令第39条の3第3項に規定する予定利率及び予定死亡率」(略)</p>	<p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> 直前の財政計算の基準日において規約に定める再評価等に用いる指標の過去○年間の平均値を用いる 加算年金の額の改定に用いる指標の下限として規約に定める率を用いる（設立認可基準取扱要領第2-4(6)㉓により額改定を行っている場合） <u>告示に規定する「0.8以上1.2以下の数」については、平成25年改正法施行後5年経過後は当該数値の設定が廃止される見込み</u> 「標準支給開始年齢」標準支給開始年齢は次のように定義する。 <p>標準支給開始年齢＝ Max（標準退職年齢、 基金規約上の支給開始年齢）</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>最低責任準備金代行給付相当額の算定にあたり、0.875ではなく受給者の年齢区分に応じた3段階の係数（65歳未満：0.69、65歳以上75歳未満：0.96、75歳以上：1.00）を使用する場合でも、当該係数に係る全年齢平均は概ね0.875であることから、0.875を使用することを可とする。</u> <p>(略)</p>

【変更理由】

平成25年改正法等への対応

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>第3-6-(2) 最低積立基準額の算定 -ア (給付改善等を行った場合に最低保全給付から控除できる額に係る部分の計算方法)</p>	<p>(略)</p> <p>$\bar{a}_{\overline{n} }$: N年確定年金現価率 (使用する予定利率は、それぞれの債務発生時にかかる財政計算で使用したものとする。)</p> <p>N、N'、N" : 予定償却年月数 n、n'、n" : 制度発足日又は給付改善時からの経過年月数</p> <p>※上記Sは基準日における制度全体の特別掛金収入現価を上限とする。</p> <p>※算定された未償却額の控除は、給付区分（基本部分、加算部分等）毎に行う。すなわち、それぞれの未償却額を給付区分を超えて控除することはできない。(例えば、加算部分だけで見ると控除額がマイナスとなるため、このマイナス分を基本部分に充当することはできないということ)</p> <p>※算定された未償却額の控除は、加入員にかかる最低積立基準額からのみとし、受給権者等の最低積立基準額からは控除できない。</p>	<p>(略)</p>

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考												
<p>第3-6-(2) 最低積立基準額の算定 -ア (給付改善等を行った場合に最低保全給付から控除できる額に係る部分の計算方法)</p>	<p>(略)</p> <p>$\bar{a}_{\overline{n} }$: N年確定年金現価率 (使用する予定利率は、それぞれの債務発生時にかかる財政計算で使用したものとする。)</p> <p>N、N'、N" : 予定償却年月数 n、n'、n" : 制度発足日又は給付改善時からの経過年月数</p> <p>※上記Sは基準日における <u>代行部分を除く</u> 制度全体の特別掛金収入現価を上限とする。</p> <p>※ <u>制度全体の特別掛金収入現価で判定した場合、複数の給付区分の控除額について、全体額として制限がかかる場合の配分は合理的な方法によること。</u></p> <p><u>例)</u></p> <table border="1" data-bbox="323 1637 847 1868"> <thead> <tr> <th></th> <th>代行部分</th> <th>基本プラスアルファ部分</th> <th>加算部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>控除額</td> <td>二</td> <td>50</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>特別掛金収入現価</td> <td>100</td> <td>150</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(方法1)</u> 基本プラスアルファ部分の控除額： <u>$50 \times (150 + 50) / (50 + 200) = 40$</u> 加算部分の控除額：</p>		代行部分	基本プラスアルファ部分	加算部分	控除額	二	50	200	特別掛金収入現価	100	150	50	<p>(略)</p>
	代行部分	基本プラスアルファ部分	加算部分											
控除額	二	50	200											
特別掛金収入現価	100	150	50											

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p><u>$200 \times (150 + 50) / (50 + 200) = 160$</u></p> <p><u>(方法2)</u></p> <p><u>基本プラスアルファ部分の控除額：</u></p> <p><u>$50 (50 < 150 \text{ であるため})$</u></p> <p><u>加算部分の控除額：</u></p> <p><u>$(150 + 50) - 50 = 150$</u></p> <p>※算定された未償却額の控除は、給付区分（基本部分、加算部分等）毎に行う。すなわち、それぞれの未償却額を給付区分を超えて控除することはできない。（例えば、加算部分だけで見ると控除額がマイナスとなるため、このマイナス分を基本部分に充当することはできないということ）</p> <p>※算定された未償却額の控除は、加入員にかかる最低積立基準額からのみとし、受給権者等の最低積立基準額からは控除できない。</p> <p><u>※過去勤務債務の未償却分に関する後発債務がマイナスの場合の取扱い</u></p> <p><u>・給付減額を行った場合、給付減額により生じたマイナスの後発債務を上記Sから控除するものとする。控除した結果、Sがマイナスとなった場合は未償却額を0とする。</u></p> <p><u>・定年延長、ポイント制移行等、給付減額とみなされない変更を行った場合、控除することを不要とする。</u></p>	

【変更理由】

厚生年金基金実務基準補足事項の取り込み

第 I 章 財政運営基準の取扱い

第 4 財政計算

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>第 4 財政計算</p>	<p>平成 25 年 3 月 31 日以降を基準日とする財政計算においては、当実務基準を適用すること。</p> <p>(注) <u>平成 22 年 1 月 15 日付通知『「代行保険料率の算定に関する取扱いについて」等の一部改正について』(年発第 0115 第 1 号) 第 3 による改正後の財政運営基準を「前回改正後の財政運営基準」、改正前の財政運営基準を「前回改正前の財政運営基準」という。</u></p>	<p>ただし、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>第 4-1-(3) -カの指定基金の取扱いの削除</u> ・ <u>第 4-4-(5) -ア(ア)c 及び(イ) d の特別掛金率の算定方法</u> ・ <u>第 4-4-(7) -エ(エ)の削除</u> ・ <u>第 4-5 の指定基金の取扱いの削除</u> <p>については、平成 24 年 1 月 31 日付通知『厚生年金基金の財政運営について等の一部改正及び特例的扱いについて』(年発 0131 第 2 号) の発出日以降の財政検証及び財政計算から適用し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>第 4-4-(9) -カの追加</u> <p>については、平成 24 年 9 月 26 日付通知『「厚生年金基金の財政運営について」及び「厚生年金基金の設立認可について」の一部改正について』(年発 0926 第 1 号) の発出日以降の財政計算から適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回の財政計算で<u>前回改正前の財政運営基準</u>を適用しており、財政計算時において代行部分掛金率と基本プラスアルファ部分掛金率を使用する必要がある場合には、前回の財政計算での基本部分の掛金率を、代行部分と基本プラスアルファ部分に合理的な方法により配分した掛金率を使用すること。 (例示) 特別掛金率の合理的な配分 ・ 基本プラスアルファ部分の数理債務と最低責任準備金 <u>+ 最低責任準備金調整額</u> の比で按分 ・ 基本プラスアルファ部分の数理債務

財政運営基準	実務基準内容	備考
		<p>と基本プラスアルファ部分の特別掛金収入現価が等しくなるように基本プラスアルファ部分の特別掛金率を定め、残りを代行部分の特別掛金率とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（基本プラスアルファ部分が小さい場合）すべて代行部分の特別掛金率とする。

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>第4 財政計算</p>	<p>平成 26 年 3 月 31 日以降を基準日とする財政計算においては、当実務基準を適用すること。</p> <p>(注) <u>平成 26 年 3 月 24 日付通知『「厚生年金基金の財政運営について」等の一部改正等について』(年発 0324 第 6 号)による改正後の財政運営基準を「前回改正後の財政運営基準」、改正前の財政運営基準を「前回改正前の財政運営基準」という。</u></p> <p><u>(※) 平成 26 年 3 月末基準の財政計算では、最低責任準備金部分につき、原則として「最低責任準備金(精緻化後)」を用いる。ただし、「最低責任準備金(精緻化前) + 最低責任準備金調整額」を使用することも可。(以下、第4から第7において同様)</u></p> <p><u>「精緻化前」「精緻化後」は最低責任準備金の評価方法を指し、「精緻化前」は期ズレ有、代行給付相当額 0.875 評価を指し、「精緻化後」は期ズレ無、平成 26 年 4 月以降の期間(但し、平成 17 年 4 月まで遡及適用可)について代行給付相当額の算出に年齢 3 区分方式を用い、当該期間前の期間は 0.875 評価を用いる方法を指す。</u></p>	<p>ただし、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>第 4-1- (3) -サ、第 4-6、第 4-7- (2) のなお書き及び第 4-8- (2) -オは平成 26 年 4 月 1 日以降を適用開始日とする解散計画等に係るものから適用する。</u> ・ <u>第 4-4 及び第 4-5 については該当箇所参照。</u> <p>・ <u>前回の財政計算で平成 22 年 1 月 15 日付通知『「代行保険料率の算定に関する取扱いについて」等の一部改正について』(年発第 0115 第 1 号) 第 3 による改正前の財政運営基準を適用しており、財政計算時において代行部分掛金率と基本プラスアルファ部分掛金率を使用する必要がある場合には、前回の財政計算での基本部分の掛金率を、代行部分と基本プラスアルファ部分に合理的な方法により配分した掛金率を使用すること。</u></p> <p>(例示) 特別掛金率の合理的な配分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本プラスアルファ部分の数理債務と最低責任準備金の比で按分 ・ 基本プラスアルファ部分の数理債務と基本プラスアルファ部分の特別掛

財政運営基準	実務基準内容	備考
		金収入現価が等しくなるように基本プラスアルファ部分の特別掛金率を定め、残りを代行部分の特別掛金率とする。 ・（基本プラスアルファ部分が小さい場合）すべて代行部分の特別掛金率とする。

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
第4-1-(1) 基金設立時等の 財政計算 一ア <u>基金を設立しようとする場合</u> 一イ 基金の合併により新たに基金を設立しようとする場合 一ウ 基金の分割により新たに基金を設立しようとする場合 一エ <u>企業年金基金が基金となる場合</u>		(略)
第4-1-(2) 財政再計算 一ア <u>基金を設立（合併又は分割により新たに基金を設立した場合及び企業年金基金が基金となった場合を含む。）</u> した日から36月が経過した日の属する事業年度が終了した場合 (略)		

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
第4-1-(1) 基金設立時等の 財政計算 一ア 基金の合併により新たに基金を設立しようとする場合 一イ 基金の分割により新たに基金を設立しようとする場合		(略)
第4-1-(2) 財政再計算 一ア <u>合併又は分割により新たに基金を設立</u> した日から36月が経過した日の属する事業年度が終了した場合 (略)		

【変更理由】

平成25年改正法等への対応

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
第4-1-(3) 変更計算	<ul style="list-style-type: none"> ・年金数理人は、基金財政の健全性の見地からその変更内容による影響を、基金に知らせること。 ・財政再計算以外で代行保険料率の算定を行った場合は、変更計算を実施すること。 ・変更計算は、該当する計算区分のみ行うことができる。 	(略)

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
第4-1-(3) 変更計算	<ul style="list-style-type: none"> ・年金数理人は、基金財政の健全性の見地からその変更内容による影響を、基金に知らせること。 ・財政再計算以外で代行保険料率の算定を行った場合は、変更計算を実施すること。 ・変更計算は、該当する計算区分のみ行うことができる。 ・<u>代行保険料率の算定の基礎となる事項に変更が生じた場合は、変更計算を行って基本プラスアルファ部分および加算部分の基礎率も洗い替えることとなるが、基礎率を見直して検討した結果、従前のものを継続使用しても良いと判断される場合には、洗い替えを行わないことも可とする。</u> ・<u>変更計算を行うべき下記ア～サに該当しない場合であっても、基礎率が変動したと考えられる場合など合理的な理由がある場合は変更計算を行うことも可とする。</u> 	(略)

【変更理由】

厚生年金基金実務基準補足事項の取り込み

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
第4-1-(3) 変更計算		
(略)	(略)	(略)
一ウ 定年延長	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・同時に代行保険料率を算定する必要がある。(例示) ・主力企業以外の定年延長 ・最終年齢が変更とならない場合でかつ財政上の影響が軽微である
一エ 加入員数の大幅変動	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・同時に代行保険料率を算定する必要がある。
一オ 責任準備金の確保	<p>「財政検証の基準日において、純資産額が責任準備金を下回った場合。ただし、その下回った額が、資産評価調整加算（控除）額（控除の場合は負値）と「許容繰越不足金」の合計額以下の場合には、基金の判断により、基金の事業運営の安定性に配慮する見地から変更計算を留保することができる。」</p>	(略)
(略)	(略)	(略)
一カ 最低積立基準額及び最低責任準備金の確保	<p>「財政検証の基準日において、純資産額が最低積立基準額又は最低責任準備金の105%のいずれか大きい額を下回った場合であって、次のいずれにも該当しない場合」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政検証の基準日において、純資産額が最低積立基準額に0.9を乗じて得た額又は最低責任準備金の105%のいずれか大きい額以上である場合であって、当該財政検証の基準日の属する事業年度の前3事業年度の末日を基準日とする財政検証において、純資産額が最低積立基準額又は最低責任準備金の105%のいずれか大きい額以上である事業年度が2事業年度以上ある場合 ・<u>法附則第32条第1項の認可を受けて「厚生年金基金の解散及び移行認可について」の別紙厚生年金基金解散・移行認可基準第5-2-(1)に規定する計画を実施している場合</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ただし、「最低積立基準額」は財政検証の基準日が<u>平成24年度末の場合は0.92</u>、平成25年度末の場合は0.94、平成26年度末の場合は0.96、平成27年度末の場合は0.98を最低積立基準額に乗じて得た額に読み替える。「最低積立基準額に0.9を乗じて得た額」は財政検証の基準日が<u>平成24年度末の場合は0.82</u>、平成25年度末の場合は0.84、平成26年度末の場合は0.86、平成27年度末の場合は0.88を最低積立基準額に乗じて得た額に読み替える。
(略)	(略)	(略)
一サ <u>法附則第32条第1項の認可を受けた基金に係る積立金の確保</u>	(略)	(略)

【変更後】

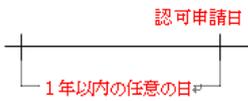
財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>第4-1-(3) 変更計算</p> <p>(略)</p> <p>—ウ 定年延長</p> <p>—エ 加入員数の大幅変動</p> <p>—オ 責任準備金の確保</p> <p>—カ 最低積立基準額及び最低責任準備金の確保</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>「財政検証の基準日において、純資産額が責任準備金を下回った場合。<u>(解散計画等を実施中の基金は除く。)</u> ただし、その下回った額が、資産評価調整加算（控除）額（控除の場合は負値）と「許容繰越不足金」の合計額以下の場合には、基金の判断により、基金の事業運営の安定性に配慮する見地から変更計算を留保することができる。」</p> <p>(略)</p> <p>「財政検証の基準日において、純資産額が最低積立基準額又は最低責任準備金の105%のいずれか大きい額を下回った場合であって、次のいずれにも該当しない場合」</p> <p>・ 財政検証の基準日において、純資産額が最低積立基準額に0.9を乗じて得た額又は最低責任準備金の<u>150%</u>のいずれか大きい額以上である場合であって、当該財政検証の基準日の属する事業年度の前3事業年度の末日を基準日とする財政検証において、純資産額が最低積立基準額又は最低責任準備金の105%のいずれか大きい額以上である事業年度が2事業年度以上ある場合</p> <p>・ <u>解散計画等を実施している場合</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>・ 同時に代行保険料率を算定する必要がある。<u>ただし、解散計画等を実施中の基金は除く。</u> (例示)</p> <p>・ 主力企業以外の定年延長</p> <p>・ 最終年齢が変更とならない場合 かつ財政上の影響が軽微である</p> <p>・ 同時に代行保険料率を算定する必要がある。<u>ただし、解散計画等を実施中の基金は除く。</u></p> <p>(略)</p> <p>・ ただし、「最低積立基準額」は財政検証の基準日が<u>平成23年度末までの場合は0.9、平成24年度末の場合は0.92、平成25年度末の場合は0.94、平成26年度末の場合は0.96、平成27年度末の場合は0.98</u>を最低積立基準額に乗じて得た額に読み替える。 「最低積立基準額に0.9を乗じて得た額」は財政検証の基準日が平成25年度末の場合は0.84、平成26年度末の場合は0.86、平成27年度末の場合は0.88を最低積立基準額に乗じて得た額に読み替える。</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>(略)</p> <p>一サ 解散計画等の作成又は変更</p>	<p>(略)</p>	<p>・ただし、「150%」は財政検証の基準日が平成25年度末の場合は105%、平成26年度末の場合は110%、平成27年度末の場合は120%、平成28年度末の場合は130%、平成29年度末の場合は140%と読み替える。</p> <p>(略)</p>

【変更理由】

平成25年改正法等への対応

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>第4-2-(1)</p>	<p>①・基金を設立しようとする場合 ・企業年金基金が基金となる場合</p> <p>→認可申請日前1年以内の任意の日</p>	<p>・認可申請日とは、認可申請書の提出の日をいう。</p>  <p>[予備審査] ・認可申請日前1年以内の任意の日において、基金設立事業所となることが予定されている事業所について調査した資料により計算する。</p> <p>[本審査] ・予備審査の計算基礎資料の調査日以後、基金設立事業所の数に増減がある場合(加入員数が20%以上変動した場合)認可申請日前1年以内の任意の日において、基金設立事業所となることが確定している事業所について再調査した資料により計算する。</p> <p>・ただし、加入員数の変動が20%未満であっても次の留意点に考慮すること。</p> <p>[留意点] ・計算基礎資料の調査日は、設立希望日前1年以内の日とすることが望ましい。</p> <p>・加入員数の変動が、上記に該当しない場合であっても、基金設立後すぐに代行保険料率又は基金の掛金率の見直しを行う可能性がある場合、資料を取り直して本申請を行うなり、基金母体に対して十分な理解を得ておく必要がある。</p> <p>・計算基準日と設立基準日が乖離することで基金設立直後の財政検証において不足金の発生が見込まれる場合は、事前に当</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考
		<p><u>該不足金を申請時の数理計算に反映させてもさしつかえない。尚、反映させない場合にあつては、設立母体に対して十分な理解を得ておく必要がある。</u></p> <p><u>(例示)</u></p> <p><u>・設立前の過去勤務期間を通算する制度においては、設立予定日における勤続年数を考慮して数理計算を行う。</u></p>
	<p>②・給付の変更 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第4-2-(2)</p>	<p>③・基金の合併及び分割により新たに基金を設立 (略)</p>	
<p>第4-2-(3)</p>	<p>④・第4-1-(2)ウを除く財政再計算 (略)</p>	
<p>第4-2-(4)</p>	<p>⑤・給与規程の変更 (略)</p>	<p>・②、⑤において事業年度の末日以外を基準日として計算する場合の取扱いは『第4-4-(3)(4)』参照のこと。</p>
<p>第4-2-(5)</p>	<p>⑥・第4-1-(2)ウの財政再計算 (略)</p>	

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
第4-2-(1)	①・給付の変更 (略)	(略)
第4-2-(2)	②・基金の合併及び分割により新たに基金を設立 (略)	
第4-2-(3)	③・第4-1-(2)ウを除く財政再計算 (略)	
第4-2-(4)	④・給与規程の変更 (略)	・①、④において事業年度の末日以外を基準日として計算する場合の取扱いは『第4-4-(3)(4)』参照のこと。
第4-2-(5)	⑤・第4-1-(2)ウの財政再計算 (略)	

【変更理由】

平成25年改正法等への対応

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
第4-4-(1) 財政方式	(略) エ. 予測単位積増方式 (略)	(略) ・この方式の場合は、将来の収入現価を見込まず、『財政計算時の数理債務+最低責任準備金+最低責任準備金調整額-資産額』を未償却債務とし、その償却は、第4-4-(4)~(9)に準拠すること。(資産額は、第4-4-(4)参照) (略)

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
第4-4-(1) 財政方式	(略) エ. 予測単位積増方式 (略)	(略) ・この方式の場合は、将来の収入現価を見込まず、『財政計算時の数理債務+最低責任準備金-資産額』を未償却債務とし、その償却は、第4-4-(4)~(9)に準拠すること。(資産額は、第4-4-(4)参照) (略)

【変更理由】

平成25年改正法等への対応

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
第4-4-(2) 基礎率	(略)	(略)
—ア 予定利率	<p>「予定利率は、次の(ア)から(ウ)に留意して基金が主体的に決定する。」</p> <p>(ア) 予定利率に関する基準 「保有資産の期待収益率やリスクとの関係に留意し、掛金を負担する者の掛金増加への対応能力も考慮に入れて決定されていること。ただし、財政計算の基準日における下限予定利率を下回ってはならないこと。」</p> <p>(略)</p>	<p>・ 財政計算以外の時期において基金で使用している予定利率が下限予定利率を下回った場合であっても、次回財政計算において見直しを検討することとし、即時に見直す必要はない。なお、財政計算であっても、継続基準に基づく掛金率を算定しない場合（第4-1-(3)-カにおいて特例掛金のみを変更する場合、第4-1-(3)-コにおいて毎事業年度、予算に用いる基礎数値をもとに算定する特例掛金を設定する場合等）についても即時に見直す必要はない。</p> <p>(略)</p>

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
第4-4-(2) 基礎率	(略)	(略)
—ア 予定利率	<p>「予定利率は、次の(ア)から(ウ)に留意して基金が主体的に決定する。」</p> <p>(ア) 予定利率に関する基準 「保有資産の期待収益率やリスクとの関係に留意し、掛金を負担する者の掛金増加への対応能力も考慮に入れて決定されていること。ただし、財政計算の基準日における下限予定利率を下回ってはならないこと。」</p> <p>(略)</p>	<p>・ 財政計算以外の時期において基金で使用している予定利率が下限予定利率を下回った場合であっても、次回財政計算において見直しを検討することとし、即時に見直す必要はない。なお、財政計算であっても、継続基準に基づく掛金率を算定しない場合（第4-1-(3)-カにおいて特例掛金のみを変更する場合、第4-1-(3)-コにおいて毎事業年度、予算に用いる基礎数値をもとに算定する特例掛金を設定する場合等）についても即時に見直す必要はない。</p> <p>・ <u>財政計算で設定できる予定利率の下限は、年度単位で変更となるため、通常の財政決算基準日である3月31日付で財政計算を行う場合は、旧年度の下限予定利率に基づくこととなる。新年度の下限予定利率を用いて財政計算を行いたい場合は計算基準日を4月1日付とする必要があるが、この場合において、3月31日付の人員データ・資産データをそのまま4月1日のものとみなしても支障がないと年金数理人が判断すれば、3月末データを用いて基準日のみ4月1日とし、新年度の予定利率を用いて財政計算を行っても差し支えない。</u></p> <p>(略)</p>

【変更理由】

厚生年金基金実務基準補足事項の取り込み

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
第4-4-(2) 基礎率 —ア 予定利率	(略) (イ) 予定利率の決定プロセスに関する基準 「年金数理人、証券アナリストなどの専門家の助言など利用できる情報をできる限り多く参考とするとともに、代議員会等において予定利率の決定の根拠について十分な説明と情報開示が行われていること。」 (略)	(略) (例示) 予定利率を新たに設定する際の検討すべき事項は以下のものが考えられる。 ・長期的な期待収益率の範囲及び厚生労働省の示す下限値との整合性 ・設定した予定利率の基金財政への影響 ・適用後の決算時における利差損益の動向 ・期待収益率との整合性 ・期待収益率とリスクとの整合性 ・その他、基金財政への影響が大きいと思われる事項 (略)

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
第4-4-(2) 基礎率 —ア 予定利率	(略) (イ) 予定利率の決定プロセスに関する基準 「年金数理人、証券アナリストなどの専門家の助言など利用できる情報をできる限り多く参考とするとともに、代議員会等において予定利率の決定の根拠について十分な説明と情報開示が行われていること。」 (略)	(略) (例示) 予定利率を新たに設定する際の検討すべき事項は以下のものが考えられる。 ・長期的な期待収益率の範囲及び厚生労働省の示す下限値との整合性 ・設定した予定利率の基金財政への影響 ・適用後の決算時における利差損益の動向 ・期待収益率との整合性 ・期待収益率とリスクとの整合性 ・その他、基金財政への影響が大きいと思われる事項 <u>・「年金数理人・証券アナリストなどの専門家の助言」はあくまでも例示であり、必ずしも年金数理人の関与が必要という訳ではない。</u> <u>・基金の運用基本方針に基づき、目標とする期待収益率をある程度の幅で示し、これに基づいてその範囲内で予定利率を決定することは、期待収益率が経済情勢に照らし妥当な水準であり、かつ、掛金を負担する者のリスク負担への対応能力を考慮に入れていけば差し支えない。なお、予定利率は長期的期待収益率の水準以下とする。</u> (略)

【変更理由】

厚生年金基金実務基準補足事項の取り込み

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
第4-4-(2) 基礎率 —ア 予定利率	(略) (ウ) 代行部分の予定利率に関する基準 「代行部分の予定利率については、年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の長期的期待収益率を勘案して決定されていること。」 ・原則として、給付の区分に係らず同一の予定利率を設定すること。(ただし、代行部分を除く。) ただし、資産が別々に管理・運用されている場合で資産構成に違いがある、又は、資産の運用方針に違いがあるなど合理的な理由があればこの限りではない。 (略)	(略) ・改正前の財政運営基準の適用時において、基本部分と加算部分とで異なる予定利率を設定していた場合は、基本プラスアルファ部分と加算部分とで異なる予定利率を引き続き設定することも可。 (略)

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
第4-4-(2) 基礎率 —ア 予定利率	(略) (ウ) 代行部分の予定利率に関する基準 「代行部分の予定利率については、年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の長期的期待収益率を勘案して決定されていること。」 ・原則として、給付の区分に係らず同一の予定利率を設定すること。(ただし、代行部分を除く。) ただし、資産が別々に管理・運用されている場合で資産構成に違いがある、又は、資産の運用方針に違いがあるなど合理的な理由があればこの限りではない。	(略) ・ <u>前回</u> 改正前の財政運営基準の適用時において、基本部分と加算部分とで異なる予定利率を設定していた場合は、基本プラスアルファ部分と加算部分とで異なる予定利率を引き続き設定することも可。 ・ <u>基本部分と加算部分とで異なる予定利率を設定することについては、年金資産が別々に管理・運用されている場合で資産構成に違いがある、又は、年金資産の運用方針に違いがあるなど、合理的な理由があることが求められる。また、原則として予定利率について次の算式による条件を満たしていることを要する。</u> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">基本部分と加算部分の予定利率の数理債務等による加重平均 ≤ 期待収益率</div> ・ <u>加算部分において、分割やグループ区分であって、例えば退職金の移行部分と加入者拠出を伴う退職金の外枠部分等に異なる予定利率を適用する場合には、合理的な理由を要する。また、実際の運用資産を分別管理することまでは要求しないものの、形式上は分けられていることが必要であり、本件については事前相談による対応とする。この場合、原則として予定利率について次の算式による条件を満たしていること。</u>

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p> <u>・ 予定利率の設定については、財政計算時に資産の長期的期待収益率に基づいて合理的に定める必要があり、以後の財政検証においてはその予定利率を用いるものである。従って、年金受給者の債務評価において、当該年金受給者の年金原資を積み立てた時点の利率を用いるものではない。</u> </p> <p> <u>・ ただし、成熟度の上昇に従って政策的ポートフォリオの見直しを予定している場合など、合理的な理由がある場合には、予定利率を年金支給開始年齢の前後で変えることは差し支えない。またこの場合においても、支給開始年齢前後の予定利率はいずれも下限予定利率を下回ってはならない。</u> </p> <p>(略)</p>	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>各々の予定利率の当該部分の数理債務等による加重平均 \leq 期待収益率</p> </div> <p>(略)</p>

【変更理由】

厚生年金基金実務基準補足事項の取り込み

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
第4-4-(2) 基礎率 一カ 予定新規加入員	(略) ○予定新規加入年齢 [基本プラスアルファ部分の算定方法] ・基本プラスアルファ部分の予定新規加入年齢は、過去3年間以上の新規加入員の実績を次の算式により加重平均して得られる年齢により見込むことを原則とする。 (略)	(略) (例示) ・年齢による加入制限がある場合の最低加入年齢 ・基本部分と給付設計が類似している場合に、基本プラスアルファ部分で定める方法

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
第4-4-(2) 基礎率 一カ 予定新規加入員	(略) ○予定新規加入年齢 [基本プラスアルファ部分の算定方法] ・基本プラスアルファ部分の予定新規加入年齢は、過去3年間以上の新規加入員の実績を次の算式により加重平均して得られる年齢により見込むことを原則とする。 (略)	(略) <u>例えば、I型基金などにおいて新規加入員の加入時給与の把握が困難な場合には、以下の様な合理的な手法により加入時給与を推計してもよい。</u> <u>(例示)</u> <u>・基準日時点で捉えられる該当者の給与実績および昇給指数を用いて新規加入時の給与を推計する方法</u> <u>・直近1年間の新規加入員の年齢別の平均給与を用いて新規加入時の給与を推計する方法</u> <u>なおこの場合は、様式の平均給与欄、伸び率欄は空白とし、新規加入年齢の算定に用いた方法を「新規加入者の見込みの算定方法」欄に記載する。</u> (例示) ・年齢による加入制限がある場合の最低加入年齢 ・基本部分と給付設計が類似している場合に、基本プラスアルファ部分で定める方法 (略)

【変更理由】

厚生年金基金実務基準補足事項の取り込み

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
第4-4-(4) 資産額	<p>(略)</p> <p>ウ. 基準日における加入員、給与をベースに変更前制度（合併、分割を含む）により算定した（数理債務＋最低責任準備金＋最低責任準備金調整額－特別掛金収入現価－繰越不足金＋別途積立金＋承継事業所償却積立金＋給付改善準備金＋繰入準備金）</p> <p>(略)</p>	(略)

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
第4-4-(4) 資産額	<p>(略)</p> <p>ウ. 基準日における加入員、給与をベースに変更前制度（合併、分割を含む）により算定した（数理債務＋最低責任準備金－特別掛金収入現価－繰越不足金＋別途積立金＋承継事業所償却積立金＋給付改善準備金＋繰入準備金）</p> <p>(略)</p>	(略)

【変更理由】

平成25年改正法等への対応

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
第4-4-(5) 数理上掛金及び 規約上掛金 －ア 数理上掛金の 算定方法	<p>(ア) 代行型及び共済型</p> <p>a. 規約上の標準掛金率の基礎となる基本プラスアルファ部分の数理上の標準掛金率は採用した財政方式により算定する</p> <p>b. 代行部分の未償却過去勤務債務残高（PSL） ＝ 最低責任準備金 ＋最低責任準備金調整額 － 代行部分に配分した資産額 基本プラスアルファ部分の 未償却過去勤務債務残高（PSL） ＝ 基本プラスアルファ部分の数理債務 － 基本プラスアルファ部分に配分した資産額</p> <p>代行部分に配分した資産額および基本プラスアルファ部分に配分した資産額は、第4-4-(4)により算定した資産額を、第4-4-(5)－ア(イ)のb、eもしくはgにおける基本部分及び加算部分の資産額の配分方法のいずれかに準じた方法により代行部分及び基本プラスアルファ部分に配分した額とすること。</p> <p>c. 代行部分の特別掛金率 ＝ (bにより定めた代行部分のPSL) ÷ (第4-4-(6)により定まる予定償却期間に対応する標準給与現価)</p> <p>基本プラスアルファ部分の特別掛金率 ＝ (bにより定めた 基本プラスアルファ部分のPSL) ÷ (第4-4-(6)により定まる予定償却期間に対応する標準給与現価)</p> <p>・上記の標準給与現価には、基準日以降における加入員数の動向や将来の給与水準の変化を見込むことができる。(加算部分においても同様)</p> <p>・賞与標準給与を報酬標準給与の一定割合として見込んでいる場合には、上記の標準給与現価を「(報酬標準給与現価) × (1＋予定賞与率)」と読み替える。(加算型の場合で加算部分において総報酬制を導入する場合も同様)</p>	<p>・(ア)b及び(イ)cのPSL算定に際し、第4-4-(5)－イに定めるところにより算定した予想額又は評価損償却掛金収入現価がある場合には、これを除去すること。</p> <p>・また、財政計算で算定された標準掛金率及び特別掛金率が適用される予定償却開始日まで財政計算前の標準掛金率及び特別掛金率を適用することにより発生する年金財政上の過不足を加味することができる。</p> <p>・基本プラスアルファ部分先取りは不可</p> <p>・ある区分で未償却過去勤務債務がマイナスになった場合、当該区分の未償却過去勤務債務を0とし、当該マイナスの未償却過去勤務債務を他の区分の未償却過去勤務債務に加算すること。</p> <p>・代行部分の特別掛金率と基本プラスアルファ部分の特別掛金率とでそれぞれ異なる予定償却期間を設定することは可。</p> <p>・減少、増加のどちらの見込みも可。</p> <p>・財政の健全性に配慮して見込むこと。</p> <p>・将来の給与総額の変動については、財政決算における未償却過去勤務債務残高や減少事業所から一括徴収する掛金の算定においても同様に見込むことに配慮し、簡便な方法により見込むことも可。</p> <p>(例示) 平均的な率として合理的に算定された一定率を将来の給与総額の変動率として全期間に適用し、現価率に織込む。</p> <p>・将来の見込みは、財政計算時に適宜見直すこと。</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<ul style="list-style-type: none"> 賞与標準給与額の変動が大きいことが予想されるため、財政の健全性の配慮の上、報酬標準給与からのみ特別掛金を徴収することも可とする。この場合、掛金率の算定にあたっては、上記の標準給与現価を、報酬標準給与現価と読み替えて適用すること。 (加算部分において総報酬制を導入する場合も同様) 基準日が事業年度末日でない場合には、第3-4における「当該事業年度の前事業年度における年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用利回り（以下「厚生年金運用利回り」という。）に一を加えた率を十二分の九乗して得た率に当該事業年度における厚生年金運用利回りに一を加えた率を乗じて得た率」を「計算基準日前1年9ヶ月における厚生年金運用利回りに一を加えた率」とし、直近の事業年度末から計算基準日までの付利率として以下の①～④の付利率を用いて最低責任準備金調整額を推計することができる。 ただし、推計の際には、第4-4-(4)において使用した数理上資産額の推計方法との整合性を十分勘案し、未償却過去勤務債務を過小に評価することがないよう留意すること。 <p>(略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> (イ) 加算型の場合及び(ウ) 財政方式として予測単位積増方式を採用する場合も、同様の方法により最低責任準備金調整額を推計できる。 <p>(略)</p>

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>第4-4-(5) 数理上掛金及び 規約上掛金</p> <p>ア 数理上掛金の 算定方法</p>	<p>(ア) 代行型</p> <p>a. 規約上の標準掛金率の基礎となる基本プラスアルファ部分の数理上の標準掛金率は採用した財政方式により算定する</p> <p>b. 代行部分の未償却過去勤務債務残高（PSL） ＝ 最低責任準備金 － 代行部分に配分した資産額 基本プラスアルファ部分の 未償却過去勤務債務残高（PSL） ＝ 基本プラスアルファ部分の数理債務 － 基本プラスアルファ部分に配分した資産額</p> <p>代行部分に配分した資産額および基本プラスアルファ部分に配分した資産額は、第4-4-(4)により算定した資産額を、第4-4-(5)ア(イ)のb、eもしくはgにおける基本部分及び加算部分の資産額の配分方法のいずれかに準じた方法により代行部分及び基本プラスアルファ部分に配分した額とすること。</p> <p>c. 代行部分の特別掛金率 ＝ (bにより定めた代行部分のPSL)</p>	<p><u>解散計画もしくは代行返上計画を策定している場合の掛金の設定については第4-6を参照すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (ア)b及び(イ)cのPSL算定に際し、第4-4-(5)アに定めるところにより算定した予想額又は評価損償却掛金収入現価がある場合には、これを除去すること。 また、財政計算で算定された標準掛金率及び特別掛金率が適用される予定償却開始日まで財政計算前の標準掛金率及び特別掛金率を適用することにより発生する年金財政上の過不足を加味することができる。 <ul style="list-style-type: none"> 基本プラスアルファ部分先取りは不可 ある区分で未償却過去勤務債務がマイナスになった場合、当該区分の未償却過去勤務債務を0とし、当該マイナスの未償却過去勤務債務を他の区分の未償却過去勤務債務に加算すること。 <ul style="list-style-type: none"> 代行部分の特別掛金率と基本プラスアルファ部分の特別掛金率とでそれぞれ異なる

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>÷ (第4-4-(6)により定まる予定償却期間に対応する標準給与現価)</p> <p>基本プラスアルファ部分の特別掛金率 = (bにより定めた 基本プラスアルファ部分のPSL)</p> <p>÷ (第4-4-(6)により定まる予定償却期間に対応する標準給与現価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記の標準給与現価には、基準日以降における加入員数の動向や将来の給与水準の変化を見込むことができる。(加算部分においても同様) 賞与標準給与を報酬標準給与の一定割合として見込んでいる場合には、上記の標準給与現価を「(報酬標準給与現価) × (1+予定賞与率)」と読み替える。(加算型の場合で加算部分において総報酬制を導入する場合も同様) 賞与標準給与額の変動が大きいことが予想されるため、財政の健全性の配慮の上、報酬標準給与からのみ特別掛金を徴収することも可とする。この場合、掛金率の算定にあたっては、上記の標準給与現価を、報酬標準給与現価と読み替えて適用すること。(加算部分において総報酬制を導入する場合も同様) <u>基準日が事業年度末日でない場合には、直近の事業年度末から計算基準日までの付利率として以下の①～④の付利率を用いて最低責任準備金を推計することができる。</u> <u>ただし、推計の際には、第4-4-(4)において使用した数理上資産額の推計方法との整合性を十分勘案し、未償却過去勤務債務を過小に評価することがないように留意すること。</u> <p>①直近までの実績を反映する場合 <u>数理上資産額の推計に第4-4-(4)ーアの方法を用い、運用収益に直近までの実績を使用して推計している場合、又は第4-4-(4)ーイの方法を用いている場合</u> <u>…年金積立金管理運用独立行政法人(以下「GPIF」という)の「業務概況書」に記載の基本ポートフォリオに基づき、市場インデックスで計算基準日まで運用したと仮定して得られる収益率、又は「4半期運用状況」において公表されている収益率</u></p> <p>②前事業年度までの実績を使用する場合 <u>数理上資産額の推計に第4-4-(4)ーアの方法を用い、運用収益に前事業年度の時価ベース利回りを使用して推計している場合</u> <u>…前事業年度の年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用利回り</u></p> <p>③予定利率を使用する場合 <u>数理上資産額の推計に第4-4-(4)ーアの方法を用い、運用収益に予定利率を使用して推計している場合又は第4-4-(4)ーウの方法を用いている場合</u></p>	<p>る予定償却期間を設定することは可。</p> <ul style="list-style-type: none"> 減少、増加のどちらの見込みも可。 財政の健全性に配慮して見込むこと。 将来の給与総額の変動については、財政決算における未償却過去勤務債務残高や減少事業所から一括徴収する掛金の算定においても同様に見込むことに配慮し、簡便な方法により見込むことも可。 <p>(例示) 平均的な率として合理的に算定された一定率を将来の給与総額の変動率として全期間に適用し、現価率に織込む。</p> <ul style="list-style-type: none"> 将来の見込みは、財政計算時に適宜見直すこと。 <p>・(イ) 加算型の場合及び(ウ) 財政方式として予測単位積増方式を採用する場合も、同様の方法により最低責任準備金を推計できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 例えば、前事業年度の運用利回りが高く、最低責任準備金の推計に用いる利率が当該運用利回りに比べて相対的に大幅に低くなる場合であって、当事業年度の運用利回りが大幅に低下したような場合に、左記②を用いて推計すると未償却過去勤務債務残高を過小に評価することとなる場合があるため注意が必要である。 <p>(例示) 直近までの実績を反映する場合の例示</p> <ul style="list-style-type: none"> 直近の事業年度末：H26. 3. 31 計算基準日：H26. 8. 31 利率A：GPIFの直近の「業務概況書」に記載の基本ポートフォリオに基づき、市場インデックスで計算基準日まで運用したと仮定して得られる収益率 利率B：GPIFの「4半期運用状況」において公表されている収益率 <ul style="list-style-type: none"> a. H26. 4. 1～H26. 8. 31までの付利率として利率B(4月～9月の通算)を使用する。 b. H26. 4. 1～H26. 6. 30までの付利率として利率B(第1Q:4月～6月)、H26. 7. 1～H26. 8. 31までの付利率として利率

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>…4.1%、計算時点において公表されている年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用利回りの直近5年平均利回り、又は「法第2条の4第1項に規定する財政の現況及び見通しにおける運用利回り」に関する予測値である厚生労働省発行の「年金積立金運用報告書」に記載の厚生年金の名目運用利回り。</p> <p>④その他 <u>数理上資産額の推計に第4-4-(4)-アの方法を用い、運用収益に0を使用している場合</u> <u>…0%</u></p> <p><u>なお、平成26年3月末基準の計算にて最低責任準備金調整額を使用する場合には、以下の取扱いとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 基準日が事業年度末日でない場合には、第3-4における「当該事業年度の前事業年度における年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用利回り（以下「厚生年金運用利回り」という。）に一を加えた率を十二分の九乗して得た率に当該事業年度における厚生年金運用利回りに一を加えた率を乗じて得た率」を「計算基準日前1年9ヶ月における厚生年金運用利回りに一を加えた率」とし、直近の事業年度末から計算基準日までの付利利率として以下の①～④の付利利率を用いて最低責任準備金調整額を推計することができる。 <p>ただし、推計の際には、第4-4-(4)において使用した数理上資産額の推計方法との整合性を十分勘案し、未償却過去勤務債務を過小に評価することがないよう留意すること。</p> <p>(略)</p>	<p><u>B（第2Q：7月～9月）を使用する。</u> <u>c．H26.4.1～H26.8.31までの付利利率として当該5カ月相当分の利率Aを使用する。</u> <u>d．H26.4.1～H26.6.30までの付利利率として利率B（第1Q：4月～6月）、H26.7.1～H26.8.31までの付利利率として当該2カ月分の利率Aを使用する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (イ) 加算型の場合及び(ウ) 財政方式として予測単位積増方式を採用する場合も、同様の方法により最低責任準備金調整額を推計できる。 <p>(略)</p>

【変更理由】

平成25年改正法等への対応

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
第4-4-(5) 数理上掛金及び 規約上掛金 —ア 数理上掛金の 算定方法	<p>(略)</p> <p>(イ) 加算型</p> <p>a. 規約上の標準掛金率の基礎となる数理上の標準掛金率は採用した財政方式により基本プラスアルファ部分と加算部分に区分して算定する。</p> <p>b. 第4-4-(4)で算定した資産額のうち、基本先取り方式により、基本プラスアルファ部分の数理債務相当額、最低責任準備金及び最低責任準備金調整額の合計額を基本部分の資産として充当し、その残余を加算部分に充当する。</p> <p>c. 未償却過去勤務債務残高（PSL） = 加算部分の数理債務 - bで算定した加算部分の充当資産額</p> <p>d. 特別掛金率 = (cにより定めたPSL) ÷ (第4-4-(6)により定まる予定償却期間に対応する加算給与現価)</p> <p>・上記の加算給与現価には、基準日以降における加入員数の動向や将来の給与水準の変化を見込むことができる。</p> <p>e. b～dによらず、代行部分、基本プラスアルファ部分及び加算部分に区分して特別掛金を算定することができる。この場合、以下の①から⑦の方法により資産額を基本部分と加算部分に配分し、さらに、基本部分に配分された資産額を、第4-4-(5)ーア(ア) bに定めるところに準じて、代行部分と基本プラスアルファ部分に配分し、第4-4-(5)ーア(ア) bとc及びcとdに定めるところに準じて、代行部分、基本プラスアルファ部分及び加算部分の未償却過去勤務債務残高を算定し、特別掛金を算定すること。 また、代行部分に特別掛金が生じないように資産を充当し、その残余を①から⑦の方法に準じて基本プラスアルファ部分及び加算部分に配分し、cとdに定めるところに準じて、基本プラスアルファ部分及び加算部分の未償却過去勤務債務残高を算定し、特別掛金を算定することも可。</p> <p>① 基本部分の規約上掛金率が当該財政計算の前後で変わらないように基本部分に資産額を充当し、加算部分に充てる資産額はその残余とする方法。</p> <p>② 免除保険料率の変動幅が基本部分の規約上掛金率の変動幅となるように基本部分に資産額を充当し、加算部分に充てる資産額はその残余とする方法。</p> <p>③ 直前の財政検証、前回の財政計算又は当該財政計算の基準日における（基本プラスアルファ部分の数理債務＋最低責任準備金＋最低責任準備金調整額）と加算部分の数理債務の比により資産額を按分する方法。</p>	<p>・定額制の制度において、一人あたりの特別掛金額で設定の場合、加算給与現価を加算適用加入員現価（人数現価）に置換えて算出する。</p> <p>・(ア) cの備考欄参照</p> <p>・代行部分と代行部分以外（基本プラスアルファ部分＋加算部分）に区分して特別掛金を算定することは不可。</p> <p>・資産額を基本部分と加算部分に配分する方法と、基本部分に配分された資産額を代行部分と基本プラスアルファ部分に配分する方法は、同一方法でなくても可。</p> <p>・前回の財政計算が前回改正前の財政運営基準による場合、基本部分を代行部分と基本プラスアルファ部分に分離して掛金計算することに起因して発生する後発債務分については、左記e①～⑦の方法にかかわらず、代行部分あるいは基本プラスアルファ部分の特別掛金として算定して償却することも可。</p> <p>・①、②の「基本部分の規約上掛金率」は、新たに設定した予定償却期間に基づいて算定しても可。</p> <p>・「当該財政計算の基準日」における数理債務等の債務は、財政計算前の額、財政計算後の額いずれも可。</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>④ 直前の財政検証、前回の財政計算又は当該財政計算の基準日における（基本プラスアルファ部分の数理債務＋最低責任準備金＋最低責任準備金調整額－基本部分の特別掛金収入現価－基本部分の特例掛金収入現価）と加算部分の（数理債務－特別掛金収入現価－特例掛金収入現価）の比により資産額を按分する方法。</p> <p>⑤ 最低責任準備金＋最低責任準備金調整額を先取りとし、残余資産を上記①～④に準じて基本プラスアルファ部分及び加算部分へ充当する方法。</p> <p>⑥ ①～⑤のいずれかの方法により加算部分に配分された資産額のうち、加算部分の規約上掛金率が当該財政計算の前後で変わらないために必要な額を上回る額を、基本部分に配分された資産額と合わせて基本部分に充当し、加算部分に充てる資産額はその残余とする方法。</p> <p>⑦ ①～⑤のいずれかの方法により加算部分に配分された資産額のうち、加算部分の数理債務に相当する額を上回る額を、基本部分に配分された資産額と合わせて基本部分に充当し、加算部分に充てる資産額はその残余とする方法。</p> <p>(略)</p>	<p>・⑥の「加算部分の規約上掛金率」は、新たに設定した予定償却期間に基づいて算定しても可。</p> <p>(略)</p>

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>第4-4-(5) 数理上掛金及び 規約上掛金 ーア 数理上掛金の 算定方法</p>	<p>(略)</p> <p>(イ) 加算型</p> <p>a. 規約上の標準掛金率の基礎となる数理上の標準掛金率は採用した財政方式により基本プラスアルファ部分と加算部分に区分して算定する。</p> <p>b. 第4-4-(4)で算定した資産額のうち、基本先取り方式により、基本プラスアルファ部分の数理債務相当額及び最低責任準備金の合計額を基本部分の資産として充当し、その残余を加算部分に充当する。</p> <p>c. 未償却過去勤務債務残高（PSL） ＝加算部分の数理債務 － bで算定した加算部分の充当資産額</p> <p>d. 特別掛金率 ＝（cにより定めたPSL） ÷（第4-4-(6)により定まる予定償却期間に対応する加算給与現価）</p> <p>・上記の加算給与現価には、基準日以降における加入員数の動向や将来の給与水準の変化を見込むことができる。</p> <p>e. b～dによらず、代行部分、基本プラスアルファ部分及び加算部分に区分して特別掛金を算定することができる。この場合、以下の①から⑦の方法により資産額を基本部分と加算部分に配分し、さらに、基本部分に配分された資産額を、第4-4-(5)ーア(ア)</p>	<p>・定額制の制度において、一人あたりの特別掛金額で設定の場合、加算給与現価を加算適用加入員現価（人数現価）に置換えて算出する。</p> <p>・(ア) cの備考欄参照</p> <p>・代行部分と代行部分以外（基本プラスアルファ部分＋加算部分）に区分して特別掛金を算定することは不可。</p> <p>・資産額を基本部分と加算部分に配分する方法と、基本部分に配分された資産額を代行</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>bに定めるところに準じて、代行部分と基本プラスアルファ部分に配分し、第4-4-(5)-ア(ア) bとc及びcとdに定めるところに準じて、代行部分、基本プラスアルファ部分及び加算部分の未償却過去勤務債務残高を算定し、特別掛金を算定すること。</p> <p>また、代行部分に特別掛金が生じないように資産を充当し、その残余を①から⑦の方法に準じて基本プラスアルファ部分及び加算部分に配分し、cとdに定めるところに準じて、基本プラスアルファ部分及び加算部分の未償却過去勤務債務残高を算定し、特別掛金を算定することも可。</p> <p>① 基本部分の規約上掛金率が当該財政計算の前後で変わらないように基本部分に資産額を充当し、加算部分に充てる資産額はその残余とする方法。</p> <p>② 免除保険料率の変動幅が基本部分の規約上掛金率の変動幅となるように基本部分に資産額を充当し、加算部分に充てる資産額はその残余とする方法。</p> <p>③ 直前の財政検証、前回の財政計算又は当該財政計算の基準日における（基本プラスアルファ部分の数理債務＋最低責任準備金）と加算部分の数理債務の比により資産額を按分する方法。</p> <p>④ 直前の財政検証、前回の財政計算又は当該財政計算の基準日における（基本プラスアルファ部分の数理債務＋最低責任準備金－基本部分の特別掛金収入現価－基本部分の特例掛金収入現価）と加算部分の（数理債務－特別掛金収入現価－特例掛金収入現価）の比により資産額を按分する方法。</p> <p>⑤ 最低責任準備金を先取りとし、残余資産を上記①～④に準じて基本プラスアルファ部分及び加算部分へ充当する方法。</p> <p>⑥ ①～⑤のいずれかの方法により加算部分に配分された資産額のうち、加算部分の規約上掛金率が当該財政計算の前後で変わらないために必要な額を上回る額を、基本部分に配分された資産額と合わせて基本部分に充当し、加算部分に充てる資産額はその残余とする方法。</p> <p>⑦ ①～⑤のいずれかの方法により加算部分に配分された資産額のうち、加算部分の数理債務に相当する額を上回る額を、基本部分に配分された資産額と合わせて基本部分に充当し、加算部分に充てる資産額はその残余とする方法。</p> <p>(略)</p>	<p>部分と基本プラスアルファ部分に配分する方法は、同一方法でなくても可。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回の財政計算が平成22年1月15日付通知『「代行保険料率の算定に関する取扱いについて」等の一部改正について』(年発第0115第1号)第3号による改正前の財政運営基準による場合、基本部分を代行部分と基本プラスアルファ部分に分離して掛金計算することに起因して発生する後発債務分については、左記e①～⑦の方法にかかわらず、代行部分あるいは基本プラスアルファ部分の特別掛金として算定して償却することも可。 ・①、②の「基本部分の規約上掛金率」は、新たに設定した予定償却期間に基づいて算定しても可。 ・「当該財政計算の基準日」における数理債務等の債務は、財政計算前の額、財政計算後の額いずれも可。 ・⑥の「加算部分の規約上掛金率」は、新たに設定した予定償却期間に基づいて算定しても可。 <p>(略)</p>

【変更理由】

平成25年改正法等への対応

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
第4-4-(5) 数理上掛金及び 規約上掛金 ーア 数理上掛金の 算定方法	(略) g. b～fによらず、全部又は一部の設立事業所における受給権者に係る数理債務、最低責任準備金及び最低責任準備金調整額の合計額を資産額から控除し、当該受給権者に係る数理債務の額、最低責任準備金及び最低責任準備金調整額の額を、それぞれ基金全体の数理債務、最低責任準備金及び最低責任準備金調整額の額から控除したうえで、b～fに定めるところに準じて未償却過去勤務債務残高を算定し、特別掛金を算定することができる。 (ウ) 上記(ア)、(イ)にかかわらず、財政方式として予測単位積増方式を採用する場合、 未償却過去勤務債務残高（PSL） = 加入員や受給権者の過去勤続期間に獲得された給付額をベースに算定する数理債務 + 最低責任準備金 + 最低責任準備金調整額 - 第4-4-(4)により算定した資産額 (略)	(略) ・受給権者に係る最低責任準備金及び最低責任準備金調整額は、基金全体の最低責任準備金及び最低責任準備金調整額を過去期間代行給付現価の比により按分した額とする。 (略)

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
ーア 数理上掛金の 算定方法	(略) g. b～fによらず、全部又は一部の設立事業所における受給権者に係る数理債務及び最低責任準備金の合計額を資産額から控除し、当該受給権者に係る数理債務の額及び最低責任準備金の額を、それぞれ基金全体の数理債務及び最低責任準備金の額から控除したうえで、b～fに定めるところに準じて未償却過去勤務債務残高を算定し、特別掛金を算定することができる。 (ウ) 上記(ア)、(イ)にかかわらず、財政方式として予測単位積増方式を採用する場合、 未償却過去勤務債務残高（PSL） = 加入員や受給権者の過去勤続期間に獲得された給付額をベースに算定する数理債務 + 最低責任準備金 - 第4-4-(4)により算定した資産額 (略)	(略) ・受給権者に係る最低責任準備金は、基金全体の最低責任準備金を過去期間代行給付現価の比により按分した額とする。 (略)

【変更理由】

平成25年改正法等への対応

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>第4-4-(5) 数理上掛金及び 規約上掛金 —イ 次回の財政再計 算までに発生す る積立不足の予 想額</p> <p> —ウ 掛金の調整</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・積立不足の予想額の見込みについては基金（母体）から資料を徴求する（一時的である旨の確認を含む） ・特例掛金は、加入員の減少に配慮して設定する。（例えば一定額で償却）。 ・拠出開始日は基準日の翌々日から1年以内の任意の日とできる。拠出の終了日は次回の財政再計算による新掛金率適用予定日の前日とする。（当該積立不足の予想額は、次回の財政再計算による新掛金率適用予定日を予定償却完了日とする期間で元利均等償却するものであり、積立不足が発生すると予測される期間で元利均等償却するわけではないことに留意すること。） ・拠出の終了日までに財政計算を行う場合は、当該財政計算時に特例掛金を設定し直すことができる。 ・給付区分特例を実施している場合は、給付区分ごとに特例掛金を算定する。 <p>「前記アで算定した未償却過去勤務債務残高が負の場合、次の調整により標準掛金率を引下げることができる。」 （ただし、代行部分を除く。）</p> <p>(7) 代行型及び共済型 負の未償却過去勤務債務残高を標準給与現価で除して算定した負の掛金率を同 a で算定される標準掛金率に加えた率を標準掛金率とする。</p> <p>(イ) 加算型 負の未償却過去勤務債務残高を加算給与現価で除して算定した負の掛金率を同 a で算定される標準掛金率に加えた率を標準掛金率とする。 なお、負の未償却過去勤務債務残高について、前記ア、(イ) e の取扱いを準用し合理的な方法により、掛金率の調整を行うことができるものとする。</p>	<p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近の予算作成時に使用した年金資産等を合理的に補正したものにに基づき予想運用利回りが予定利率を下回る額（下回る年数分） ・加入員規模が著しく予定を下回る場合の掛金収入減少見込額（掛金を一人あたりの額あるいは基準給与1円あたりの率で定めている場合） ・脱退及び昇給の実績が予定と著しく乖離する場合に見込まれる脱退差損及び昇給差損の額 （過去の実績から合理的に推計した額） <ul style="list-style-type: none"> ・予定利率を変更する場合等、積立不足の予想額の計算基礎が変更になる場合は見直す。 <ul style="list-style-type: none"> ・特例掛金の計上例 ①基本、加算部分の一方に計上 ②差損の発生区分に応じて計上 （例えば、利差損の予想額を、「最低責任準備金+最低責任準備金調整額-代行部分の特別掛金収入現価」、基本プラスアルファ部分の「数理債務-特別掛金収入現価」、加算部分の「数理債務-特別掛金収入現価」の比でそれぞれ計上） <ul style="list-style-type: none"> ・調整を行わない場合、負の未償却過去勤務残高相当額の全部、また、行う場合においても一部を標準掛金率の引下げに用いず、別途積立金積増金で処理することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・負の掛金率の端数処理は切り捨て (例示) -3.75% → -3%
<p>第4-4-(6) 過去勤務債務の 予定償却期間</p> <p> —ア</p>	<p>【基本的考え方】 未償却過去勤務債務は、将来の給付を行うにあたって標準掛金による収入及び資産額では賄いきれない部分であるため、一定の償却期間を定めて早期かつ確実に償却しなくてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定償却期間の定義 「ア. 予定償却開始日」から、「イ. 予定償却完了日」までの期間を予定償却期間と定める。 <ul style="list-style-type: none"> ・第4-1-(1) 基金設立時等の財政計算、同(3) 変更計算 	<ul style="list-style-type: none"> ・第4-4-(5) —イの予想額を除いた過去勤務債務について記載 <ul style="list-style-type: none"> ・第4-1-(1) の各号、第4-1-(3) —ア、第4

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>予定償却開始日</p>	<p>(オ. 責任準備金の確保、カ. 最低積立基準額及び最低責任準備金の確保を除く) の場合は、設立日或いは制度変更日を予定償却開始日とする。</p>	<p>－1－(3)－キ又は第4－1－(3)－クのいずれかに該当する場合、予定償却開始日は基準日の翌日から認可申請日の翌年の応当日までの間の任意の日であるが、当該認可申請日とは、認可申請書の提出の日をいう。</p> <p>(例示)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. N年2月1日を基準日とする、 N年10月1日付新設の場合 → N年10月1日 2. N年3月31日を基準日とする、 N+1年4月1日付給付の変更の場合 → N+1年4月1日
<p>－イ 予定償却完了日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第4-1-(2)財政再計算、(3)－オ、カの場合は、新掛金率適用開始予定日を予定償却開始日とするを原則とする。 ・未償却過去勤務債務残高とは原則として特別掛金収入現価とする。(以下第4において同じ。第3-3-(3)イ参照) ・ベア(第4-4-(2)－エ予定昇給指数参照)を見込んでいる場合であっても、特別掛金収入現価の計算においては原則として反映しない。 ・第4-1-(1)の基金設立時等の財政計算及び同(3)－ア給付の変更の場合に限り期間の上限(20年。)の起算を設立日又は、制度変更日からとできる。 ・「未償却過去勤務債務」は、計算基準日時点の過去勤務債務の額とする。なお、財政計算時に繰越不足金があれば、解消後の額とし、財政計算時に別途積立金をとりくずす場合はとりくずし後の額とする(下記ウにおいて同じ)。 ・「当該財政計算において新たに発生した過去勤務債務」は、「未償却過去勤務債務」から「前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち償却されていない額」を控除した額。 ・「前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち償却されていない額」は、計算基準日時点の財政計算前の規約上特別掛金に基づく特別掛金収入現価とする(下記ウにおいて同じ)。ただし、当該財政計算前に掛金引上げ猶予を適用している場合には、掛金引上げ猶予を適用した財政計算時における数理上掛金に基づく特別掛金収入現価とする。 <p>(略)</p>	<p><参考></p> <p>厚生年金基金規則第32条第5項 「第2項の補足掛金額は、厚生労働大臣の定める方法により計算されなければならないが、かつ、その額のうち過去勤務債務に係る掛金の額は、原則として二十年以内の範囲内で当該債務が償却されるように計算されなければならない。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移行に伴う評価損償却のための特別掛金と通常の特別掛金で、予定償却完了日を異にすることができる。 <p>(略)</p>

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>第4-4-(5) 数理上掛金及び 規約上掛金 —イ 次回の財政再計 算までに発生す る積立不足の予 想額</p> <p> —ウ 掛金の調整</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・積立不足の予想額の見込みについては基金（母体）から資料を徴求する（一時的である旨の確認を含む） ・特例掛金は、加入員の減少に配慮して設定する。（例えば一定額で償却）。 ・拠出開始日は基準日の翌々日から1年以内の任意の日とできる。拠出の終了日は次回の財政再計算による新掛金率適用予定日の前日とする。（当該積立不足の予想額は、次回の財政再計算による新掛金率適用予定日を予定償却完了日とする期間で元利均等償却するものであり、積立不足が発生すると予測される期間で元利均等償却するわけではないことに留意すること。） ・拠出の終了日までに財政計算を行う場合は、当該財政計算時に特例掛金を設定し直すことができる。 ・給付区分特例を実施している場合は、給付区分ごとに特例掛金を算定する。 <p>「前記アで算定した未償却過去勤務債務残高が負の場合、次の調整により標準掛金率を引下げることができる。」 （ただし、代行部分を除く。）</p> <p>(ア) 代行型 負の未償却過去勤務債務残高を標準給与現価で除して算定した負の掛金率を同 a で算定される標準掛金率に加えた率を標準掛金率とする。</p> <p>(イ) 加算型 負の未償却過去勤務債務残高を加算給与現価で除して算定した負の掛金率を同 a で算定される標準掛金率に加えた率を標準掛金率とする。 なお、負の未償却過去勤務債務残高について、前記ア、(イ) e の取扱いを準用し合理的な方法により、掛金率の調整を行うことができるものとする。</p>	<p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近の予算作成時に使用した年金資産等を合理的に補正したものにに基づき予想運用利回りが予定利率を下回る額（下回る年数分） ・加入員規模が著しく予定を下回る場合の掛金収入減少見込額（掛金を一人あたりの額あるいは基準給与1円あたりの率で定めている場合） ・脱退及び昇給の実績が予定と著しく乖離する場合に見込まれる脱退差損及び昇給差損の額 （過去の実績から合理的に推計した額） ・予定利率を変更する場合等、積立不足の予想額の計算基礎が変更になる場合は見直す。 ・特例掛金の計上例 ①基本、加算部分の一方に計上 ②差損の発生区分に応じて計上 （例えば、利差損の予想額を、「最低責任準備金—代行部分の特別掛金収入現価」、基本プラスアルファ部分の「数理債務—特別掛金収入現価」、加算部分の「数理債務—特別掛金収入現価」の比でそれぞれ計上） ・調整を行わない場合、負の未償却過去勤務残高相当額の全部、また、行う場合においても一部を標準掛金率の引下げに用いず、別途積立金積増金で処理することができる。 ・負の掛金率の端数処理は切り捨て （例示） $-3.75\% \rightarrow -3\%$
<p>第4-4-(6) 過去勤務債務の 予定償却期間</p> <p> —ア</p>	<p>【基本的考え方】 未償却過去勤務債務は、将来の給付を行うにあたって標準掛金による収入及び資産額では賄いきれない部分であるため、一定の償却期間を定めて早期かつ確実に償却しなくてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定償却期間の定義 「ア. 予定償却開始日」から、「イ. 予定償却完了日」までの期間を予定償却期間と定める。 <p>・第4-1-(1) 基金設立時等の財政計算、同(3) 変更計算</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第4-4-(5) —イの予想額を除いた過去勤務債務について記載 ・第4-1-(1) の各号、第4-1-(3) —ア、第4

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>予定償却開始日</p>	<p>(オ. 責任準備金の確保、カ. 最低積立基準額及び最低責任準備金の確保を除く) の場合は、設立日或いは制度変更日を予定償却開始日とする。</p>	<p>－1－(3)－キ又は第4－1－(3)－クのいずれかに該当する場合、予定償却開始日は基準日の翌日から認可申請日の翌年の応当日までの間の任意の日であるが、当該認可申請日とは、認可申請書の提出の日をいう。</p> <p>(例示)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. N年2月1日を基準日とする、 N年10月1日付新設の場合 → N年10月1日 2. N年3月31日を基準日とする、 N+1年4月1日付給付の変更の場合 → N+1年4月1日
<p>－イ 予定償却完了日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第4-1-(2)財政再計算、(3)－オ、カの場合は、新掛金率適用開始予定日を予定償却開始日とするを原則とする。 ・未償却過去勤務債務残高とは原則として特別掛金収入現価とする。(以下第4において同じ。第3-3-(3)イ参照) ・ベア(第4-4-(2)－エ予定昇給指数参照)を見込んでいる場合であっても、特別掛金収入現価の計算においては原則として反映しない。 ・第4-1-(1)の基金設立時等の財政計算及び同(3)－ア給付の変更の場合に限り期間の上限(20年。)の起算を設立日又は、制度変更日からとできる。 ・「未償却過去勤務債務」は、計算基準日時点の過去勤務債務の額とする。なお、財政計算時に繰越不足金があれば、解消後の額とし、財政計算時に別途積立金をとりくずす場合はとりくずし後の額とする(下記ウにおいて同じ。) ・「当該財政計算において新たに発生した過去勤務債務」は、「未償却過去勤務債務」から「前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち償却されていない額」を控除した額。 ・「前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち償却されていない額」は、計算基準日時点の財政計算前の規約上特別掛金に基づく特別掛金収入現価とする(下記ウにおいて同じ)。ただし、当該財政計算前に掛金引上げ猶予を適用している場合には、掛金引上げ猶予を適用した財政計算時における数理上掛金に基づく特別掛金収入現価とする。 <p>(略)</p>	<p><参考></p> <p>厚生年金基金規則第32条第5項 「第2項の補足掛金額は、厚生労働大臣の定める方法により計算されなければならない、かつ、その額のうち過去勤務債務に係る掛金の額は、原則として二十年以内の範囲内で当該債務が償却されるように計算されなければならない。」</p> <p>・移行に伴う評価損償却のための特別掛金と通常の特別掛金で、予定償却完了日を異にすることができる。</p> <p><u>変更の趣旨からして繰越不足金の解消を留保できると考えられる場合には、繰越不足金の解消は不要</u></p> <p>(例示)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>事業所編入、合併に伴う一部事業所のみ</u> <u>の特別掛金率の変更</u> 2. <u>積立水準の回復計画に基づく、償却期間短縮による特別掛金率の変更</u> 3. <u>積立水準の回復計画終了時の、償却期間延長による特別掛金率の従前復帰</u> <p>・<u>予定利率を変更して財政計算を行う際に「当該財政計算において新たに発生した過去勤務債務」の額を算定する場合、先発の過去勤務債務は新しい予定利率を用いて算定した特別掛金収入現価とする。</u></p> <p>(略)</p>

【変更理由】

平成25年改正法等への対応、厚生年金基金実務基準補足事項の取り込み

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>第4-4-(7) 過去勤務債務の その他の償却方 法</p> <p>弾力償却</p> <p>一ア</p>	<p>【基本的考え方】 過去勤務債務を早期に確実に償却するために、前記(5)、(6)以外の償却方法として弾力償却、定額償却、定率償却を採ることができる。 また、特別掛金の一括引上げが困難な場合、段階引上げ償却を採ることができる。</p> <p>【基本的考え方】 過去勤務債務を予定より早く償却するために掛金の上下限を定め、その範囲で弾力的に償却を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>○特別掛金率(額)を変更する場合の取扱い</p> <p>a. 当該年度において適用する特別掛金率(額)を従前の率(額)から変更する場合には、規約変更の認可申請書を変更日の1ヶ月前までに提出すること。</p> <p>b. 期中における変更については、制度変更、基金合併、その他の合理的理由がある場合に限る。</p> <p>・設立事業所ごとに異なる特別掛金を設定している場合は、毎事業年度の特別掛金を(下限掛金と上限掛金の範囲内で)設定するにあたり、(同一給付区分内では)予定償却期間が全ての設立事業所で同一となるような特別掛金を適用すること。(ただし、編入時の特別掛金についてはこの限りではない。)</p> <p>(略)</p>

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>第4-4-(7) 過去勤務債務の その他の償却方法</p> <p>弾力償却</p> <p>一ア</p>	<p>【基本的考え方】 過去勤務債務を早期に確実に償却するために、前記(5)、(6)以外の償却方法として弾力償却、定額償却、定率償却を採ることができる。 <u>償却方法のみの変更（償却期間の短縮、定額償却、定率償却の導入、弾力償却への変更）を行うことができる。なお、繰越不足金がある場合は、同時に解消する必要があるが、繰越不足金の解消を留保できると考えられる場合には、繰越不足金の解消は不要。</u> また、特別掛金の一括引上げが困難な場合、段階引上げ償却を採ることができる。</p> <p>【基本的考え方】 過去勤務債務を予定より早く償却するために掛金の上下限を定め、その範囲で弾力的に償却を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>○特別掛金率（額）を変更する場合の取扱い</p> <p>a. 当該年度において適用する特別掛金率（額）を従前の率（額）から変更する場合には、規約変更の認可申請書を変更日の1ヶ月前までに提出すること。</p> <p>b. 期中における変更については、制度変更、基金合併、その他の合理的理由がある場合に限る。</p> <p>・設立事業所ごとに異なる特別掛金を設定している場合は、毎事業年度の特別掛金を（下限掛金と上限掛金の範囲内で）設定するにあたり、（同一給付区分内では）予定償却期間が全ての設立事業所で同一となるような特別掛金を適用すること。（ただし、編入時の特別掛金についてはこの限りではない。）</p> <p><u>・次のようなケースにおいて、弾力償却の上限掛金を定める最短償却期間は、予定償却期間の「k-1年」を基準とする。</u> <u>計算基準日： n年3月31日</u> <u>予定償却開始日： n+1年4月1日</u> <u>予定償却完了日： n+k年4月1日 (k>1)</u> <u>なお、上限掛金は「予定償却開始日からの期間」に基づいて算定することを原則とする。</u></p> <p>(略)</p>

【変更理由】

厚生年金基金実務基準補足事項の取り込み

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>第4-4-(7) 過去勤務債務の その他の償却方法 一ウ 定率償却</p>	<p>【基本的考え方】 第4-4-(5)に定める方法を採用した場合、償却開始当初は利息負担が大きいため債務残高はゆっくり減少するが、定率償却では償却開始当初は償却額が大きくなるため、急速に減少させることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各事業年度の特別掛金の総額の定め方 前事業年度末の過去勤務債務残高の見込額 ×償却割合 (0.15~0.50) 各年度の賦課方法の定め方 前記イ定額償却の場合と同様とする。 未償却過去勤務債務残高の全部償却の可否の判定のための当該事業年度の標準掛金の総額の定め方 標準掛金率×当該事業年度の予算編成時点の加入員数又は総給与×12 ここに標準掛金率は基本部分、加算部分合計とし、これを移行に伴う評価損の見込額と、前記、前事業年度末の過去勤務債務残高の見込額の総合計と比較する。 予定償却期間の算定方法 PSL₀: 財政計算時の未償却過去勤務債務残高 PSL_t: 財政計算からt年経過後の財政検証時の未償却過去勤務債務残高 R : 償却割合 としたとき、 $PSL_t = PSL_{t-1} \times (1+i) - PSL_{t-1} \times R \times (1+i)^{1/2}$ で順次計算したPSL_tが、 標準掛金率×財政計算時点の加入員数又は総給与×12 を初めて下回るtに対して、t+1を予定償却期間とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 定率償却の場合、各事業年度に発生する差損益は当年度剰余金又は不足金として処理されるため、財政計算時に、次回財政再計算時までの各事業年度末の過去勤務債務残高の見込額が確定する。 <p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> 前事業年度末の過去勤務債務残高の見込額 =前々事業年度末未償却過去勤務債務残高 ×(1+i) -償却方法に従って前事業年度中に償却される過去勤務債務 ×(1+i)^{1/2} ここにiは、第4-4-(2)アの予定利率とする。 <ul style="list-style-type: none"> 予定償却期間の下限である3年、及び上限である20年の制約は受けない。
<p>一エ 段階引上げ償却</p>	<p>【基本的考え方】 特別掛金水準が高くなり、一括引上げが困難な場合、一定の要件を満たす場合に限り、特別掛金の引上げを段階的に引上げることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 財政計算の基準日の翌々日から起算して5年以内に定期的かつ引上げ幅が経年的に大きくならない方法で段階的に引上げること。 <p>(略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 初回の掛金引上げを基準日の翌々日より起算して1年を超えるように設定することは不可。 定期的であれば1年毎の他に2年毎などの方法も可。 「引上げ幅が経年的に大きくならない方法」とは、n年後の引上げ幅がk (0≤k≤n-1)年後の引上げ幅以下となることをいう。 <p>(略)</p>

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>第4-4-(7) 過去勤務債務の その他の償却方法 一ウ 定率償却</p>	<p>【基本的考え方】 第4-4-(5)に定める方法を採用した場合、償却開始当初は利息負担が大きいため債務残高はゆっくり減少するが、定率償却では償却開始当初は償却額が大きくなるため、急速に減少させることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各事業年度の特別掛金の総額の定め方 前事業年度末の過去勤務債務残高の見込額 ×償却割合 (0.15～0.50) 各年度の賦課方法の定め方 前記イ定額償却の場合と同様とする。 未償却過去勤務債務残高の全部償却の可否の判定のための当該事業年度の標準掛金の総額の定め方 標準掛金率×当該事業年度の予算編成時点の加入員数又は総給与×12 ここに標準掛金率は基本部分、加算部分合計とし、これを移行に伴う評価損の見込額と、前記、前事業年度末の過去勤務債務残高の見込額の総合計と比較する。 予定償却期間の算定方法 PSL₀ : 財政計算時の未償却過去勤務債務残高 PSL_t : 財政計算から t 年経過後の財政検証時の未償却過去勤務債務残高 R : 償却割合 としたとき、 $PSL_t = PSL_{t-1} \times (1+i) - PSL_{t-1} \times R \times (1+i)^{1/2}$ で順次計算した PSL_t が、 標準掛金率×財政計算時点の加入員数又は総給与×12 を初めて下回る t に対して、t+1 を予定償却期間とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 定率償却の場合、各事業年度に発生する差損益は当年度剰余金又は不足金として処理されるため、財政計算時に、次回財政再計算時までの各事業年度末の過去勤務債務残高の見込額が確定する。 (例示) 前事業年度末の過去勤務債務残高の見込額 =前々事業年度末未償却過去勤務債務残高×(1+i) -償却方法に従って前事業年度中に償却される過去勤務債務 ×(1+i)^{1/2} ここに i は、第4-4-(2)アの予定利率とする。 <u>事業年度が12ヵ月でない場合の償却額の算出方法の例示</u> (例示) 設立日が10月1日で償却割合50% (第1事業年度が18ヵ月) の場合 ・1回目に到来する3月末までの期間とその後の1年に分ける。 ・3月末までの6ヵ月間は50%×(6/12)=25%の償却額を設定する。 ・その後の1年は、4月1日時点の未償却過去勤務債務残高=100%×(1+i)^{1/2}-25%×(1+i)^{1/4} として償却額を算定する。 予定償却期間の下限である3年、及び上限である20年の制約は受けない。
<p>一エ 段階引上げ償却</p>	<p>【基本的考え方】 特別掛金水準が高くなり、一括引上げが困難な場合、一定の要件を満たす場合に限り、特別掛金の引上げを段階的に行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 財政計算の基準日の翌々日から起算して5年以内に定期 	<ul style="list-style-type: none"> 初回の掛金引上げを基準日の翌々日より起算

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>的かつ引上げ幅が経年的に大きくならない方法で段階的に引上げること。</p> <p>(略)</p>	<p>して1年を超えるように設定することは不可。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的であれば1年毎の他に2年毎などの方法も可。 ・「引上げ幅が経年的に大きくならない方法」とは、n年後の引上げ幅がk ($0 \leq k \leq n - 1$) 年後の引上げ幅以下となることをいう。 <p><u>また、引上げ幅算定の際に使用する掛金率は「端数を持った掛金率」とすることができる。</u></p> <p>(略)</p>

【変更理由】

厚生年金基金実務基準補足事項の取り込み

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考														
<p>第4-4-(9) 留意事項</p> <p>一イ 設立事業所ごとに異なる特別掛金の算定方法</p>	<p>【基本的考え方】 事業所間の公平性及び基金財政全体への影響を考慮して、基金と相談の上、合理的に決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 前記アに定めるところによらず、未償却過去勤務債務残高について、次の①又は②の方法により、設立事業所ごとに配分した額に基づいて、設立事業所ごとに特別掛金を算定することができる。 <p>①未償却過去勤務債務残高を按分する方法 未償却過去勤務債務残高を下表に掲げるいずれかの比率に応じて按分した額を各設立事業所に係る未償却過去勤務債務残高とする方法</p> <p>②未償却過去勤務債務残高の変動分（後発債務分）を按分する方法 未償却過去勤務債務残高から特別掛金収入現価と特例掛金収入現価の合計額（注）を控除した額を下表に掲げるいずれかの比率に応じて按分した額に、各設立事業所の当該特別掛金収入現価を加算した額を各設立事業所に係る特別掛金収入現価とする方法</p> <p>（注）当該合計額は、直前の財政検証、前回の財政計算又は当該財政計算の基準日における額とする。なお、当該財政計算の基準日における額とした場合の「特別掛金収入現価と特例掛金収入現価の合計額」は財政計算前の額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部の設立事業所に係る給付設計の変更に伴う財政計算を行う場合には、当該財政計算前の当該設立事業所の特別掛金収入現価に変更前後の数理債務の差額（差分額）を加算した額を、当該財政計算後の当該設立事業所の特別掛金収入現価とすることができる。 <table border="1" data-bbox="327 1377 901 2004"> <thead> <tr> <th></th> <th>按分比の基準</th> <th>按分比の基準日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">①</td> <td>加入員数</td> <td rowspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> 直前の財政検証の基準日 前回の財政計算の基準日 当該財政計算の基準日 </td> </tr> <tr> <td>標準給与（加算給与）</td> </tr> <tr> <td>数理債務＋最低責任準備金 <u>＋最低責任準備金調整額</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">②</td> <td>加入員数</td> <td rowspan="4">同上</td> </tr> <tr> <td>標準給与（加算給与）</td> </tr> <tr> <td>数理債務＋最低責任準備金 <u>＋最低責任準備金調整額</u></td> </tr> <tr> <td>数理債務＋最低責任準備金 <u>＋最低責任準備金調整額</u> －特別掛金収入現価 －特例掛金収入現価</td> </tr> </tbody> </table>		按分比の基準	按分比の基準日	①	加入員数	<ul style="list-style-type: none"> 直前の財政検証の基準日 前回の財政計算の基準日 当該財政計算の基準日 	標準給与（加算給与）	数理債務＋最低責任準備金 <u>＋最低責任準備金調整額</u>	②	加入員数	同上	標準給与（加算給与）	数理債務＋最低責任準備金 <u>＋最低責任準備金調整額</u>	数理債務＋最低責任準備金 <u>＋最低責任準備金調整額</u> －特別掛金収入現価 －特例掛金収入現価	<ul style="list-style-type: none"> 例えば加算部分のみといったように、ある給付区分のみ、設立事業所ごとの特別掛金を設定することも可。 給付区分特例を実施している場合は、給付区分ごとに区分された資産額により、各給付区分の未償却過去勤務債務残高を算定し、設立事業所ごとに特別掛金を設定する。 「未償却過去勤務債務残高から特別掛金収入現価と特例掛金収入現価の合計額を控除した額」が負となる場合も当該按分方法を適用できる。 差分額は、当該給付設計の変更に起因する額に限る。なお、当該給付設計の変更に起因しない計算基礎率の変更による額を含むことはできない。 全部又は一部の設立事業所における受給権者に係る数理債務、<u>最低責任準備金及び最低責任準備金調整額</u>の合計額を資産額から控除（先取り）する場合は、当該受給権者に係る数理債務、<u>最低責任準備金及び最低責任準備金調整額</u>を左表の①又は②における「数理債務＋最低責任準備金<u>＋最低責任準備金調整額</u>」から控除する。 設立事業所に係る<u>最低責任準備金及び最低責任準備金調整額</u>は、基金全体の最低責任準備金<u>及び最低責任準備金調整額</u>を設立事業所ごとの過去期間代行給付現価の比により按分した額とする。
	按分比の基準	按分比の基準日														
①	加入員数	<ul style="list-style-type: none"> 直前の財政検証の基準日 前回の財政計算の基準日 当該財政計算の基準日 														
	標準給与（加算給与）															
	数理債務＋最低責任準備金 <u>＋最低責任準備金調整額</u>															
②	加入員数	同上														
	標準給与（加算給与）															
	数理債務＋最低責任準備金 <u>＋最低責任準備金調整額</u>															
	数理債務＋最低責任準備金 <u>＋最低責任準備金調整額</u> －特別掛金収入現価 －特例掛金収入現価															

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>※「当該財政計算の基準日」の「数理債務」は「当該財政計算」前、「当該財政計算」後の額のいずれを使用してもよい。</p> <p>※「当該財政計算の基準日」の「特別掛金収入現価」と「特例掛金収入現価」は「当該財政計算」の前の額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 同一の給付区分では同一の償却方法とし、増加する設立事業所に係る当該増加時の特別掛金（編入時の特別掛金）を除き、予定償却期間・償却割合は同一とする。 編入時の特別掛金以外において、第4-4-(6)-ウー(ア)により先発債務分特別掛金と後発債務分特別掛金をそれぞれ算定（後発債務分特別掛金の算定においては、予定償却完了日は同一とする。）したうえで両者を合算して特別掛金を設定する場合は、（最終的に）各設立事業所間で予定償却完了日を揃えること。この場合、予定償却完了日を揃えた後の全設立事業所合算の特別掛金額が、（後発債務の予定償却完了日を同一として算定した）予定償却完了日を揃える前の全設立事業所合算の特別掛金額と同一となるように、各設立事業所に共通の予定償却完了日を設定すること。 なお、この場合、財政計算後の特別掛金が第4-4-(6)-ウー(ア)の要件を満たすかどうかは、設立事業所単位ではなく、制度全体（給付区分ごとに異なる予定償却完了日を設定している場合は、当該給付区分単位）の特別掛金額で判定する。 未償却過去勤務債務残高が零を下回る設立事業所がある場合には、他の設立事業所の未償却過去勤務債務残高から当該下回る額を控除すること。 なお、控除される他の設立事業所が複数ある場合は、合理的な方法により按分した額を各設立事業所の未償却過去勤務債務残高から控除すること。 設立事業所が増加する場合は、当該増加に係る財政計算の基準日における当該設立事業所の未償却過去勤務債務残高に基づいて、特別掛金を算定することができる。この場合、給付区分が同一の既存設立事業所と同一の償却方法とする必要があるが、予定償却期間・償却割合は別に設定することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 編入時の特別掛金以外において、財政計算ごとに（後発債務分の）特別掛金を区分して設定する（例：第1特別掛金、第2特別掛金、第3特別掛金、・・・）ことができる。この場合、財政計算ごと（各財政計算時の後発債務分ごと）に予定償却期間・償却割合を別に設定できるが、同一財政計算時に設定する特別掛金の予定償却期間・償却割合は、各設立事業所で同一とすること。 編入時の特別掛金以外において、第4-4-(6)-ウー(イ)又は第4-4-(6)-エにより（各設立事業所の予定償却完了日を同一として）設立事業所ごとの特別掛金を算定する場合においても、財政計算後の特別掛金が第4-4-(6)-ウー(イ)又は第4-4-(6)-エの要件を満たすかどうかは、設立事業所単位ではなく、制度全体（給付区分ごとに異なる予定償却完了日を設定している場合は、当該給付区分単位）で判定する。 制度全体の特別掛金収入現価を増加させない範囲で、別途積立金を積み増すことは可（給付区分特例を実施している場合は、給付区分ごとに、別途積立金の積み増しの可否を判定すること）。 <p>(例示) 合理的な方法 採用した上表の①又は②の按分方法に準じて按分した額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該設立事業所の未償却過去勤務債務残高は、当該基準日における当該設立事業所に係る（数理債務+最低責任準備金+最低責任準備金調整額）-（当該増加に伴い基金が受換した資産）の額とする。なお、当該増加に伴い基金が受換した資産については、当該財政計算の基準日時点で見込まれる額とする。 基金設立、基金合併、権利義務の承継又は給付区分を新たに設ける場合（当該給付区分に係る特別掛金に限る。）も同様の取扱いとなる。

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<ul style="list-style-type: none"> ・設立事業所の増加時（編入時）における当該設立事業所の未償却過去勤務債務残高の償却に係る特別掛金（編入時の特別掛金）については、次回以降の財政計算においても、その未償却分の償却に係る予定償却期間・償却割合を個別に設定して特別掛金を算定することができる。なお、当該予定償却期間・償却割合の設定にあたっては、第4-4-(6)又は第4-4-(7)に準じること。 ・設立事業所が増加する場合において、財政計算を行うべき場合に該当しない場合については、制度全体の財政計算を行わず、当該設立事業所の未償却過去勤務債務残高に係る特別掛金のみを算定することができる。 <p>(略)</p>	<p>(略)</p>

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>第4-4-(9) 留意事項</p> <p>一イ 設立事業所ごとに異なる特別掛金の算定方法</p>	<p>【基本的考え方】 事業所間の公平性及び基金財政全体への影響を考慮して、基金と相談の上、合理的に決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前記アに定めるところによらず、未償却過去勤務債務残高について、次の①又は②の方法により、設立事業所ごとに配分した額に基づいて、設立事業所ごとに特別掛金を算定することができる。 <p>①未償却過去勤務債務残高を按分する方法 未償却過去勤務債務残高を下表に掲げるいずれかの比率に応じて按分した額を各設立事業所に係る未償却過去勤務債務残高とする方法</p> <p>②未償却過去勤務債務残高の変動分（後発債務分）を按分する方法 未償却過去勤務債務残高から特別掛金収入現価と特例掛金収入現価の合計額（注）を控除した額を下表に掲げるいずれかの比率に応じて按分した額に、各設立事業所の当該特別掛金収入現価を加算した額を各設立事業所に係る特別掛金収入現価とする方法</p> <p>（注）当該合計額は、直前の財政検証、前回の財政計算又は当該財政計算の基準日における額とする。なお、当該財政計算の基準日における額とした場合の「特別掛金収入現価と特例掛金収入現価の合計額」は財政計算前の額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部の設立事業所に係る給付設計の変更に伴う財政計算を行う場合には、当該財政計算前の当該設立事業所の特別掛金収入現価に変更前後の数理債務の差額（差分額）を加算した額を、当該財政計算後の当該設立事業所の特別掛金収入現価とすることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・例えば加算部分のみといったように、ある給付区分のみ、設立事業所ごとの特別掛金を設定することも可。 ・給付区分特例を実施している場合は、給付区分ごとに区分された資産額により、各給付区分の未償却過去勤務債務残高を算定し、設立事業所ごとに特別掛金を設定する。 ・「未償却過去勤務債務残高から特別掛金収入現価と特例掛金収入現価の合計額を控除した額」が負となる場合も当該按分方法を適用できる。 ・差分額は、当該給付設計の変更に起因する額に限る。なお、当該給付設計の変更に起因しない計算基礎率の変更による額を含むことはできない。

財政運営基準	実務基準内容	備考														
	<table border="1" data-bbox="323 181 900 707"> <thead> <tr> <th></th> <th>按分比の基準</th> <th>按分比の基準日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">①</td> <td>加入員数</td> <td rowspan="3"> ・直前の財政検証の基準日 ・前回の財政計算の基準日 ・当該財政計算の基準日 </td> </tr> <tr> <td>標準給与(加算給与)</td> </tr> <tr> <td>数理債務+最低責任準備金</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">②</td> <td>加入員数</td> <td rowspan="4">同上</td> </tr> <tr> <td>標準給与(加算給与)</td> </tr> <tr> <td>数理債務+最低責任準備金</td> </tr> <tr> <td> 数理債務+最低責任準備金 -特別掛金収入現価 -特例掛金収入現価 </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="347 770 943 958"> ※「当該財政計算の基準日」の「数理債務」は「当該財政計算」前、「当該財政計算」後の額のいずれを使用してもよい。 ※「当該財政計算の基準日」の「特別掛金収入現価」と「特例掛金収入現価」は「当該財政計算」の前の額とする。 </p> <ul data-bbox="347 987 943 2047" style="list-style-type: none"> ・同一の給付区分では同一の償却方法とし、増加する設立事業所に係る当該増加時の特別掛金（編入時の特別掛金）を除き、予定償却期間・償却割合は同一とする。 ・編入時の特別掛金以外において、第4-4-(6)-ウー(ア)により先発債務分特別掛金と後発債務分特別掛金をそれぞれ算定（後発債務分特別掛金の算定においては、予定償却完了日は同一とする。）したうえで両者を合算して特別掛金を設定する場合は、（最終的に）各設立事業所間で予定償却完了日を揃えること。この場合、予定償却完了日を揃えた後の全設立事業所合算の特別掛金額が、（後発債務の予定償却完了日を同一として算定した）予定償却完了日を揃える前の全設立事業所合算の特別掛金額と同一となるように、各設立事業所に共通の予定償却完了日を設定すること。 なお、この場合、財政計算後の特別掛金が第4-4-(6)-ウー(ア)の要件を満たすかどうかは、設立事業所単位ではなく、制度全体（給付区分ごとに異なる予定償却完了日を設定している場合は、当該給付区分単位）の特別掛金額で判定する。 ・未償却過去勤務債務残高が零を下回る設立事業所がある場合には、他の設立事業所の未償却過去勤務債務残高から当該下回る額を控除すること。 		按分比の基準	按分比の基準日	①	加入員数	・直前の財政検証の基準日 ・前回の財政計算の基準日 ・当該財政計算の基準日	標準給与(加算給与)	数理債務+最低責任準備金	②	加入員数	同上	標準給与(加算給与)	数理債務+最低責任準備金	数理債務+最低責任準備金 -特別掛金収入現価 -特例掛金収入現価	<ul style="list-style-type: none"> ・全部又は一部の設立事業所における受給権者に係る数理債務及び最低責任準備金の合計額を資産額から控除（先取り）する場合は、当該受給権者に係る数理債務及び最低責任準備金を左表の①又は②における「数理債務+最低責任準備金」から控除する。 ・設立事業所に係る最低責任準備金は、基金全体の最低責任準備金を設立事業所ごとの過去期間代行給付現価の比により按分した額とする。 ・編入時の特別掛金以外において、財政計算ごとに（後発債務分の）特別掛金を区分して設定する（例：第1特別掛金、第2特別掛金、第3特別掛金、・・・）ことができる。この場合、財政計算ごと（各財政計算時の後発債務分ごと）に予定償却期間・償却割合を別に設定できるが、同一財政計算時に設定する特別掛金の予定償却期間・償却割合は、各設立事業所で同一とすること。 ・編入時の特別掛金以外において、第4-4-(6)-ウー(イ)又は第4-4-(6)-エにより（各設立事業所の予定償却完了日を同一として）設立事業所ごとの特別掛金を算定する場合においても、財政計算後の特別掛金が第4-4-(6)-ウー(イ)又は第4-4-(6)-エの要件を満たすかどうかは、設立事業所単位ではなく、制度全体（給付区分ごとに異なる予定償却完了日を設定している場合は、当該給付区分単位）で判定する。 ・制度全体の特別掛金収入現価を増加させない範囲で、別途積立金を積み増すことは可（給付区分特例を実施している場合は、給
	按分比の基準	按分比の基準日														
①	加入員数	・直前の財政検証の基準日 ・前回の財政計算の基準日 ・当該財政計算の基準日														
	標準給与(加算給与)															
	数理債務+最低責任準備金															
②	加入員数	同上														
	標準給与(加算給与)															
	数理債務+最低責任準備金															
	数理債務+最低責任準備金 -特別掛金収入現価 -特例掛金収入現価															

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>なお、控除される他の設立事業所が複数ある場合は、合理的な方法により按分した額を各設立事業所の未償却過去勤務債務残高から控除すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設立事業所が増加する場合は、当該増加に係る財政計算の基準日における当該設立事業所の未償却過去勤務債務残高に基づいて、特別掛金を算定することができる。この場合、給付区分が同一の既存設立事業所と同一の償却方法とする必要があるが、予定償却期間・償却割合は別に設定することができる。 ・設立事業所の増加時（編入時）における当該設立事業所の未償却過去勤務債務残高の償却に係る特別掛金（編入時の特別掛金）については、次回以降の財政計算においても、その未償却分の償却に係る予定償却期間・償却割合を個別に設定して特別掛金を算定することができる。なお、当該予定償却期間・償却割合の設定にあたっては、第4-4-(6)又は第4-4-(7)に準じること。 ・設立事業所が増加する場合において、財政計算を行うべき場合に該当しない場合については、制度全体の財政計算を行わず、当該設立事業所の未償却過去勤務債務残高に係る特別掛金のみを算定することができる。 <p>(略)</p>	<p>付区分ごとに、別途積立金の積み増しの可否を判定すること。</p> <p>(例示) 合理的な方法 採用した上表の①又は②の按分方法に準じて按分した額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該設立事業所の未償却過去勤務債務残高は、当該基準日における当該設立事業所に係る（数理債務+最低責任準備金）－（当該増加に伴い基金が受換した資産）の額とする。なお、当該増加に伴い基金が受換した資産については、当該財政計算の基準日時点で見込まれる額とする。 ・基金設立、基金合併、権利義務の承継又は給付区分を新たに設ける場合（当該給付区分に係る特別掛金に限る。）も同様の取扱いとなる。 <p>(略)</p>

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考								
<p>第4-5-(1) 確保の方法</p>	<p>「第4-1-(3)-カ」に該当する基金(指定基金を含む。)は、A + B が翌事業年度における掛金を上回った場合には、当該上回った額を翌々事業年度の掛金の額に追加して(特例掛金として) 抛出する。</p> <p>A：当該事業年度の翌事業年度における最低積立基準額の見込額－当該事業年度の最低積立基準額</p> <p>B：積立比率に応じて以下の(1)、(2)の大きい方の額を下限額とし、積立不足(最低積立基準額－純資産額)を上限額として規約で定めた額</p> <p>なお、翌事業年度に第4-5-(1)に定める特例掛金(前事業年度の積立不足に対して抛出するもの)、厚生年金基金令第41条の6に定める掛金、及び、厚生年金基金規則第32条の3の3に基づいて抛出する掛金がある場合には、純資産の額に当該抛出額を加えた額を純資産額と読み替えてBの額を算定する(下記(1)、(2)の額の算定にあたって使用する純資産額についても同様の読替えを行う)こと。</p> <p>○当該財政検証の基準日までを基準日とする財政計算を行ったときは次のとおり取扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記Aについて、給付増額・減額にかかわらず当該財政計算を反映した当該事業年度の最低積立基準額及び当該事業年度の翌事業年度における最低積立基準額の見込額を用いること。 ・上記Bの積立比率及び積立不足の算出に用いる最低積立基準額についても当該財政計算の内容を反映すること。 <u>この場合において、積立不足は0を下限とし、下記(1)の積立比率(純資産額/最低積立基準額)が1.0以上となったときの下記(1)の額は0とすること。</u> <p>・当該財政計算後の掛金の適用時期にかかわらず、当該掛金を翌事業年度初から適用するものとして「翌事業年度における掛金」を算出すること。</p> <p>(1)最低積立基準額に対する不足額に対応する額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・純資産額/最低積立基準額が0.8未満の場合 (最低積立基準額×0.8－純資産額)/5+最低積立基準額/60 ・純資産額/最低積立基準額が0.8以上0.9未満の場合 (最低積立基準額×0.9－純資産額)/10+最低積立基準額/150 ・純資産額/最低積立基準額が0.9以上1.0未満の場合 (最低積立基準額－純資産額)/15 	<p>翌事業年度の掛金には、第4-4-(8)に定める特例掛金、第4-5-(1)に定める特例掛金、厚生年金基金令第41条の6に定める掛金、及び、厚生年金基金規則第32条の3の3に基づいて抛出する掛金は含まれない。</p> <p>また、翌事業年度の掛金については、実績の掛金によるほか、財政検証時点の人数・給与に掛金率を乗じたものにする等合理的に計算した額とすることができる。</p> <p>当該財政検証の基準日までを基準日として合併・分割・権利義務移転又は承継による財政計算を行ったときは第4-5-(1)の純資産額も当該財政計算を反映したものとすること。</p> <p><u>・ただし、平成27年度の末日までの日を基準日とする財政検証においては、左記「1.0」は下記数値に読み替える。</u></p> <table border="1" data-bbox="994 1301 1377 1554"> <tbody> <tr> <td>基準日が平成24年度の末日の場合</td> <td>0.92</td> </tr> <tr> <td>基準日が平成25年度の末日の場合</td> <td>0.94</td> </tr> <tr> <td>基準日が平成26年度の末日の場合</td> <td>0.96</td> </tr> <tr> <td>基準日が平成27年度の末日の場合</td> <td>0.98</td> </tr> </tbody> </table>	基準日が平成24年度の末日の場合	0.92	基準日が平成25年度の末日の場合	0.94	基準日が平成26年度の末日の場合	0.96	基準日が平成27年度の末日の場合	0.98
基準日が平成24年度の末日の場合	0.92									
基準日が平成25年度の末日の場合	0.94									
基準日が平成26年度の末日の場合	0.96									
基準日が平成27年度の末日の場合	0.98									

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>(2)最低責任準備金に対する不足額に対応する額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・純資産額／最低責任準備金が1.0未満の場合 (最低責任準備金－純資産額)／5＋最低責任準備金／200 ・純資産額／最低責任準備金が1.0以上1.05未満の場合 (最低責任準備金×1.05－純資産額)／10 <p>○当該事業年度の翌事業年度における最低積立基準額の見込み額</p> <p>当年度上乗せ部分最低積立基準額×{(1＋当年度予定利率)／(1＋翌年度予定利率)}ⁿ(※)－前年度上乗せ部分最低積立基準額×{(1＋前年度予定利率)／(1＋当年度予定利率)}ⁿ(※)＋翌年度最低責任準備金増減見込み額＋当年度最低積立基準額(☆)として算定することができる。</p> <p>n=20(未償却額の予定利率変換用の係数と同じ考え方)</p> <p>(略)</p>	<p>【計算にあたっての留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上乗せ部分最低積立基準額の見込み額は、前年度から当年度への実績に基づく変化をもとに翌年度を予測しているため、実績に基づく変化が基礎率通りの見込みと大きく乖離している場合には予測の合理性が低くなるため、必要に応じて合理的な補整を行うものとする。 <p>(例示)</p> <p>リストラ等による大量退職の補整～当該大量退職で減少した最低積立基準額相当額が一時金給付額と同等であるとみなし、算式(☆)に加える等の合理的な補整を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度変更を行った場合には、新制度の前年度最低積立基準額が存在しないため、制度変更の内容に応じて合理的な補整を行うものとする。 <p>(例示)</p> <p>当年度における制度変更前後の上乗せ部分の最低積立基準額比若しくは数理債務比を用いて、簡便的に前年度における制度変更後の上乗せ部分の最低積立基準額をみなし計算し、算式(☆)に適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・翌年度最低責任準備金増減見込み額は基金の状況に応じて合理的に算定するものとする。 <p>(合理的な算定方法の例示)</p> <p>①当年度最低責任準備金×(1＋翌年度最低責任準備金付利率)－前年度最低責任準備金×(1＋当年度最低責任準備金付利率)</p> <p>②当年度最低責任準備金×翌年度最低責任準備金付利率＋{(1＋翌年度最低責任準備金付利率)／(1＋当年度最低責任準備金付利率)}^(1/2)×{当年度最低責任準備金－前年度最低責任準備金×(1＋当年度最低責任準備金付利率)}</p> <p>③(当年度免除保険料等－当年度代行給付費等)×(1＋翌年度最低責任準備金付利率)^(1/2)＋当年度最低責任準備金×翌年度最低責任準備金付利率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の免除保険料等には権利義務の承継等を含む。また、代行給付費等には中途脱退

財政運営基準	実務基準内容	備考
		<p>者に係る代行給付の現価相当額及び権利義務の移転を含む。</p> <p>・翌年度中に代行給付費が大幅に変動すると見込まれる場合には、必要に応じて合理的な補整を行うものとする。</p> <p>(略)</p>

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>第4-5-(1) 確保の方法</p>	<p>「第4-1-(3)-カ」に該当する基金は、A+Bが翌事業年度における掛金を上回った場合には、当該上回った額を翌々事業年度の掛金の額に追加して（特例掛金として）拠出する。</p> <p>A：当該事業年度の翌事業年度における最低積立基準額の見込額－当該事業年度の最低積立基準額 <u>但し、Aがマイナスとなった場合にはゼロとする。</u></p> <p>B：積立比率に応じて以下の(1)、(2)の大きい方の額を下限額とし、積立不足（最低積立基準額－純資産額）を上限額として規約で定めた額</p> <p>なお、翌事業年度に第4-5-(1)に定める特例掛金（前事業年度の積立不足に対して拠出するもの）、厚生年金基金令第41条の6に定める掛金、及び、厚生年金基金規則第32条の3の3に基づいて拠出する掛金がある場合には、純資産の額に当該拠出額を加えた額を純資産額と読み替えてBの額を算定する（下記(1)、(2)の額の算定にあたって使用する純資産額についても同様の読替えを行う）こと。</p> <p><u>但し、平成24年度末において、純資産額が最低責任準備金の額を下回っている基金においては、原則として、平成26年度以降における基金の加入員の標準報酬月額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額の比率は、平成24年度における当該比率を下回らないものとする。</u></p> <p>○当該財政検証の基準日までを基準日とする財政計算を行ったときは次のとおり取扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記Aについて、給付増額・減額にかかわらず当該財政計算を反映した当該事業年度の最低積立基準額及び当該事業年度の翌事業年度における最低積立基準額の見込額を用いること。 ・上記Bの積立比率及び積立不足の算出に用いる最低積立基準額についても当該財政計算の内容を反映すること。 ・当該財政計算後の掛金の適用時期にかかわらず、当該掛金を翌事業年度初から適用するものとして「翌事業年度における掛金」を算出すること。 <p>(1)最低積立基準額に対する不足額に対応する額 ・純資産額／最低積立基準額が0.8未満の場合 (最低積立基準額×0.8－純資産額)／5＋最低積立基準</p>	<p>翌事業年度の掛金には、第4-4-(8)に定める特例掛金、第4-5-(1)に定める特例掛金、厚生年金基金令第41条の6に定める掛金、及び、厚生年金基金規則第32条の3の3に基づいて拠出する掛金は含まれない。</p> <p>また、翌事業年度の掛金については、実績の掛金によるほか、財政検証時点の人数・給与に掛金率を乗じたものにする等合理的に計算した額とすることができる。</p> <p>当該財政検証の基準日までを基準日として合併・分割・権利義務移転又は承継による財政計算を行ったときは第4-5-(1)の純資産額も当該財政計算を反映したものとする。</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考																		
	<p>額/60</p> <ul style="list-style-type: none"> 純資産額/最低積立基準額が0.8以上0.9未満の場合 (最低積立基準額×0.9－純資産額)/10+最低積立基準額/150 純資産額/最低積立基準額が0.9以上1.0未満の場合 (最低積立基準額－純資産額)/15 <p>(2)最低責任準備金に対する不足額に対応する額</p> <ul style="list-style-type: none"> 純資産額/最低責任準備金が1.0未満の場合 (最低責任準備金－純資産額)/5+最低責任準備金/200 純資産額/最低責任準備金が1.0以上1.05未満の場合 (最低責任準備金×1.05－純資産額)/10 <p>○当該事業年度の翌事業年度における最低積立基準額の見込み額</p> <p>当年度上乗せ部分最低積立基準額×{(1+当年度予定利率)/(1+翌年度予定利率)}ⁿ(※)－前年度上乗せ部分最低積立基準額×{(1+前年度予定利率)/(1+当年度予定利率)}ⁿ(※)+翌年度最低責任準備金増減見込み額+当年度最低積立基準額(☆)として算定することができる。</p> <p>n=20(未償却額の予定利率変換用の係数と同じ考え方)</p> <p><u>なお、平成26年度以降は、以下表のうちパターンAの方法を使用すること。但し、平成26年3月末基準に関しては、パターンAを基本とするが、パターンBおよびパターンCも使用可。</u></p> <table border="1" data-bbox="323 1211 932 1594"> <thead> <tr> <th rowspan="2">パターン</th> <th colspan="2">「翌事業年度における最低積立基準額の見込み額－当事業年度の最低積立基準額」における、</th> <th rowspan="2">積立比率に応じた掛金における最低積立基準額に対する不足額または最低責任準備金に対する不足額</th> </tr> <tr> <th>翌事業年度における最低積立基準額の見込み額</th> <th>当事業年度の最低積立基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>精緻化後</td> <td>精緻化後</td> <td>精緻化後</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>精緻化後</td> <td>精緻化前</td> <td>精緻化前</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>精緻化前</td> <td>精緻化前</td> <td>精緻化前</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(注)「精緻化前」「精緻化後」は最低責任準備金の評価方法を指し、「精緻化前」は期ズレ有、代行給付相当額0.875評価を指し、「精緻化後」は期ズレ無、平成26年4月以降の期間(但し、平成17年4月まで遡及適用可)について代行給付相当額の算出に年齢3区分方式を用い、当該期間前の期間は0.875評価を用いる方法を指す。</u></p> <p>(略)</p>	パターン	「翌事業年度における最低積立基準額の見込み額－当事業年度の最低積立基準額」における、		積立比率に応じた掛金における最低積立基準額に対する不足額または最低責任準備金に対する不足額	翌事業年度における最低積立基準額の見込み額	当事業年度の最低積立基準額	A	精緻化後	精緻化後	精緻化後	B	精緻化後	精緻化前	精緻化前	C	精緻化前	精緻化前	精緻化前	<p>【計算にあたっての留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 上乗せ部分最低積立基準額の見込み額は、前年度から当年度への実績に基づく変化をもとに翌年度を予測しているため、実績に基づく変化が基礎率通りの見込みと大きく乖離している場合には予測の合理性が低くなるため、必要に応じて合理的な補整を行うものとする。 <p>(例示)</p> <p>リストラ等による大量退職の補整～当該大量退職で減少した最低積立基準額相当額が一時金給付額と同等であるとみなし、算式(☆)に加える等の合理的な補整を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 制度変更を行った場合には、新制度の前年度最低積立基準額が存在しないため、制度変更の内容に応じて合理的な補整を行うものとする。 <p>(例示)</p> <p>当年度における制度変更前後の上乗せ部分の最低積立基準額比若しくは数理債務比を用いて、簡便的に前年度における制度変更後の上乗せ部分の最低積立基準額をみなし計算し、算式(☆)に適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 翌年度最低責任準備金増減見込み額は基金の状況に応じて合理的に算定するものとする。 <p>(合理的な算定方法の例示)</p> <p>①当年度最低責任準備金×(1+翌年度最低責任準備金付利率)－前年度最低責任準備金×(1+当年度最低責任準備金付利率)</p> <p>②当年度最低責任準備金×翌年度最低責任準備金付利率+(1+翌年度最低責任準備金付利率)/(1+当年度最低責任準備金付利率)^(1/2)×{当年度最低責任準備金－前年度最低責任準備金×(1+当年度最低責任準備金付利率)}</p>
パターン	「翌事業年度における最低積立基準額の見込み額－当事業年度の最低積立基準額」における、		積立比率に応じた掛金における最低積立基準額に対する不足額または最低責任準備金に対する不足額																	
	翌事業年度における最低積立基準額の見込み額	当事業年度の最低積立基準額																		
A	精緻化後	精緻化後	精緻化後																	
B	精緻化後	精緻化前	精緻化前																	
C	精緻化前	精緻化前	精緻化前																	

財政運営基準	実務基準内容	備考
		<p>③（当年度免除保険料等－当年度代行給付費等）×（1＋翌年度最低責任準備金付利率）^(1/2)＋当年度最低責任準備金×翌年度最低責任準備金付利率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の免除保険料等には権利義務の承継等を含む。また、代行給付費等には中途脱退者に係る代行給付の現価相当額及び権利義務の移転を含む。 ・<u>最低責任準備金付利率は、精緻化前後で以下のとおりとする。</u> <u>【精緻化前】各年度の4～12月と1～3月に適用される付利率を期間按分したものの。</u> <u>【精緻化後】厚生年金本体の財政の現況及び見通しにおける予定運用利回り</u> ・翌年度中に代行給付費等が大幅に変動すると見込まれる場合には、必要に応じて合理的な補整を行うものとする。 <p>(略)</p>

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応、より適切な表現への修正

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考																								
<p>第4-5-(2) 経過措置</p> <p>①第4-5-(1) の方法の経過措置</p> <p>②積立水準の回復計画を作成して積立不足を解消する方法</p> <p>②-ア 積立水準の回復計画</p>	<p>平成28年3月31日までの間において「第4-5-(1)」を適用する場合は、「(1)最低積立基準額に対する不足額に対応する額」は次のとおりとする。</p> <p>・純資産額/最低積立基準額が0.8未満の場合</p> <table border="1" data-bbox="331 387 951 642"> <tr> <td>平成24年度</td> <td>$\frac{(\text{最低積立基準額} \times 0.8 - \text{純資産額})}{5} + \text{最低積立基準額} \times 17/1,500$</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>$\frac{(\text{最低積立基準額} \times 0.8 - \text{純資産額})}{5} + \text{最低積立基準額} \times 19/1,500$</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>$\frac{(\text{最低積立基準額} \times 0.8 - \text{純資産額})}{5} + \text{最低積立基準額} \times 21/1,500$</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>$\frac{(\text{最低積立基準額} \times 0.8 - \text{純資産額})}{5} + \text{最低積立基準額} \times 23/1,500$</td> </tr> </table> <p>・純資産額/最低積立基準額が0.8以上0.9未満の場合</p> <table border="1" data-bbox="331 768 951 1023"> <tr> <td>平成24年度</td> <td>$\frac{(\text{最低積立基準額} \times 0.9 - \text{純資産額})}{10} + \text{最低積立基準額} \times 2/1,500$</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>$\frac{(\text{最低積立基準額} \times 0.9 - \text{純資産額})}{10} + \text{最低積立基準額} \times 4/1,500$</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>$\frac{(\text{最低積立基準額} \times 0.9 - \text{純資産額})}{10} + \text{最低積立基準額} \times 6/1,500$</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>$\frac{(\text{最低積立基準額} \times 0.9 - \text{純資産額})}{10} + \text{最低積立基準額} \times 8/1,500$</td> </tr> </table> <p>・純資産額/最低積立基準額が0.9以上の場合</p> <table border="1" data-bbox="331 1149 951 1404"> <tr> <td>平成24年度</td> <td>$\frac{(\text{最低積立基準額} \times 0.92 - \text{純資産額})}{15}$</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>$\frac{(\text{最低積立基準額} \times 0.94 - \text{純資産額})}{15}$</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>$\frac{(\text{最低積立基準額} \times 0.96 - \text{純資産額})}{15}$</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>$\frac{(\text{最低積立基準額} \times 0.98 - \text{純資産額})}{15}$</td> </tr> </table> <p>上記金額が0未満となる場合は、0とする。</p> <p>平成28年度までの財政検証において、「第4-1-(3)-カ」に該当した基金は積立水準の回復計画を作成して積立不足を解消することも可能とする。</p> <p>財政検証の基準日の属する事業年度の翌々事業年度の開始の日から起算して7か年以内に、純資産額が最低積立基準額又は最低責任準備金の105%のいずれか高い額を上回ることが見込まれるような積立計画を作成し、基準日の翌々日から起算して1か年以内に当該計画を実施すること。</p> <p>ただし、平成27年度の末日までの日を基準日とする財政検証においては、上記「最低積立基準額」を下記のとおり読み替える。</p>	平成24年度	$\frac{(\text{最低積立基準額} \times 0.8 - \text{純資産額})}{5} + \text{最低積立基準額} \times 17/1,500$	平成25年度	$\frac{(\text{最低積立基準額} \times 0.8 - \text{純資産額})}{5} + \text{最低積立基準額} \times 19/1,500$	平成26年度	$\frac{(\text{最低積立基準額} \times 0.8 - \text{純資産額})}{5} + \text{最低積立基準額} \times 21/1,500$	平成27年度	$\frac{(\text{最低積立基準額} \times 0.8 - \text{純資産額})}{5} + \text{最低積立基準額} \times 23/1,500$	平成24年度	$\frac{(\text{最低積立基準額} \times 0.9 - \text{純資産額})}{10} + \text{最低積立基準額} \times 2/1,500$	平成25年度	$\frac{(\text{最低積立基準額} \times 0.9 - \text{純資産額})}{10} + \text{最低積立基準額} \times 4/1,500$	平成26年度	$\frac{(\text{最低積立基準額} \times 0.9 - \text{純資産額})}{10} + \text{最低積立基準額} \times 6/1,500$	平成27年度	$\frac{(\text{最低積立基準額} \times 0.9 - \text{純資産額})}{10} + \text{最低積立基準額} \times 8/1,500$	平成24年度	$\frac{(\text{最低積立基準額} \times 0.92 - \text{純資産額})}{15}$	平成25年度	$\frac{(\text{最低積立基準額} \times 0.94 - \text{純資産額})}{15}$	平成26年度	$\frac{(\text{最低積立基準額} \times 0.96 - \text{純資産額})}{15}$	平成27年度	$\frac{(\text{最低積立基準額} \times 0.98 - \text{純資産額})}{15}$	<p>備考</p> <p>・このような基金は、「第4-1-(3)-カ」により、変更計算の対象基金。</p> <p>・書類の提出については「第4-7-(2)-エ」及び「第4-5-(2)-②-カ」のとおり。</p> <p>・書類の様式については、次のとおり</p> <p>・積立計画の作成 →財政運営基準別添2「様式③-カ」総括表(変更計算(積立水準確保(2)用))</p> <p>・積立計画の実施状況報告 →財政運営基準別添2「様式⑩-積立水準回復計画の実施状況」</p>
平成24年度	$\frac{(\text{最低積立基準額} \times 0.8 - \text{純資産額})}{5} + \text{最低積立基準額} \times 17/1,500$																									
平成25年度	$\frac{(\text{最低積立基準額} \times 0.8 - \text{純資産額})}{5} + \text{最低積立基準額} \times 19/1,500$																									
平成26年度	$\frac{(\text{最低積立基準額} \times 0.8 - \text{純資産額})}{5} + \text{最低積立基準額} \times 21/1,500$																									
平成27年度	$\frac{(\text{最低積立基準額} \times 0.8 - \text{純資産額})}{5} + \text{最低積立基準額} \times 23/1,500$																									
平成24年度	$\frac{(\text{最低積立基準額} \times 0.9 - \text{純資産額})}{10} + \text{最低積立基準額} \times 2/1,500$																									
平成25年度	$\frac{(\text{最低積立基準額} \times 0.9 - \text{純資産額})}{10} + \text{最低積立基準額} \times 4/1,500$																									
平成26年度	$\frac{(\text{最低積立基準額} \times 0.9 - \text{純資産額})}{10} + \text{最低積立基準額} \times 6/1,500$																									
平成27年度	$\frac{(\text{最低積立基準額} \times 0.9 - \text{純資産額})}{10} + \text{最低積立基準額} \times 8/1,500$																									
平成24年度	$\frac{(\text{最低積立基準額} \times 0.92 - \text{純資産額})}{15}$																									
平成25年度	$\frac{(\text{最低積立基準額} \times 0.94 - \text{純資産額})}{15}$																									
平成26年度	$\frac{(\text{最低積立基準額} \times 0.96 - \text{純資産額})}{15}$																									
平成27年度	$\frac{(\text{最低積立基準額} \times 0.98 - \text{純資産額})}{15}$																									

財政運営基準	実務基準内容	備考								
<p>②ーイー（ア） 純資産額</p>	<table border="1" data-bbox="336 185 906 443"> <tr> <td>基準日が平成 24 年度の末日の場合</td> <td>最低積立基準額× 0.92</td> </tr> <tr> <td>基準日が平成 25 年度の末日の場合</td> <td>最低積立基準額× 0.94</td> </tr> <tr> <td>基準日が平成 26 年度の末日の場合</td> <td>最低積立基準額× 0.96</td> </tr> <tr> <td>基準日が平成 27 年度の末日の場合</td> <td>最低積立基準額× 0.98</td> </tr> </table> <p>・計画が予定どおりに行かず計画を修正する場合は、再度、該当した財政検証の翌々事業年度の開始の日から起算して7か年以内に回復する計画を作成する。</p> <p>・度々計画の修正が必要となる場合には、回復計画の手法を見直す等により、そのような事態を避けられるように工夫すること。</p> <p>純資産額の将来予測に用いる運用利回りの前提は、基金の運用利回りの過去5事業年度の実績の平均、計画作成時における最低積立基準額の予定利率、法第2条の4第1項に規定する財政の現況及び見通しにおける運用利回りのうち最も高い率を上回らないものとする。</p> <p>なお、財政検証の基準日の翌日が属する事業年度の運用利回りについては、直近までの運用利回りの実績に基づき適切に見込むことは可。</p> <p>「法第2条の4第1項に規定する財政の現況及び見通しにおける運用利回り」に関する予測値については、この場合、厚生労働省発行の「年金積立金運用報告書」又は指定基金に関する通知に記載の厚生年金の名目運用利回りを用いる。</p>	基準日が平成 24 年度の末日の場合	最低積立基準額× 0.92	基準日が平成 25 年度の末日の場合	最低積立基準額× 0.94	基準日が平成 26 年度の末日の場合	最低積立基準額× 0.96	基準日が平成 27 年度の末日の場合	最低積立基準額× 0.98	<p>・回復計画の再策定の場合は、実施中の回復計画最終年度までとすることが出来る（7か年を超えることも可）。</p> <p>基金の運用利回りの過去5事業年度の実績の平均について、設立から5事業年度経過していない場合は、以下のいずれかの利率を用いること</p> <p>① 設立以降の期間における平均</p> <p>② 確定給付企業年金から移行している場合、または合併・分割により設立された場合には、データが取れる範囲での当該旧制度等を含めた直近5事業年度以内の平均（移行により決算月を変更している場合や、確定給付企業年金として実施した最終決算以降の旧制度の期間がある場合には必要に応じて合理的に補正）</p> <p>（例示）</p> <p>・平成24年度末決算において第4-1-(3)ーカに該当（非継続基準に抵触）し、回復計画の継続実施する場合、又は回復計画を策定（再策定を含む）する場合において、「計画策定時における最低積立基準額の予定利率」を用いる場合には、平成25年度に適用させる最低積立基準額の予定利率を用いる。ただし、当該利率に0.8以上1.2以下の数を乗じた率を予定利率とすることについて代議員会で議決している場合は、その率を用いる。</p> <p>（例示）基金の運用利回りの過去5事業年度の実績の平均を算定する場合には、例えば以下を用いる。</p> <p>・時価ベース利回りの平均</p>
	基準日が平成 24 年度の末日の場合	最低積立基準額× 0.92								
基準日が平成 25 年度の末日の場合	最低積立基準額× 0.94									
基準日が平成 26 年度の末日の場合	最低積立基準額× 0.96									
基準日が平成 27 年度の末日の場合	最低積立基準額× 0.98									

財政運営基準	実務基準内容	備考																								
<p>②ーイー（イ） 最低積立基準額 ー b 代行部分</p>	<p>平成 21 年財政再計算における運用利回りの前提を基にした予測値</p> <table border="1" data-bbox="347 248 884 801"> <tr> <td>平成 23 年 1 月～平成 23 年 12 月</td> <td>1.47%</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年 1 月～平成 24 年 12 月</td> <td>1.78%</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年 1 月～平成 25 年 12 月</td> <td>1.92%</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年 1 月～平成 26 年 12 月</td> <td>2.03%</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年 1 月～平成 27 年 12 月</td> <td>2.23%</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年 1 月～平成 28 年 12 月</td> <td>2.57%</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年 1 月～平成 29 年 12 月</td> <td>2.91%</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年 1 月～平成 30 年 12 月</td> <td>3.39%</td> </tr> <tr> <td>平成 31 年 1 月～平成 31 年 12 月</td> <td>3.65%</td> </tr> <tr> <td>平成 32 年 1 月～平成 32 年 12 月</td> <td>3.85%</td> </tr> <tr> <td>平成 33 年 1 月～平成 33 年 12 月</td> <td>4.00%</td> </tr> <tr> <td>平成 34 年 1 月以降</td> <td>4.10%</td> </tr> </table> <p>・最低責任準備金の将来予測に用いる「年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用利回り」の前提については、「法第 2 条の 4 第 1 項に規定する財政の現況及び見通しにおける運用利回り」を用いる。<u>この場合</u>、厚生労働省発行の「年金積立金運用報告書」<u>又は指定基金に関する通知</u>に記載の厚生年金の名目運用利回りを 1 年 9 ヶ月ずらした数値を使用する。</p> <p>・回復計画策定時に公表されている「年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用利回り」の反映を行う必要がある。</p> <p>(略)</p>	平成 23 年 1 月～平成 23 年 12 月	1.47%	平成 24 年 1 月～平成 24 年 12 月	1.78%	平成 25 年 1 月～平成 25 年 12 月	1.92%	平成 26 年 1 月～平成 26 年 12 月	2.03%	平成 27 年 1 月～平成 27 年 12 月	2.23%	平成 28 年 1 月～平成 28 年 12 月	2.57%	平成 29 年 1 月～平成 29 年 12 月	2.91%	平成 30 年 1 月～平成 30 年 12 月	3.39%	平成 31 年 1 月～平成 31 年 12 月	3.65%	平成 32 年 1 月～平成 32 年 12 月	3.85%	平成 33 年 1 月～平成 33 年 12 月	4.00%	平成 34 年 1 月以降	4.10%	<p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年 3 月末において回復計画の実施状況を策定する場合、平成 23 年 1 月～平成 23 年 12 月までの最低責任準備金の付利利率に、平成 22 年 8 月に公表された「年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用利回り」を反映する必要がある。 なお、代議員会の日程等によりやむを得ない場合は、上記の付利利率を設定する際に、「年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用利回り」として実績値に替えて見込値を用いることも可とする。ただし、見込値を使用できるのは、当該見込値が実績値以上である場合に限るものとする。 <p>(略)</p>
	平成 23 年 1 月～平成 23 年 12 月	1.47%																								
	平成 24 年 1 月～平成 24 年 12 月	1.78%																								
	平成 25 年 1 月～平成 25 年 12 月	1.92%																								
	平成 26 年 1 月～平成 26 年 12 月	2.03%																								
	平成 27 年 1 月～平成 27 年 12 月	2.23%																								
	平成 28 年 1 月～平成 28 年 12 月	2.57%																								
	平成 29 年 1 月～平成 29 年 12 月	2.91%																								
	平成 30 年 1 月～平成 30 年 12 月	3.39%																								
	平成 31 年 1 月～平成 31 年 12 月	3.65%																								
	平成 32 年 1 月～平成 32 年 12 月	3.85%																								
	平成 33 年 1 月～平成 33 年 12 月	4.00%																								
	平成 34 年 1 月以降	4.10%																								

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考						
<p>第4-5-(2) 経過措置</p> <p>①第4-5-(1) の方法の経過措置</p>	<p>平成30年3月31日までの間において「第4-5-(1)」を適用する場合は、「(1)最低積立基準額に対する不足額に対応する額」は次のとおりとする。</p> <p>・純資産額/最低積立基準額が0.8未満の場合</p> <table border="1" data-bbox="331 479 954 1697"> <tbody> <tr> <td data-bbox="331 479 517 887">平成26年度</td> <td data-bbox="517 479 954 887"> $\begin{aligned} & \text{【最低責任準備金} \times 1.3 \leq \text{最低積立} \\ & \text{基準額} \times 0.8 \text{】} \\ & \text{(最低積立基準額} \times 0.8 - \text{純資産} \\ & \text{額)} / 5 + \text{最低積立基準額} \times 1/60 \\ & \text{【最低責任準備金} \times 1.3 > \text{最低積立} \\ & \text{基準額} \times 0.8 \text{】} \\ & \text{(最低積立基準額} \times 0.8 - \text{純資産} \\ & \text{額)} / 5 + \text{最低積立基準額} \times 1/60 + \\ & \text{\{min(最低責任準備金} \times 1.3, \text{最低} \\ & \text{積立基準額)} - \text{最低積立基準額} \times \\ & 0.8 \} \times 1/10 + \text{max}\{0, \text{min(最低責任} \\ & \text{準備金} \times 1.3, \text{最低積立基準額)} - \\ & \text{最低積立基準額} \times 0.9 \} \times 1/30 \end{aligned}$ </td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 887 517 1294">平成27年度</td> <td data-bbox="517 887 954 1294"> $\begin{aligned} & \text{【最低責任準備金} \times 1.4 \leq \text{最低積立} \\ & \text{基準額} \times 0.8 \text{】} \\ & \text{(最低積立基準額} \times 0.8 - \text{純資産} \\ & \text{額)} / 5 + \text{最低積立基準額} \times 1/60 \\ & \text{【最低責任準備金} \times 1.4 > \text{最低積立} \\ & \text{基準額} \times 0.8 \text{】} \\ & \text{(最低積立基準額} \times 0.8 - \text{純資産} \\ & \text{額)} / 5 + \text{最低積立基準額} \times 1/60 + \\ & \text{\{min(最低責任準備金} \times 1.4, \text{最低} \\ & \text{積立基準額)} - \text{最低積立基準額} \times \\ & 0.8 \} \times 1/10 + \text{max}\{0, \text{min(最低責任} \\ & \text{準備金} \times 1.4, \text{最低積立基準額)} - \\ & \text{最低積立基準額} \times 0.9 \} \times 1/30 \end{aligned}$ </td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1294 517 1697">平成28年度 および 平成29年度</td> <td data-bbox="517 1294 954 1697"> $\begin{aligned} & \text{【最低責任準備金} \times 1.5 \leq \text{最低積立} \\ & \text{基準額} \times 0.8 \text{】} \\ & \text{(最低積立基準額} \times 0.8 - \text{純資産} \\ & \text{額)} / 5 + \text{最低積立基準額} \times 1/60 \\ & \text{【最低責任準備金} \times 1.5 > \text{最低積立} \\ & \text{基準額} \times 0.8 \text{】} \\ & \text{(最低積立基準額} \times 0.8 - \text{純資産} \\ & \text{額)} / 5 + \text{最低積立基準額} \times 1/60 + \\ & \text{\{min(最低責任準備金} \times 1.5, \text{最低} \\ & \text{積立基準額)} - \text{最低積立基準額} \times \\ & 0.8 \} \times 1/10 + \text{max}\{0, \text{min(最低責任} \\ & \text{準備金} \times 1.5, \text{最低積立基準額)} - \\ & \text{最低積立基準額} \times 0.9 \} \times 1/30 \end{aligned}$ </td> </tr> </tbody> </table>	平成26年度	$\begin{aligned} & \text{【最低責任準備金} \times 1.3 \leq \text{最低積立} \\ & \text{基準額} \times 0.8 \text{】} \\ & \text{(最低積立基準額} \times 0.8 - \text{純資産} \\ & \text{額)} / 5 + \text{最低積立基準額} \times 1/60 \\ & \text{【最低責任準備金} \times 1.3 > \text{最低積立} \\ & \text{基準額} \times 0.8 \text{】} \\ & \text{(最低積立基準額} \times 0.8 - \text{純資産} \\ & \text{額)} / 5 + \text{最低積立基準額} \times 1/60 + \\ & \text{\{min(最低責任準備金} \times 1.3, \text{最低} \\ & \text{積立基準額)} - \text{最低積立基準額} \times \\ & 0.8 \} \times 1/10 + \text{max}\{0, \text{min(最低責任} \\ & \text{準備金} \times 1.3, \text{最低積立基準額)} - \\ & \text{最低積立基準額} \times 0.9 \} \times 1/30 \end{aligned}$	平成27年度	$\begin{aligned} & \text{【最低責任準備金} \times 1.4 \leq \text{最低積立} \\ & \text{基準額} \times 0.8 \text{】} \\ & \text{(最低積立基準額} \times 0.8 - \text{純資産} \\ & \text{額)} / 5 + \text{最低積立基準額} \times 1/60 \\ & \text{【最低責任準備金} \times 1.4 > \text{最低積立} \\ & \text{基準額} \times 0.8 \text{】} \\ & \text{(最低積立基準額} \times 0.8 - \text{純資産} \\ & \text{額)} / 5 + \text{最低積立基準額} \times 1/60 + \\ & \text{\{min(最低責任準備金} \times 1.4, \text{最低} \\ & \text{積立基準額)} - \text{最低積立基準額} \times \\ & 0.8 \} \times 1/10 + \text{max}\{0, \text{min(最低責任} \\ & \text{準備金} \times 1.4, \text{最低積立基準額)} - \\ & \text{最低積立基準額} \times 0.9 \} \times 1/30 \end{aligned}$	平成28年度 および 平成29年度	$\begin{aligned} & \text{【最低責任準備金} \times 1.5 \leq \text{最低積立} \\ & \text{基準額} \times 0.8 \text{】} \\ & \text{(最低積立基準額} \times 0.8 - \text{純資産} \\ & \text{額)} / 5 + \text{最低積立基準額} \times 1/60 \\ & \text{【最低責任準備金} \times 1.5 > \text{最低積立} \\ & \text{基準額} \times 0.8 \text{】} \\ & \text{(最低積立基準額} \times 0.8 - \text{純資産} \\ & \text{額)} / 5 + \text{最低積立基準額} \times 1/60 + \\ & \text{\{min(最低責任準備金} \times 1.5, \text{最低} \\ & \text{積立基準額)} - \text{最低積立基準額} \times \\ & 0.8 \} \times 1/10 + \text{max}\{0, \text{min(最低責任} \\ & \text{準備金} \times 1.5, \text{最低積立基準額)} - \\ & \text{最低積立基準額} \times 0.9 \} \times 1/30 \end{aligned}$	
平成26年度	$\begin{aligned} & \text{【最低責任準備金} \times 1.3 \leq \text{最低積立} \\ & \text{基準額} \times 0.8 \text{】} \\ & \text{(最低積立基準額} \times 0.8 - \text{純資産} \\ & \text{額)} / 5 + \text{最低積立基準額} \times 1/60 \\ & \text{【最低責任準備金} \times 1.3 > \text{最低積立} \\ & \text{基準額} \times 0.8 \text{】} \\ & \text{(最低積立基準額} \times 0.8 - \text{純資産} \\ & \text{額)} / 5 + \text{最低積立基準額} \times 1/60 + \\ & \text{\{min(最低責任準備金} \times 1.3, \text{最低} \\ & \text{積立基準額)} - \text{最低積立基準額} \times \\ & 0.8 \} \times 1/10 + \text{max}\{0, \text{min(最低責任} \\ & \text{準備金} \times 1.3, \text{最低積立基準額)} - \\ & \text{最低積立基準額} \times 0.9 \} \times 1/30 \end{aligned}$							
平成27年度	$\begin{aligned} & \text{【最低責任準備金} \times 1.4 \leq \text{最低積立} \\ & \text{基準額} \times 0.8 \text{】} \\ & \text{(最低積立基準額} \times 0.8 - \text{純資産} \\ & \text{額)} / 5 + \text{最低積立基準額} \times 1/60 \\ & \text{【最低責任準備金} \times 1.4 > \text{最低積立} \\ & \text{基準額} \times 0.8 \text{】} \\ & \text{(最低積立基準額} \times 0.8 - \text{純資産} \\ & \text{額)} / 5 + \text{最低積立基準額} \times 1/60 + \\ & \text{\{min(最低責任準備金} \times 1.4, \text{最低} \\ & \text{積立基準額)} - \text{最低積立基準額} \times \\ & 0.8 \} \times 1/10 + \text{max}\{0, \text{min(最低責任} \\ & \text{準備金} \times 1.4, \text{最低積立基準額)} - \\ & \text{最低積立基準額} \times 0.9 \} \times 1/30 \end{aligned}$							
平成28年度 および 平成29年度	$\begin{aligned} & \text{【最低責任準備金} \times 1.5 \leq \text{最低積立} \\ & \text{基準額} \times 0.8 \text{】} \\ & \text{(最低積立基準額} \times 0.8 - \text{純資産} \\ & \text{額)} / 5 + \text{最低積立基準額} \times 1/60 \\ & \text{【最低責任準備金} \times 1.5 > \text{最低積立} \\ & \text{基準額} \times 0.8 \text{】} \\ & \text{(最低積立基準額} \times 0.8 - \text{純資産} \\ & \text{額)} / 5 + \text{最低積立基準額} \times 1/60 + \\ & \text{\{min(最低責任準備金} \times 1.5, \text{最低} \\ & \text{積立基準額)} - \text{最低積立基準額} \times \\ & 0.8 \} \times 1/10 + \text{max}\{0, \text{min(最低責任} \\ & \text{準備金} \times 1.5, \text{最低積立基準額)} - \\ & \text{最低積立基準額} \times 0.9 \} \times 1/30 \end{aligned}$							

財政運営基準	実務基準内容	備考						
	<p data-bbox="341 185 943 217">・純資産額/最低積立基準額が0.8以上0.9未満の場合</p> <table border="1" data-bbox="335 246 952 1462"> <tr> <td data-bbox="335 246 518 651">平成26年度</td> <td data-bbox="518 246 952 651"> <p data-bbox="550 250 920 311"><u>【最低責任準備金×1.3≤最低積立基準額×0.8】</u></p> <p data-bbox="550 313 920 374"><u>(最低積立基準額×0.9-純資産額)/10+最低積立基準額×1/150</u></p> <p data-bbox="550 376 920 436"><u>【最低責任準備金×1.3>最低積立基準額×0.8】</u></p> <p data-bbox="550 439 920 499"><u>(最低積立基準額×0.9-純資産額)/10+最低積立基準額×1/150+</u></p> <p data-bbox="550 501 920 562"><u>max{0, min(最低責任準備金×1.3, 最低積立基準額)-純資産額}×</u></p> <p data-bbox="550 564 920 624"><u>1/10+max{0, min(最低責任準備金×1.3, 最低積立基準額)-最低積立基準額×0.9}×1/30</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="335 651 518 1057">平成27年度</td> <td data-bbox="518 651 952 1057"> <p data-bbox="550 656 920 716"><u>【最低責任準備金×1.4≤最低積立基準額×0.8】</u></p> <p data-bbox="550 719 920 779"><u>(最低積立基準額×0.9-純資産額)/10+最低積立基準額×1/150</u></p> <p data-bbox="550 781 920 842"><u>【最低責任準備金×1.4>最低積立基準額×0.8】</u></p> <p data-bbox="550 844 920 904"><u>(最低積立基準額×0.9-純資産額)/10+最低積立基準額×1/150+</u></p> <p data-bbox="550 907 920 967"><u>max{0, min(最低責任準備金×1.4, 最低積立基準額)-純資産額}×</u></p> <p data-bbox="550 969 920 1030"><u>1/10+max{0, min(最低責任準備金×1.4, 最低積立基準額)-最低積立基準額×0.9}×1/30</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="335 1057 518 1462">平成28年度 および 平成29年度</td> <td data-bbox="518 1057 952 1462"> <p data-bbox="550 1061 920 1122"><u>【最低責任準備金×1.5≤最低積立基準額×0.8】</u></p> <p data-bbox="550 1124 920 1184"><u>(最低積立基準額×0.9-純資産額)/10+最低積立基準額×1/150</u></p> <p data-bbox="550 1187 920 1247"><u>【最低責任準備金×1.5>最低積立基準額×0.8】</u></p> <p data-bbox="550 1249 920 1310"><u>(最低積立基準額×0.9-純資産額)/10+最低積立基準額×1/150+</u></p> <p data-bbox="550 1312 920 1373"><u>max{0, min(最低責任準備金×1.5, 最低積立基準額)-純資産額}×</u></p> <p data-bbox="550 1375 920 1435"><u>1/10+max{0, min(最低責任準備金×1.5, 最低積立基準額)-最低積立基準額×0.9}×1/30</u></p> </td> </tr> </table>	平成26年度	<p data-bbox="550 250 920 311"><u>【最低責任準備金×1.3≤最低積立基準額×0.8】</u></p> <p data-bbox="550 313 920 374"><u>(最低積立基準額×0.9-純資産額)/10+最低積立基準額×1/150</u></p> <p data-bbox="550 376 920 436"><u>【最低責任準備金×1.3>最低積立基準額×0.8】</u></p> <p data-bbox="550 439 920 499"><u>(最低積立基準額×0.9-純資産額)/10+最低積立基準額×1/150+</u></p> <p data-bbox="550 501 920 562"><u>max{0, min(最低責任準備金×1.3, 最低積立基準額)-純資産額}×</u></p> <p data-bbox="550 564 920 624"><u>1/10+max{0, min(最低責任準備金×1.3, 最低積立基準額)-最低積立基準額×0.9}×1/30</u></p>	平成27年度	<p data-bbox="550 656 920 716"><u>【最低責任準備金×1.4≤最低積立基準額×0.8】</u></p> <p data-bbox="550 719 920 779"><u>(最低積立基準額×0.9-純資産額)/10+最低積立基準額×1/150</u></p> <p data-bbox="550 781 920 842"><u>【最低責任準備金×1.4>最低積立基準額×0.8】</u></p> <p data-bbox="550 844 920 904"><u>(最低積立基準額×0.9-純資産額)/10+最低積立基準額×1/150+</u></p> <p data-bbox="550 907 920 967"><u>max{0, min(最低責任準備金×1.4, 最低積立基準額)-純資産額}×</u></p> <p data-bbox="550 969 920 1030"><u>1/10+max{0, min(最低責任準備金×1.4, 最低積立基準額)-最低積立基準額×0.9}×1/30</u></p>	平成28年度 および 平成29年度	<p data-bbox="550 1061 920 1122"><u>【最低責任準備金×1.5≤最低積立基準額×0.8】</u></p> <p data-bbox="550 1124 920 1184"><u>(最低積立基準額×0.9-純資産額)/10+最低積立基準額×1/150</u></p> <p data-bbox="550 1187 920 1247"><u>【最低責任準備金×1.5>最低積立基準額×0.8】</u></p> <p data-bbox="550 1249 920 1310"><u>(最低積立基準額×0.9-純資産額)/10+最低積立基準額×1/150+</u></p> <p data-bbox="550 1312 920 1373"><u>max{0, min(最低責任準備金×1.5, 最低積立基準額)-純資産額}×</u></p> <p data-bbox="550 1375 920 1435"><u>1/10+max{0, min(最低責任準備金×1.5, 最低積立基準額)-最低積立基準額×0.9}×1/30</u></p>	
平成26年度	<p data-bbox="550 250 920 311"><u>【最低責任準備金×1.3≤最低積立基準額×0.8】</u></p> <p data-bbox="550 313 920 374"><u>(最低積立基準額×0.9-純資産額)/10+最低積立基準額×1/150</u></p> <p data-bbox="550 376 920 436"><u>【最低責任準備金×1.3>最低積立基準額×0.8】</u></p> <p data-bbox="550 439 920 499"><u>(最低積立基準額×0.9-純資産額)/10+最低積立基準額×1/150+</u></p> <p data-bbox="550 501 920 562"><u>max{0, min(最低責任準備金×1.3, 最低積立基準額)-純資産額}×</u></p> <p data-bbox="550 564 920 624"><u>1/10+max{0, min(最低責任準備金×1.3, 最低積立基準額)-最低積立基準額×0.9}×1/30</u></p>							
平成27年度	<p data-bbox="550 656 920 716"><u>【最低責任準備金×1.4≤最低積立基準額×0.8】</u></p> <p data-bbox="550 719 920 779"><u>(最低積立基準額×0.9-純資産額)/10+最低積立基準額×1/150</u></p> <p data-bbox="550 781 920 842"><u>【最低責任準備金×1.4>最低積立基準額×0.8】</u></p> <p data-bbox="550 844 920 904"><u>(最低積立基準額×0.9-純資産額)/10+最低積立基準額×1/150+</u></p> <p data-bbox="550 907 920 967"><u>max{0, min(最低責任準備金×1.4, 最低積立基準額)-純資産額}×</u></p> <p data-bbox="550 969 920 1030"><u>1/10+max{0, min(最低責任準備金×1.4, 最低積立基準額)-最低積立基準額×0.9}×1/30</u></p>							
平成28年度 および 平成29年度	<p data-bbox="550 1061 920 1122"><u>【最低責任準備金×1.5≤最低積立基準額×0.8】</u></p> <p data-bbox="550 1124 920 1184"><u>(最低積立基準額×0.9-純資産額)/10+最低積立基準額×1/150</u></p> <p data-bbox="550 1187 920 1247"><u>【最低責任準備金×1.5>最低積立基準額×0.8】</u></p> <p data-bbox="550 1249 920 1310"><u>(最低積立基準額×0.9-純資産額)/10+最低積立基準額×1/150+</u></p> <p data-bbox="550 1312 920 1373"><u>max{0, min(最低責任準備金×1.5, 最低積立基準額)-純資産額}×</u></p> <p data-bbox="550 1375 920 1435"><u>1/10+max{0, min(最低責任準備金×1.5, 最低積立基準額)-最低積立基準額×0.9}×1/30</u></p>							

財政運営基準	実務基準内容	備考												
<p>② 積立水準の回復計画を作成して積立不足を解消する方法</p> <p>②-ア 積立水準の回復計画</p>	<p>・純資産額/最低積立基準額が0.9以上の場合</p> <table border="1" data-bbox="335 246 954 1093"> <tr> <td data-bbox="335 246 518 526">平成26年度</td> <td data-bbox="518 246 954 526"> $\frac{\begin{cases} \text{【最低責任準備金} \times 1.3 \leq \text{最低積立基準額} \times 0.9 \text{】} \\ (\text{最低積立基準額} - \text{純資産額}) / 15 \\ \text{【最低責任準備金} \times 1.3 > \text{最低積立基準額} \times 0.9 \text{】} \\ (\text{最低積立基準額} - \text{純資産額}) / 15 + \\ \max\{0, \min(\text{最低責任準備金} \times 1.3, \\ \text{最低積立基準額}) - \text{純資産額}\} \times \\ 2 / 15 \end{cases}}{2}$ </td> </tr> <tr> <td data-bbox="335 526 518 806">平成27年度</td> <td data-bbox="518 526 954 806"> $\frac{\begin{cases} \text{【最低責任準備金} \times 1.4 \leq \text{最低積立基準額} \times 0.9 \text{】} \\ (\text{最低積立基準額} - \text{純資産額}) / 15 \\ \text{【最低責任準備金} \times 1.4 > \text{最低積立基準額} \times 0.9 \text{】} \\ (\text{最低積立基準額} - \text{純資産額}) / 15 + \\ \max\{0, \min(\text{最低責任準備金} \times 1.4, \\ \text{最低積立基準額}) - \text{純資産額}\} \times \\ 2 / 15 \end{cases}}{2}$ </td> </tr> <tr> <td data-bbox="335 806 518 1093">平成28年度 および 平成29年度</td> <td data-bbox="518 806 954 1093"> $\frac{\begin{cases} \text{【最低責任準備金} \times 1.5 \leq \text{最低積立基準額} \times 0.9 \text{】} \\ (\text{最低積立基準額} - \text{純資産額}) / 15 \\ \text{【最低責任準備金} \times 1.5 > \text{最低積立基準額} \times 0.9 \text{】} \\ (\text{最低積立基準額} - \text{純資産額}) / 15 + \\ \max\{0, \min(\text{最低責任準備金} \times 1.5, \\ \text{最低積立基準額}) - \text{純資産額}\} \times \\ 2 / 15 \end{cases}}{2}$ </td> </tr> </table> <p>当分の間、「第4-1-(3)-カ」に該当した基金は積立水準の回復計画を作成して積立不足を解消することも可能とする。</p> <p>財政検証の基準日の属する事業年度の翌々事業年度の開始の日から起算して7か年以内に、純資産額が最低積立基準額又は最低責任準備金の105%のいずれか高い額を上回ること、及び、平成31年度末日において最低積立基準額又は最低責任準備金の150%のうちいずれか小さい額を上回ることが見込まれるような積立計画を作成し、基準日の翌々日から起算して1か年以内に当該計画を実施すること。</p> <p>ただし、平成27年度の末日までの日を基準日とする財政検証においては、上記「最低積立基準額」を下記のとおり読み替える。</p> <table border="1" data-bbox="335 1742 906 1937"> <tr> <td>基準日が平成25年度の末日の場合</td> <td>最低積立基準額×0.94</td> </tr> <tr> <td>基準日が平成26年度の末日の場合</td> <td>最低積立基準額×0.96</td> </tr> <tr> <td>基準日が平成27年度の末日の場合</td> <td>最低積立基準額×0.98</td> </tr> </table>	平成26年度	$\frac{\begin{cases} \text{【最低責任準備金} \times 1.3 \leq \text{最低積立基準額} \times 0.9 \text{】} \\ (\text{最低積立基準額} - \text{純資産額}) / 15 \\ \text{【最低責任準備金} \times 1.3 > \text{最低積立基準額} \times 0.9 \text{】} \\ (\text{最低積立基準額} - \text{純資産額}) / 15 + \\ \max\{0, \min(\text{最低責任準備金} \times 1.3, \\ \text{最低積立基準額}) - \text{純資産額}\} \times \\ 2 / 15 \end{cases}}{2}$	平成27年度	$\frac{\begin{cases} \text{【最低責任準備金} \times 1.4 \leq \text{最低積立基準額} \times 0.9 \text{】} \\ (\text{最低積立基準額} - \text{純資産額}) / 15 \\ \text{【最低責任準備金} \times 1.4 > \text{最低積立基準額} \times 0.9 \text{】} \\ (\text{最低積立基準額} - \text{純資産額}) / 15 + \\ \max\{0, \min(\text{最低責任準備金} \times 1.4, \\ \text{最低積立基準額}) - \text{純資産額}\} \times \\ 2 / 15 \end{cases}}{2}$	平成28年度 および 平成29年度	$\frac{\begin{cases} \text{【最低責任準備金} \times 1.5 \leq \text{最低積立基準額} \times 0.9 \text{】} \\ (\text{最低積立基準額} - \text{純資産額}) / 15 \\ \text{【最低責任準備金} \times 1.5 > \text{最低積立基準額} \times 0.9 \text{】} \\ (\text{最低積立基準額} - \text{純資産額}) / 15 + \\ \max\{0, \min(\text{最低責任準備金} \times 1.5, \\ \text{最低積立基準額}) - \text{純資産額}\} \times \\ 2 / 15 \end{cases}}{2}$	基準日が平成25年度の末日の場合	最低積立基準額×0.94	基準日が平成26年度の末日の場合	最低積立基準額×0.96	基準日が平成27年度の末日の場合	最低積立基準額×0.98	<p>このような基金は、「第4-1-(3)-カ」により、変更計算の対象基金。</p> <ul style="list-style-type: none"> 書類の提出については「第4-7-(2)-エ」及び「第4-5-(2)-②-カ」のとおり。 書類の様式については、次のとおり 積立計画の作成 →財政運営基準別添2「様式③-オ」総括表（変更計算（積立水準確保（2）用）） 積立計画の実施状況報告 →財政運営基準別添2「様式⑩-積立水準回復計画の実施状況」
平成26年度	$\frac{\begin{cases} \text{【最低責任準備金} \times 1.3 \leq \text{最低積立基準額} \times 0.9 \text{】} \\ (\text{最低積立基準額} - \text{純資産額}) / 15 \\ \text{【最低責任準備金} \times 1.3 > \text{最低積立基準額} \times 0.9 \text{】} \\ (\text{最低積立基準額} - \text{純資産額}) / 15 + \\ \max\{0, \min(\text{最低責任準備金} \times 1.3, \\ \text{最低積立基準額}) - \text{純資産額}\} \times \\ 2 / 15 \end{cases}}{2}$													
平成27年度	$\frac{\begin{cases} \text{【最低責任準備金} \times 1.4 \leq \text{最低積立基準額} \times 0.9 \text{】} \\ (\text{最低積立基準額} - \text{純資産額}) / 15 \\ \text{【最低責任準備金} \times 1.4 > \text{最低積立基準額} \times 0.9 \text{】} \\ (\text{最低積立基準額} - \text{純資産額}) / 15 + \\ \max\{0, \min(\text{最低責任準備金} \times 1.4, \\ \text{最低積立基準額}) - \text{純資産額}\} \times \\ 2 / 15 \end{cases}}{2}$													
平成28年度 および 平成29年度	$\frac{\begin{cases} \text{【最低責任準備金} \times 1.5 \leq \text{最低積立基準額} \times 0.9 \text{】} \\ (\text{最低積立基準額} - \text{純資産額}) / 15 \\ \text{【最低責任準備金} \times 1.5 > \text{最低積立基準額} \times 0.9 \text{】} \\ (\text{最低積立基準額} - \text{純資産額}) / 15 + \\ \max\{0, \min(\text{最低責任準備金} \times 1.5, \\ \text{最低積立基準額}) - \text{純資産額}\} \times \\ 2 / 15 \end{cases}}{2}$													
基準日が平成25年度の末日の場合	最低積立基準額×0.94													
基準日が平成26年度の末日の場合	最低積立基準額×0.96													
基準日が平成27年度の末日の場合	最低積立基準額×0.98													

財政運営基準	実務基準内容	備考																								
	<p>・計画が予定どおりに行かず計画を修正する場合は、再度、該当した財政検証の翌々事業年度の開始の日から起算して7か年以内に回復する計画を作成する。</p> <p>・度々計画の修正が必要となる場合には、回復計画の手法を見直す等により、そのような事態を避けられるように工夫すること。</p> <p>純資産額の将来予測に用いる運用利回りの前提は、基金の運用利回りの過去5事業年度の実績の平均と<u>基金の予定利率のうちいずれか低い率</u>、計画作成時における最低積立基準額の予定利率、法第2条の4第1項に規定する財政の現況及び見通しにおける運用利回りのうち最も高い率を上回らないものとする。</p> <p>なお、財政検証の基準日の翌日が属する事業年度の運用利回りについては、直近までの運用利回りの実績に基づき適切に見込むことは可。</p> <p>「法第2条の4第1項に規定する財政の現況及び見通しにおける運用利回り」に関する予測値については、この場合、厚生労働省発行の「年金積立金運用報告書」に記載の厚生年金の名目運用利回りを用いる。</p> <p>平成21年財政再計算における運用利回りの前提を基にした予測値</p> <table border="1" data-bbox="359 1489 882 2042"> <tbody> <tr><td>平成21年4月～平成22年3月</td><td>1.47%</td></tr> <tr><td>平成22年4月～平成23年3月</td><td>1.78%</td></tr> <tr><td>平成23年4月～平成24年3月</td><td>1.92%</td></tr> <tr><td>平成24年4月～平成25年3月</td><td>2.03%</td></tr> <tr><td>平成25年4月～平成26年3月</td><td>2.23%</td></tr> <tr><td>平成26年4月～平成27年3月</td><td>2.57%</td></tr> <tr><td>平成27年4月～平成28年3月</td><td>2.91%</td></tr> <tr><td>平成28年4月～平成29年3月</td><td>3.39%</td></tr> <tr><td>平成29年4月～平成30年3月</td><td>3.65%</td></tr> <tr><td>平成30年4月～平成31年3月</td><td>3.85%</td></tr> <tr><td>平成31年4月～平成32年3月</td><td>4.00%</td></tr> <tr><td>平成32年4月以降</td><td>4.10%</td></tr> </tbody> </table>	平成21年4月～平成22年3月	1.47%	平成22年4月～平成23年3月	1.78%	平成23年4月～平成24年3月	1.92%	平成24年4月～平成25年3月	2.03%	平成25年4月～平成26年3月	2.23%	平成26年4月～平成27年3月	2.57%	平成27年4月～平成28年3月	2.91%	平成28年4月～平成29年3月	3.39%	平成29年4月～平成30年3月	3.65%	平成30年4月～平成31年3月	3.85%	平成31年4月～平成32年3月	4.00%	平成32年4月以降	4.10%	<p>・回復計画の再策定の場合は、実施中の回復計画最終年度までとすることが出来る（7か年を超えることも可）。</p> <p>基金の運用利回りの過去5事業年度の実績の平均について、設立から5事業年度経過していない場合は、以下のいずれかの利率を用いること</p> <p>①設立以降の期間における平均</p> <p>②確定給付企業年金から移行している場合、または合併・分割により設立された場合には、データが取れる範囲での当該旧制度等を含めた直近5事業年度以内の平均（移行により決算月を変更している場合や、確定給付企業年金として実施した最終決算以降の旧制度の期間がある場合には必要に応じて合理的に補正）</p> <p>(例示)</p> <p>・平成24年度末決算において第4-1-(3)一かに該当（非継続基準に抵触）し、回復計画の継続実施する場合、又は回復計画を策定（再策定を含む）する場合において、「計画策定時における最低積立基準額の予定利率」を用いる場合には、平成25年度に適用させる最低積立基準額の予定利率を用いる。ただし、当該利率に0.8以上1.2以下の数を乗じた率を予定利率とすることについて代議員会で議決している場合は、その率を用いる。</p> <p>(例示) 基金の運用利回りの過去5事業年度の実績の平均を算定する場合には、例えば以下を用いる。</p> <p>・時価ベース利回りの平均</p>
平成21年4月～平成22年3月	1.47%																									
平成22年4月～平成23年3月	1.78%																									
平成23年4月～平成24年3月	1.92%																									
平成24年4月～平成25年3月	2.03%																									
平成25年4月～平成26年3月	2.23%																									
平成26年4月～平成27年3月	2.57%																									
平成27年4月～平成28年3月	2.91%																									
平成28年4月～平成29年3月	3.39%																									
平成29年4月～平成30年3月	3.65%																									
平成30年4月～平成31年3月	3.85%																									
平成31年4月～平成32年3月	4.00%																									
平成32年4月以降	4.10%																									

財政運営基準	実務基準内容	備考
②－イー（イ） 最低積立基準額 ー b 代行部分	<ul style="list-style-type: none"> ・最低責任準備金の将来予測に用いる「年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用利回り」の前提については、「法第2条の4第1項に規定する財政の現況及び見通しにおける運用利回り」を用いる。<u>なお、最低責任準備金が期ズレ解消前の場合には、厚生労働省発行の「年金積立金運用報告書」に記載の厚生年金の名目運用利回りを1年9ヶ月ずらした数値を使用する。</u> <u>（最低責任準備金が期ズレ解消後の場合には、ずらさずにそのまま使用。）</u> ・回復計画策定時に公表されている「年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用利回り」の反映を行う必要がある。 <p>(略)</p>	<p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年3月末において回復計画の実施状況を策定する場合、平成23年1月～平成23年12月までの最低責任準備金の付利利率に、平成22年8月に公表された「年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用利回り」を反映する必要がある。 ・なお、代議員会の日程等によりやむを得ない場合は、上記の付利利率を設定する際に、「年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用利回り」として実績値に替えて見込値を用いることも可とする。ただし、見込値を使用できるのは、当該見込値が実績値以上である場合に限るものとする。 <p>(略)</p>

【変更理由】

平成25年改正法等への対応

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>第4-5-(2) 経過措置 ②-エ 掛金の段階引き上げ</p>	<p>前記ウの方法により作成された積立水準の回復計画に基づいて掛金を負担することが母体企業の経営状況等により極めて困難であると認められる場合は、当分の間、前記4によって設定される掛金を下回らない範囲で、5ヵ年以内に定期的かつ引き上げ幅が経年的に大きくならない方法により段階的に掛金を引き上げる掛金により積立水準の回復計画を作成することができること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・初回の掛金引上げを基準日の翌々日より起算して1年を超えるように設定することは不可。 ・定期的であれば1年毎の他に2年毎などの方法も可。 ・「引上げ幅が経年的に大きくならない方法」とは、n年後の引上げ幅がk ($0 \leq k \leq n - 1$) 年後の引上げ幅以下となることをいう。 <p>(例示) 計算基準日：H 25/3/31 掛金初回引上げ日：H26/4/1</p> <p>例1：引上げ幅が同じケース H26/4/1：3% H27/4/1：6% H28/4/1：9% H29/4/1：12% H30/4/1：15% (H26/4/2以降に掛金を引き上げることは不可)</p> <p>例2：引上げ幅が異なるケース H26/4/1：5% H27/4/1：9% H28/4/1：12% H29/4/1：14% H30/4/1：15% (H26/4/2以降に掛金を引き上げることは不可)</p> <p>例3：2年毎に引き上げるケース H26/4/1：5% H28/4/1：10% H30/4/1：15% (H26/4/2以降に掛金を引き上げることは不可)</p>
<p>②-オ <u>指定基金に関する留意点</u></p>	<p><u>指定基金が積立水準の回復計画を作成する場合は、健全化計画と同じ前提で作成すること。また、積立水準の回復計画の前提が健全化計画の前提と異なるに至ったときは、積立水準の回復計画の見直しを行うこと。</u></p>	
<p>②-カ 実施状況の報告</p>	<p>第4-1-(3)-カに該当(非継続基準に抵触)する場合であって、積立水準の回復計画を既に実施しているときは、積立水準の回復がなされるまでの間、毎事業年度の財政検証に併せて、積立水準の回復計画の実施状況を財政運営基準別添2「様式①-積立水準回復計画の実施状況」により報告する。</p>	
<p>②-キ 第4-1-(3)-カに基づく変更計算の留保</p>	<p>積立水準の回復計画を既に実施しており、当該計画の予定する時点までに純資産額が最低積立基準額又は最低責任準備金の105%のいずれか高い額を上回るが見込まれる場合には、第4-1-(3)-カに基づく変更計算は要しない。</p> <p>ただし、平成27年度の末日までの日を基準日とする財政検証においては、上記「最低積立基準額」を下記のとおり読み替える。</p>	<p>回復計画の再策定の場合は、実施中の回復計画最終年度までに、純資産額が最低積立基準額又は最低責任準備金の105%のいずれか高い額を上回るような計画を作成することも可(7年を超えることも可)。</p> <p>ただし、平成27年年度の末日までの日を基準とする財政検証においては、上記の「最低積立基準額」を左記のとおり読み替える。</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考								
	<table border="1"> <tr> <td><u>基準日が平成24年度末日の場合</u></td> <td><u>最低積立基準額×0.92</u></td> </tr> <tr> <td>基準日が平成25年度末日の場合</td> <td>最低積立基準額×0.94</td> </tr> <tr> <td>基準日が平成26年度末日の場合</td> <td>最低積立基準額×0.96</td> </tr> <tr> <td>基準日が平成27年度末日の場合</td> <td>最低積立基準額×0.98</td> </tr> </table>	<u>基準日が平成24年度末日の場合</u>	<u>最低積立基準額×0.92</u>	基準日が平成25年度末日の場合	最低積立基準額×0.94	基準日が平成26年度末日の場合	最低積立基準額×0.96	基準日が平成27年度末日の場合	最低積立基準額×0.98	(略)
<u>基準日が平成24年度末日の場合</u>	<u>最低積立基準額×0.92</u>									
基準日が平成25年度末日の場合	最低積立基準額×0.94									
基準日が平成26年度末日の場合	最低積立基準額×0.96									
基準日が平成27年度末日の場合	最低積立基準額×0.98									

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
②一エ 掛金の段階引き上げ	前記ウの方法により作成された積立水準の回復計画に基づいて掛金を負担することが母体企業の経営状況等により極めて困難であると認められる場合は、当分の間、前記4によって設定される掛金を下回らない範囲で、5ヵ年以内に定期的かつ引き上げ幅が経年的に大きくならない方法により段階的に掛金を引き上げる掛金により積立水準の回復計画を作成することができること。	<ul style="list-style-type: none"> ・初回の掛金引上げを基準日の翌々日より起算して1年を超えるように設定することは不可。 ・定期的であれば1年毎の他に2年毎などの方法も可。 ・「引上げ幅が経年的に大きくならない方法」とは、n年後の引上げ幅がk ($0 \leq k \leq n-1$) 年後の引上げ幅以下となることをいう。 <u>また、引上げ幅算定の際に使用する掛金率は「端数を持った掛金率」とすることができる。</u> <p>(例示) 計算基準日：H 25/3/31 掛金初回引上げ日：H26/4/1</p> <p>例1：引上げ幅が同じケース H26/4/1：3‰ H27/4/1：6‰ H28/4/1：9‰ H29/4/1：12‰ H30/4/1：15‰ (H26/4/2以降に掛金を引き上げることは不可)</p> <p>例2：引上げ幅が異なるケース H26/4/1：5‰ H27/4/1：9‰ H28/4/1：12‰ H29/4/1：14‰ H30/4/1：15‰ (H26/4/2以降に掛金を引き上げることは不可)</p> <p>例3：2年毎に引き上げるケース H26/4/1：5‰ H28/4/1：10‰ H30/4/1：15‰ (H26/4/2以降に掛金を引き上げることは不可)</p>
②一オ <u>平成24年度末実において純資産額が最低責任準備金を下回っている基金に関する留意点</u>	<u>平成24年度末において、純資産額が最低責任準備金の額を下回っている基金においては、原則として、平成26年度以降における基金の加入員の標準報酬月額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額の比率は、平成24年度における当該比率を下回らないものとする。</u>	

財政運営基準	実務基準内容	備考						
<p>②ーカ 実施状況の報告</p> <p>②ーキ 第 4-1-(3)ーカに 基づく変更計算 の留保</p> <p><u>第 4-5-(3) 平成 31 年度以降 の存続基準に係 る積立金の確保</u></p>	<p>第 4-1-(3)ーカに該当(非継続基準に抵触)する場合であ って、積立水準の回復計画を既の実施しているときは、積 立水準の回復がなされるまでの間、毎事業年度の財政検証 に併せて、積立水準の回復計画の実施状況を財政運営基準 別添 2「様式⑩ー積立水準回復計画の実施状況」により報 告する。</p> <p>積立水準の回復計画を既の実施しており、当該計画の予定 する時点までに純資産額が最低積立基準額又は最低責任 準備金の 105%のいずれか高い額を上回ること、及び、<u>平 成 31 年度末日において最低積立基準額又は最低責任準備 金の 150%のうちいずれか小さい額を上回ることが見込 まれる場合には、第 4-1-(3)ーカに基づく変更計算は要し ない。</u></p> <p>ただし、平成 27 年度の末日までの日を基準日とする財政検 証においては、上記「最低積立基準額」を下記のとおり読 み替える。</p> <table border="1" data-bbox="336 775 906 967"> <tr> <td>基準日が平成 25 年度の末 日の場合</td> <td>最低積立基準額× 0.94</td> </tr> <tr> <td>基準日が平成 26 年度の末 日の場合</td> <td>最低積立基準額× 0.96</td> </tr> <tr> <td>基準日が平成 27 年度の末 日の場合</td> <td>最低積立基準額× 0.98</td> </tr> </table> <p><u>平成 30 年度末日以降を基準日とする財政検証において、 純資産額が最低積立基準額又は最低責任準備金の 150% のうちいずれか小さい額を下回った場合には、前記(2) ②の回復計画を作成して積立不足を解消する方法の例に より、当該財政検証の基準日の属する事業年度の翌事業年 度末日において、純資産額が最低積立基準額又は最低責任 準備金の 150%のうちいずれか小さい額以上となるため に必要な額を、当該財政検証の基準日の属する事業年度の 翌事業年度の掛金の額に、特例掛金として拠出すること。</u></p>	基準日が平成 25 年度の末 日の場合	最低積立基準額× 0.94	基準日が平成 26 年度の末 日の場合	最低積立基準額× 0.96	基準日が平成 27 年度の末 日の場合	最低積立基準額× 0.98	<p>回復計画の再策定の場合は、実施中の回復計 画最終年度までに、純資産額が最低積立基準 額又は最低責任準備金の 105%のいずれか高 い額を上回ること、及び、<u>平成 31 年度末日に おいて最低積立基準額又は最低責任準備金の 150%のうちいずれか小さい額を上回ること が見込まれる</u>ような計画を作成することも可 (7 年を超えることも可)。</p> <p>ただし、平成 27 年年度の末日までの日を基準 とする財政検証においては、上記の「最低積 立基準額」を左記のとおり読み替える。</p>
基準日が平成 25 年度の末 日の場合	最低積立基準額× 0.94							
基準日が平成 26 年度の末 日の場合	最低積立基準額× 0.96							
基準日が平成 27 年度の末 日の場合	最低積立基準額× 0.98							

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応、厚生年金基金実務基準補足事項の取り込み

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
第4-6 <u>法附則第32条第1項の認可を受けた基金に係る積立金の確保</u>		

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
第4-6 <u>解散計画等の作成及び変更</u> 第4-6-(1) <u>解散計画等の作成</u> —ア <u>解散計画等の内容</u>	<p>○適用開始日 (掛金引上げを伴う場合) <u>計画適用は掛金引上げ開始時期からとすること。</u></p> <p>○解散・代行返上予定日における積立目標 <u>解散又は代行返上予定日における責任準備金、最低積立基準額又は最低責任準備金に対する積立目標を設定する。</u></p> <p>○予測の前提 ・ <u>純資産額の将来予測に用いる運用利回り</u> <u>次の①～③のうち最も高い率を上回らないこと。</u> ① <u>基金の運用利回りの過去五事業年度の実績の平均と基金の予定利率のうちいずれか低い率</u> ② <u>計画作成時における「厚生年金基金令第三十九条の三第三項に規定する予定利率及び予定死亡率（平成九年厚生省告示第八十三号）」の規定に基づく予定利率に相当する率</u> ③ <u>法第二条の四第一項に規定する財政の現況及び見通しにおける予定運用利回り</u> <u>なお、直前の財政検証の基準日の翌日が属する事業年度の運用利回りについては、直近までの運用利回りの実績に基づき適切に見込むことは差し支えない。</u></p> <p><u>なお書きの意図は以下のとおり。</u> <u>例えばH26.4.1から計画実施の場合、確定しているのはH20年度からH24年度までの実績運用利回りであるので、H26年度以降の運用利回りを「過去5事業年度の実績の平均」を用いる場合はこれによる（ただし当基金の予定利率を上限）。一方、H25.4.1からH26.3.31までの利回りは、H25年度中の判明している実績に基づき適切に見込むことができる。</u></p> <p><u>シミュレーションの運用利回りを保守的に見込む場合において、説明可能な理由により一時的にマイナスの見込みとなることは差し支えない。</u></p>	<p>・ <u>責任準備金、最低責任準備金、最低積立基準額のうち積立目標を設定していないものについても見通しを作成する。</u></p> <p><u>「①～③のうち年度ごとに最も高い率」といった設定も可。</u></p> <p>①の「基金の運用利回りの過去五事業年度の実績」については、<u>確定した決算に基づくもののみ使用可。</u> (例示) <u>例えば以下を用いる。</u> ・ <u>時価ベース利回りの平均</u></p> <p>①の「基金の予定利率」としては次の率はいずれも使用可。 (掛金分離をしている場合) ・ <u>代行部分は最低責任準備金、基本プラスアルファ部分及び加算部分は数理債務を基に債務比で加重平均した利率</u> ・ <u>代行部分は最低責任準備金から代行部分の特別掛金収入現価等を控除した額、基本プラスアルファ部分及び加算部分は、数理債務から基本プラスアルファ部分及び加算部分の特別掛金収入現価等を控除した額を基に債務比で加重平均した利率</u> (掛金分離をしていない場合) ・ <u>基本部分は原始数理債務、加算部分は数理債務を基に債務比で加重平均した利率</u> ・ <u>基本部分は原始数理債務から基本部分の特別掛金収入現価等を控除した額、加算部分は数理債務から加算部分の特別掛金収入現価等を控除した額を基に債務比で加重平均した利率</u></p> <p>②については、<u>作成時点での直近の告示を反映すること。0.8～1.2を乗ずることは可。</u></p>

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>③については、厚生労働省発行の「年金積立金運用報告書」又は指定基金に関する通知に記載の厚生年金の名目運用利回りをを用いる。</p> <p>・ <u>プラスアルファ部分の最低積立基準額の予定利率</u> 直前の財政検証で用いた予定利率、財政検証の基準日の属する事業年度の翌事業年度の財政検証に用いる予定利率又は連合会における通算企業年金の予定利率を勘案して別に定める率のうち最も高い率を上回らないものとする。</p> <p>・ <u>最低責任準備金の将来予測に用いる年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用利回り</u> 法第2条の4第1項に規定する財政の現況及び見通しにおける予定運用利回りとする。</p> <p>なお、年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用利回りの実績が確定している期間については、当該実績を用いること。</p> <p>・ <u>加入員数</u> 過去5事業年度の実績を用いて適切に見込むこと。</p> <p>・ <u>連合会移換の停止</u> 解散計画等におけるシミュレーションは、平成26年4月以降の連合会移換の停止を反映させること。</p> <p>・ <u>将来返上および前納</u> 予定している将来返上や前納を織り込むことは任意だが、実際に前納や将来返上を行った後は、織り込むこと。</p> <p>・ <u>最低責任準備金の算定方法</u> 以下のものは使用可 みなし7号方式 係数見直し前の8号方式（一律0.875を乗じる方法） 期ずれ解消前の付利利率 政府負担金の調整 以下のものは使用不可</p>	<p>最低責任準備金が期ずれ解消前の場合には、厚生労働省発行の「年金積立金運用報告書」又は指定基金に関する通知に記載の厚生年金の名目運用利回りを1年9ヶ月ずらした数値を使用する。（最低責任準備金が期ずれ解消後の場合には、ずらさずにそのまま使用。）</p> <p>年度の実績を織り込むことは必須、四半期の実績を織り込むことは任意。ただし、純資産額と最低責任準備金で運用実績の判明時点が異なるものを用いる取扱い（例：純資産額の付利に用いる利率は11月までの実績、最低責任準備金の付利に用いる利率は9月までの実績等）について、若干の時点の差が出ることは差し支えないが、合理的な理由がない場合は不可。</p> <p>新規加入員数の見込みについての例示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>過去5事業年度の人数平均</u>（ただし、異常年度は除外可） ・ <u>過去5事業年度の新規加入率</u>（新規加入員数÷総加入員数）平均（ただし、異常年度は除外可） ・ <u>過去5事業年度の人数実績の最大と最小を除外した、3事業年度の人数平均</u> ・ <u>過去5事業年度の人数実績の中間年度</u>（人数実績の大きな年度から数えて3番目の年度）の実績値

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p style="text-align: center;">二 解散計画等の基準</p>	<p style="text-align: center;"><u>減額責任準備金</u> 「<u>解散計画適用開始日における不足相当額</u>」の自主解散型加算金利率による付利 <u>基金が実際に使うと想定される方式で統一的に算出すること。</u></p> <p>・<u>最低積立基準額の算定方法</u> <u>解散計画等において用いた最低責任準備金</u> <u>＋ 上乗せ部分の最低積立基準額</u> <u>とすること。</u></p> <p>・<u>責任準備金の算定方法</u> <u>期ずれ解消後の最低責任準備金</u> <u>＋ 責任準備金（プラスアルファ部分）</u> <u>とする。また、</u> <u>解散計画等において用いた最低責任準備金</u> <u>＋ 責任準備金（プラスアルファ部分）</u> <u>とすることも可。</u></p> <p>・<u>制度変更の取り扱い</u> <u>計画作成時点で確定している直前の決算で織り込んでいない制度変更を予定している場合、計画作成時点で確定している直前の決算時点での責任準備金・最低積立基準額は制度変更を織り込まず、制度変更日以降は制度変更を織り込んだ責任準備金・最低積立基準額を用いる。（シミュレーション上、制度変更の適用日以降は当該制度変更を反映したものとする趣旨。）</u></p> <p>○<u>掛金</u> <u>積立目標の達成のために必要な掛金額を算定し、原則として、解散・代行返上予定日までの間、同じ掛金水準を設定すること。</u> <u>ただし、掛金を負担することが母体企業の経営状況等により極めて困難であると認められる場合は、掛金引上げの時期及びその掛金を規約に定めることにより、解散・代行返上予定日までの期間内に定期的かつ引上げ幅が経年的に大きくならない方法で段階的に掛金を引き上げる方法により掛金を設定することもできること。</u></p> <p>次の①および②を満たすものであること。 ① <u>原則として、計画作成時点で確定している直前の決算年度に比べて解散・代行返上予定日における積立目標とする債務に対する積立水準が低下しないものであること。</u> <u>(ア) 計画作成時点で確定している直前の決算年度における純資産額が最低責任準備金の額を下回っている基金が解散計画を作成する場合にあっては、上記にかかわらず、解散予定日における最低責任準備金に対する積立水準が低下しないか又は最低責任準備金の額から純資産額を控除した額が拡大しないものであること。</u> <u>(イ) 計画作成時点で確定している直前の決算年度における純資産額が最低責任準備金の額を下回っている基金が代行返上計画を作成する場合にあっては、上記に加えて、代行返上予定日における純資産額が最低責任準備金の額を上回るものであること。</u></p>	<p>左記の事例には、例えばH25年度中に計画を提出する基金が、H26年4月1日付変更計算（H25.3.31計算基準日）にも該当している場合が含まれる。また、H25.3.31を基準日とした定例財政再計算に該当している場合でも同様に、計画作成時点で確定している直前の決算時点の積立水準は、財政再計算前の責任準備金・最低積立基準額により算定される。</p> <p>積立目標を高い水準に設定し、現行の財政運営基準において拋出可能な特別掛金額および特例掛金額の上限額を超えて掛金拋出することは不可。年金数理人の確認書類に、通常の財政計算を行った場合の特別掛金・特例掛金の上限を超えるものではない旨を記載すること。</p> <p>①の「積立水準が低下しない」については、小数点第2位未満切り捨てによる端数処理後の積立比率が低下しなければよい。</p> <p>(ア)の「最低責任準備金の額から純資産額を控除した額が拡大しない」か否かは円単位で判定する。</p> <p>「積立水準が低下しない」とは、計画策定時点で確定している直前の決算時点での積立水準に比べて、解散等予定日時点での積立水準が低下していないことを指し、途中の年度で一時的に積立水準が低下することは可。なお、「確定している直前の決算時点での積立水準」は、決算で計上した最低責任準備金等の算定方法ではなく、解散計画等において基金が選択した算定方法（期ずれ有無等）によること。「額が拡大しない」も同様。</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>その他</p> <p>一ウ</p> <p>一エ 解散計画等の提出及び添付書類等</p> <p>第4-6-(2) 解散計画等の変更</p> <p>一ア 財政検証結果に基づく変更</p> <p>一イ 財政計算結果に基づく変更</p>	<p>② 原則として、計画作成時点で確定している直前の決算年度における基金の加入員の標準報酬月額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額の比率が低下しないものであること。</p> <p>前記1の(2)の各号、(3)のア～エのいずれかに該当した場合であって、当該財政計算に基づく掛金に係る規約変更の適用日が解散計画等の適用開始日以後となる場合には、前記4にかかわらず、標準掛金のみ算定結果に基づいて計画を作成すればよい。この場合において、標準掛金の算定は、掛金分離前の方法により行うことも可。</p> <p>解散計画等の基準を満たす範囲であれば、標準掛金を引き上げて、特別掛金を引き下げるような解散計画等も認められる。ただし、積立がきちんとして行われるように配慮すること。</p> <p>計画期間中の特別掛金償却期間については、残余償却期間をふまえて、20年以内で適宜設定する。</p> <p>解散計画等は、別添2の様式一覧に定める様式により作成すること。解散計画等の提出に当たっては、財政の見通し部分に年金数理人の確認及び署名押印を得、かつ、代議員会の議決を経た上で別添2の様式一覧に定める様式（解散・代行返上計画申請書及び年金数理に関する確認）に代議員会の会議録を添え、当該計画の適用開始日までに管轄の地方厚生（支）局長に提出すること。</p> <p>前記第3-8(2)に掲げる検証の結果、積立目標の達成が困難と見込まれる場合は、積立目標の達成が見込まれるよう計画を変更し、遅くとも当該財政検証の基準日の翌々日から起算して一か年以内に当該計画を実施すること。</p> <p>前記1-(2)の各号、(3)のア～エのいずれかに該当した場合であって、当該財政計算に基づく掛金に係る規約変更の適用日が解散計画等の適用開始日以後となる場合には、前記4にかかわら</p>	<p>積立目標とシミュレーション結果による解散・代行返上予定日における積立水準とは一致させる必要はない。</p> <p>すでに最低積立基準額に対する積立比率が1.0以上である基金が解散計画を提出する際は、最低積立基準額に対する積立比率が1.0以上である限り、積立比率が低下することも可。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規約上掛金率の見直し及び掛金算定用給与の定義の変更を行わなければ、②の要件を満たすとみなしてよい。 ・「掛金の総額」には、事業所脱退等による一括抛出は含まれない。 ・段階引上げ償却を採用しており、計画作成時において掛金率を段階的に引き上げ中である場合も、確定している直前の決算年度における（段階引上げ途中の）掛金との比較でよい。 ・一般的に、解散計画等の作成時においては、標準掛金の算定を必ずしも要するものではない。 ・第4-7-(2)のなお書きにより、基金の財政運営の健全性及び事業運営の安定性等の観点から年金数理人が妥当と判断する場合には、当該財政計算結果に基づく標準掛金を適用しないことも可。 ・計画提出時点で確定している直前の決算後に財政計算を実施した場合も含め、特別掛金の償却完了日を、計画提出時点で確定している直前の決算における償却完了日とすることは問題ない。 ・第4-7-(2)のなお書きにより、基金の財政運営の健全性及び事業運営の安定性等の観点から年金数理人が妥当と判

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>一ウ その他の変更</p>	<p>ず、標準掛金のみ算定結果に基づいて計画を変更し、遅くとも当該財政計算の基準日の翌々日から起算して一か年以内（前記1－（3）のアに該当した場合にあっては給付の変更に係る規約変更の適用日）に当該計画を実施すればよい。</p> <p>この場合において、標準掛金の算定は、掛金分離前の方法により行うことも可。</p> <p>特別掛金の設定についても第4－6(1)ウと同様。</p> <p>その他(ア)から(エ)に該当したことなどにより、積立目標の達成が困難と見込まれるに至った場合は、積立目標の達成が見込まれるよう計画を変更し、速やかに当該計画を実施すること。</p> <p>(ア) 解散計画等における前提が著しく異なるに至った場合、又はその後の状況変化により財政悪化の方向へ乖離した場合</p> <p>(イ) 解散計画等に基づく措置を講ずることが、困難な状況が生じた場合</p> <p>(ウ) 設立母体の経営状況に著しい変化が生じた場合</p> <p>(エ) その他計画の変更を行うことが適当と認められる場合</p>	<p>断ずる場合には、当該財政計算結果に基づく標準掛金を適用しないことも可。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解散等の予定日が変わる場合にはできる限り速やかに計画の変更を行う必要がある。ただし、影響が軽微であれば省略も可。前納（予定）日の変動も同様。 ・既に提出した計画の内容を基金が能動的に変えようとする場合は計画の変更が必要。 <p>(例)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 純資産額の将来予測に用いる運用利回りの前提を、計画作成時から変更する場合 ② 最低責任準備金の将来推計において、代行給付相当額の計算方法を変更する場合（一律0.875の8号方式→3段階係数、8号方式→みなし7号方式等） ③ 最低責任準備金の将来推計において、政府負担金調整を織り込んでいなかったが、織り込むことに変更する場合 ④ 最低責任準備金の将来推計において、代行給付相当額における3段階係数、みなし7号方式又は政府負担金調整の遡及時点を変更する場合 ⑤ 最低責任準備金の将来推計において、期ずれ有無を変更する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・基金が能動的に既に出した計画内容を変えようとするのではない場合は、実施状況の検証時に新しい前提で検証すること。 <p>(例)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 平成26年の財政の現況及び見通しが公表され、予定運用利回りが変更された場合
<p>一エ 変更後の解散計画等の提出及び添付書類等</p>	<p>変更後の解散計画等は、別添2の様式一覧に定める様式により作成すること。変更後の解散計画等の提出に当たっては、財政の見通し部分に年金数理人の確認及び署名押印を得、かつ、代議員会の議決を経た上で別添2の様式一覧に定める様式（解散・代行返上計画変更申請書及び年金数理に関する確認）に代議員会の会議録を添え、当該変更後の計画の適用開始日までに管轄の地方厚生（支）局長に提出すること。</p>	

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
第4-7-(1) 数理に関する書類 (略) ーイ 変更計算基礎書類及び変更計算報告書 (略)	(略) 「変更計算の内容は、基金規則第3条第3号に規定する掛金の算出の基礎を示した書類とする場合には「変更計算基礎書類」、基金規則第32条の3に規定する掛金算出の基礎を示した書類とする場合には「変更計算報告書」として、別添2の様式一覧に定める書類に記入すること。 なお、予定脱退率、予定昇給指数又は新規加入員に関する算定基礎などの基礎率のうち変更していないものがある場合には、当該基礎率に係る書類を省略することができること。」 (略)	(略) ・代行保険料率の算定に関する取扱いについて(年発第1510号) (別紙)代行保険料率の算定に関する基準 1.代行保険料率の算定を行うべき基金等 (1)代行保険料率の算定を行うべき基金等は、次のアからクまでのいずれかに該当するものであること。 <u>カ</u> . 代行保険料率の算定の基礎となる事項に変更が生じたことにより基金規則第2条第3号又は第32条の3に定める掛金の算出の基礎を示した書類を厚生労働大臣に提出する基金 (略)
第4-7-(2) 年金数理人の確認	「前記(1)の各号に定める書類の提出にあたっては、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることについて、別添2の様式一覧に定める様式により、年金数理人の確認及び署名押印を得ることとし、基金規則第75条第2項に規定する年金数理人の所見を添付すること。 また、年金数理人自身が財政再計算を行った場合には、基金規則第32条の2第3号の規定による所見と併せて記入することができること。 <u>ラ</u> 」	(略)

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
第4-7-(1) 数理に関する書類 (略) ーイ 変更計算基礎書類及び変更計算報告書	(略) 「変更計算の内容は、基金規則第3条第3号に規定する掛金の算出の基礎を示した書類とする場合には「変更計算基礎書類」、基金規則第32条の3に規定する掛金算出の基礎を示した書類とする場合には「変更計算報告書」として、	(略) ・代行保険料率の算定に関する取扱いについて(年発第1510号)

財政運営基準	実務基準内容	備考
(略)	<p>別添2の様式一覧に定める書類に記入すること。 なお、予定脱退率、予定昇給指数又は新規加入員に関する算定基礎などの基礎率のうち変更していないものがある場合には、当該基礎率に係る書類を省略することができること。」</p>	<p>(別紙)代行保険料率の算定に関する基準 1.代行保険料率の算定を行うべき基金等 (1)代行保険料率の算定を行うべき基金等は、次のアからクまでのいずれかに該当するものであること。 <u>ホ</u>. 代行保険料率の算定の基礎となる事項に変更が生じたことにより基金規則第2条第3号又は第32条の3に定める掛金の算出の基礎を示した書類を厚生労働大臣に提出する基金 <u>(ただし、解散計画等を作成した基金を除く。)</u></p>
<p>第4-7-(2) 年金数理人の確認</p>	<p>(略)</p> <p>「前記(1)の各号に定める書類の提出にあたっては、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることについて、別添2の様式一覧に定める様式により、年金数理人の確認及び署名押印を得ることとし、基金規則第75条第2項に規定する年金数理人の所見を添付すること。</p> <p>また、年金数理人自身が財政再計算を行った場合には、基金規則第32条の2第3号の規定による所見と併せて記入することができること。 _</p> <p><u>なお、前記6の(1)のウ又は(2)のイに該当する場合において、基金の財政運営の健全性及び事業運営の安定性等の観点から、当該財政計算結果に基づく標準掛金を適用しないことが適当であると年金数理人が判断した場合には、その合理的な理由を記載した所見を添付することで、前記6の(1)のエ又は(2)のエに掲げる書類を前記(1)の各号に定める書類として提出することができること。」</u></p>	<p>(略)</p>

【変更理由】

平成25年改正法等への対応

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>第4-8 財政計算結果の 取扱い</p> <p>第4-8-(1) 規約の変更</p>	<p>前記1の(2)の各号、(3)のイ～カのいずれかに該当し、規約に定める掛金を変更する必要があるときは、基準日の翌々日から起算して1か年以内に規約の変更を行うこと。</p>	<p>・第4 財政計算</p> <p>1. 財政計算を行うべき場合</p> <p>(略)</p> <p>(3) 変更計算</p> <p>(ア. 給付の変更)</p> <p>イ. 給与規程の変更</p> <p>ウ. 定年延長</p> <p>エ. 加入員数の大幅変動</p> <p>オ. 責任準備金の確保</p> <p>カ. 最低積立基準額及び最低責任準備金の確保</p> <p>(キ. 掛金に係る規約の変更)</p> <p>(ク. 合併及び分割)</p> <p>(ケ. 給付の支給に関する権利義務の移転及び承継)</p> <p>(コ. 特例掛金に係る規約の変更)</p> <p>サ. <u>法附則第32条第1項の認可を受けた基金に係る積立金の確保</u></p> <p>・上記イ～カ、<u>サ</u>に該当する場合は1年を待たずにすみやかに規約変更を行うよう努める。</p> <p>[例示]</p> <p>(略)</p>
<p>第4-8-(2) 書類の提出方法</p> <p>(略)</p> <p>—エ</p>	<p>(略)</p> <p>前記イとウにかかわらず、前記1の(3)のオ、<u>カ、サのいずれか</u>に該当する場合は、該当することとなった財政検証の基準日の翌日から起算して11か月以内に、規約変更の認可申請を行うか、その必要がない場合には変更計算報告書を厚生労働大臣に提出すること。</p> <p>また、前記1の(3)のカに該当する場合であって、前記4の(2)に掲げる方法により積立水準の回復計画を作成しているときは、積立水準の回復がなされるまでの間、毎事業年度の財政検証に併せて、積立水準の回復計画の実施状況を別添2の様式一覧に定める様式により報告すること。</p>	<p>・第4 財政計算</p> <p>1. 財政計算を行うべき場合</p> <p>(3) 変更計算</p> <p>オ. 責任準備金の確保</p> <p>カ. 最低積立基準額及び最低責任準備金の確保</p> <p>サ. <u>法附則第32条第1項の認可を受けた基金に係る積立金の確保</u></p> <p>[例示]</p> <p>基準日が平成11年3月末日の場合</p> <p>・財政再計算報告書 平成11年11月末日まで</p> <p>・変更計算報告書 平成12年2月末日まで</p> <p>(前記1-(3)-オ、カ、<u>サ</u>の場合)</p>

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>第4-8 財政計算結果の 取扱い</p>		

財政運営基準	実務基準内容	備考
第4-8-(1) 規約の変更	<p>前記1の(2)の各号、(3)のイ～カのいずれかに該当し、規約に定める掛金を変更する必要があるときは、基準日の翌々日から起算して1か年以内に規約の変更を行うこと。</p> <p><u>また前記1の(3)サに該当し規約に定める掛金を変更する必要があるときは、計画の適用開始日(計画の変更を行う場合にあっては、当該変更後の計画の適用開始日)までに規約の変更を行うこと。</u></p>	<p>・第4 財政計算</p> <p>1. 財政計算を行うべき場合</p> <p>(略)</p> <p>(3) 変更計算</p> <p>(ア. 給付の変更)</p> <p>イ. 給与規程の変更</p> <p>ウ. 定年延長</p> <p>エ. 加入員数の大幅変動</p> <p>オ. 責任準備金の確保</p> <p>カ. 最低積立基準額及び最低責任準備金の確保</p> <p>(キ. 掛金に係る規約の変更)</p> <p>(ク. 合併及び分割)</p> <p>(ケ. 給付の支給に関する権利義務の移転及び承継)</p> <p>(コ. 特例掛金に係る規約の変更)</p> <p>サ. <u>解散計画等の作成又は変更</u></p> <p>・上記イ～カに該当する場合は1年を待たずにすみやかに規約変更を行うよう努める。</p> <p>[例示]</p> <p>(略)</p>
第4-8-(2) 書類の提出方法 (略)	<p>(略)</p> <p>一エ 前記イとウにかかわらず、前記1の(3)のオ又はカに該当する場合は、該当することとなった財政検証の基準日の翌日から起算して11か月以内に、規約変更の認可申請を行うか、その必要がない場合には変更計算報告書を厚生労働大臣に提出すること。</p> <p>また、前記1の(3)のカに該当する場合であって、前記4の(2)に掲げる方法により積立水準の回復計画を作成しているときは、積立水準の回復がなされるまでの間、毎事業年度の財政検証に併せて、積立水準の回復計画の実施状況を別添2の様式一覧に定める様式により報告すること。</p> <p>一オ <u>解散計画等を実施している基金にあっては、毎事業年度の財政検証において、当該解散計画等の実施状況を別添2の様式一覧に定める様式により報告すること。また、解散計画の作成又は変更に伴い、規約変更の認可申請を行う必要がある場合には、前記6の(1)のエ又は(2)のエに規定する提出とは別に、これらに規定する書類を認可申請書に添付して提出する必要があること。</u></p>	<p>・第4 財政計算</p> <p>1. 財政計算を行うべき場合</p> <p>(3) 変更計算</p> <p>オ. 責任準備金の確保</p> <p>カ. 最低積立基準額及び最低責任準備金の確保</p> <p>サ. <u>解散計画等の作成又は変更</u></p> <p>[例示]</p> <p>基準日が平成11年3月末日の場合</p> <p>・財政再計算報告書 平成11年11月末日まで</p> <p>・変更計算報告書 平成12年2月末日まで (前記1-(3)-オ、カの場合)</p> <p>・<u>解散計画等の適用開始日によらず、計画提出後に確定する決算時において、実施状況を確認することが必要。</u></p>

【変更理由】

平成25年改正法等への対応

第 I 章 財政運営基準の取扱い

第 5 別途積立金

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>第 5-1</p> <p>とりくずすことができる場合</p>	<p>(基本的考え方)</p> <p>○別途積立金は、長期にわたる財政運営のなかで、蓄積された剰余の累計であり、今後起こりうる不足のために留保すべきものである。</p> <p>従って財政検証での不足金に充当する以外の<u>とりくずし</u>については、基金の財政状況を考慮に入れ、慎重に行う必要がある。</p> <p>○別途積立金は、年金経理において不足金が生じたため当該不足金に充当する場合の他、次の場合にも<u>とりくずす</u>ことができる。</p> <p>①財政計算において別途積立金の<u>とりくずし</u>を行い資産額に繰り入れる場合</p> <p>②将来の給付改善の費用に充てるため給付改善準備金に繰り入れる場合</p> <p>③年金経理から業務経理へ繰入れを行うため繰入準備金に繰り入れる場合</p>	<p>・別途積立金を保有している基金においては、財政検証で不足金が生じた場合には、当該不足金に別途積立金を充当し<u>とりくずす</u>ものとする。</p>
<p>第 5-2</p> <p>とりくずすことができる額</p>	<p>○別途積立金の<u>とりくずし</u>の可否および額は、基金の財政状況および将来の給付改善の見通し等を考慮して判断すること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>少なくとも次のような状況においては、最低必要限度に留めることが望ましい。</p> <p>①定性的に差損要因（例えば昇給差損、新規加入差損等）が発生している場合</p> <p>②純資産額が最低積立基準額未満の場合</p> <p>③近い将来に給付改善の予定がある場合</p> <p>④資産評価調整加算額が存在する場合</p> </div> <p>○別途積立金の<u>とりくずし</u>額は原則として、未償却過去勤務債務残高の範囲内とし、未償却過去勤務債務残高を上回る額を<u>とりくずし</u>、標準掛金率を引き下げ場合には、<u>とりくずし</u>後の別途積立金の水準が今後想定される不足の水準と比較して十分であるか、継続基準のみならず非継続基準に対する積み立てに支障を及ぼさないものであるかなど、十分に検討した上で、慎重に取り扱うこと。</p>	

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>第5-1 取りくずすことができる場合</p>	<p>(基本的考え方)</p> <p>○別途積立金は、長期にわたる財政運営のなかで、蓄積された剰余の累計であり、今後起こりうる不足のために留保すべきものである。</p> <p>従って財政検証での不足金に充当する以外の取りくずしについては、基金の財政状況を考慮に入れ、慎重に行う必要がある。</p> <p>○別途積立金は、年金経理において不足金が生じたため当該不足金に充当する場合の他、次の場合にも取りくずすことができる。</p> <p>①財政計算において別途積立金の取りくずしを行い資産額に繰り入れる場合</p> <p>②将来の給付改善の費用に充てるため給付改善準備金に繰り入れる場合</p> <p>③年金経理から業務経理へ繰入れを行うため繰入準備金に繰り入れる場合</p>	<p>・別途積立金を保有している基金においては、財政検証で不足金が生じた場合には、当該不足金に別途積立金を充当し取りくずすものとする。</p>
<p>第5-2 取りくずすことができる額</p>	<p>○別途積立金の取りくずしの可否および額は、基金の財政状況および将来の給付改善の見通し等を考慮して判断すること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>少なくとも次のような状況においては、最低必要限度に留めることが望ましい。</p> <p>①定性的に差損要因（例えば昇給差損、新規加入差損等）が発生している場合</p> <p>②純資産額が最低積立基準額未満の場合</p> <p>③近い将来に給付改善の予定がある場合</p> <p>④資産評価調整加算額が存在する場合</p> </div> <p>○別途積立金の取りくずし額は原則として、未償却過去勤務債務残高の範囲内とし、未償却過去勤務債務残高を上回る額を取りくずし、標準掛金率を引き下げる場合には、取りくずし後の別途積立金の水準が今後想定される不足の水準と比較して十分であるか、継続基準のみならず非継続基準に対する積み立てに支障を及ぼさないものであるかなど、十分に検討した上で、慎重に取り扱うこと。</p>	

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考												
<p>第5-4 書類の提出方法</p>	<p>○別途積立金の<u>と</u>りくずしの処分を示した書類は、次の各号に応じて、それぞれ当該各号に掲げる書類に添付して厚生労働大臣に提出すること。</p> <table border="1" data-bbox="405 349 938 1025"> <thead> <tr> <th data-bbox="405 349 657 439">項 目</th> <th data-bbox="657 349 938 439">書 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="405 439 657 562">財政再計算において<u>と</u>りくずした場合</td> <td data-bbox="657 439 938 562">財政再計算報告書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 562 657 651">変更計算において<u>と</u>りくずした場合</td> <td data-bbox="657 562 938 651">変更計算基礎書類又は変更計算報告書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 651 657 775">合併又は分割時に<u>と</u>りくずした場合</td> <td data-bbox="657 651 938 775">合併又は分割の認可申請に際して提出する掛金の算出の基礎を示した書類</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 775 657 898">給付改善準備金に繰り入れるために<u>と</u>りくずした場合</td> <td data-bbox="657 775 938 898">責任準備金及び最低積立基準額の明細書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 898 657 1025">繰入準備金に繰り入れるために<u>と</u>りくずした場合</td> <td data-bbox="657 898 938 1025">責任準備金及び最低積立基準額の明細書</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	書 類	財政再計算において <u>と</u> りくずした場合	財政再計算報告書	変更計算において <u>と</u> りくずした場合	変更計算基礎書類又は変更計算報告書	合併又は分割時に <u>と</u> りくずした場合	合併又は分割の認可申請に際して提出する掛金の算出の基礎を示した書類	給付改善準備金に繰り入れるために <u>と</u> りくずした場合	責任準備金及び最低積立基準額の明細書	繰入準備金に繰り入れるために <u>と</u> りくずした場合	責任準備金及び最低積立基準額の明細書	<ul style="list-style-type: none"> ・別途積立金を<u>と</u>りくずした場合の経理上の処理については、代議員会における処分の議決の日に行うものとする。 ただし、給付改善準備金及び繰入準備金については、<u>と</u>りくずし額を各々の準備金に繰り入れた日とする。 ・繰越不足金がある場合、財政計算において全額解消し掛金率に反映するものとする。 この場合の解消は、代議員会における処分の議決の日に行うものとし、勘定科目「繰越不足金処理金」で行うこと。
項 目	書 類													
財政再計算において <u>と</u> りくずした場合	財政再計算報告書													
変更計算において <u>と</u> りくずした場合	変更計算基礎書類又は変更計算報告書													
合併又は分割時に <u>と</u> りくずした場合	合併又は分割の認可申請に際して提出する掛金の算出の基礎を示した書類													
給付改善準備金に繰り入れるために <u>と</u> りくずした場合	責任準備金及び最低積立基準額の明細書													
繰入準備金に繰り入れるために <u>と</u> りくずした場合	責任準備金及び最低積立基準額の明細書													

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考												
<p>第5-4 書類の提出方法</p>	<p>○別途積立金の取りくずしの処分を示した書類は、次の各号に応じて、それぞれ当該各号に掲げる書類に添付して厚生労働大臣に提出すること。</p> <table border="1" data-bbox="405 349 938 1025"> <thead> <tr> <th data-bbox="405 349 657 439">項 目</th> <th data-bbox="657 349 938 439">書 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="405 439 657 562">財政再計算において取りくずした場合</td> <td data-bbox="657 439 938 562">財政再計算報告書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 562 657 651">変更計算において取りくずした場合</td> <td data-bbox="657 562 938 651">変更計算基礎書類又は変更計算報告書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 651 657 775">合併又は分割時に取りくずした場合</td> <td data-bbox="657 651 938 775">合併又は分割の認可申請に際して提出する掛金の算出の基礎を示した書類</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 775 657 898">給付改善準備金に繰り入れるために取りくずした場合</td> <td data-bbox="657 775 938 898">責任準備金及び最低積立基準額の明細書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 898 657 1025">繰入準備金に繰り入れるために取りくずした場合</td> <td data-bbox="657 898 938 1025">責任準備金及び最低積立基準額の明細書</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	書 類	財政再計算において取りくずした場合	財政再計算報告書	変更計算において取りくずした場合	変更計算基礎書類又は変更計算報告書	合併又は分割時に取りくずした場合	合併又は分割の認可申請に際して提出する掛金の算出の基礎を示した書類	給付改善準備金に繰り入れるために取りくずした場合	責任準備金及び最低積立基準額の明細書	繰入準備金に繰り入れるために取りくずした場合	責任準備金及び最低積立基準額の明細書	<ul style="list-style-type: none"> ・別途積立金を取りくずした場合の経理上の処理については、代議員会における処分の議決の日に行うものとする。 ただし、給付改善準備金及び繰入準備金については、取りくずし額を各々の準備金に繰り入れた日とする。 ・繰越不足金がある場合、財政計算において全額解消し掛金率に反映するものとする。 この場合の解消は、代議員会における処分の議決の日に行うものとし、勘定科目「繰越不足金処理金」で行うこと。
項 目	書 類													
財政再計算において取りくずした場合	財政再計算報告書													
変更計算において取りくずした場合	変更計算基礎書類又は変更計算報告書													
合併又は分割時に取りくずした場合	合併又は分割の認可申請に際して提出する掛金の算出の基礎を示した書類													
給付改善準備金に繰り入れるために取りくずした場合	責任準備金及び最低積立基準額の明細書													
繰入準備金に繰り入れるために取りくずした場合	責任準備金及び最低積立基準額の明細書													

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>第5-5-(1) 給付区分別途積立金を積み立てることができる基金</p>	<p>○次の条件を満たす必要がある。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一括運用を行っている場合における当該事業年度の運用収益又は運用損失、運用報酬等、業務委託費、コンサルティング料及び指定年金数理人費の給付区分ごとの配分について、それぞれ合理的な配分方法を規約に定めること。 <p>(合理的な配分方法の例示)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①「前事業年度末の給付区分ごとの資産の額」の比で配分する。 ②「前事業年度末の給付区分ごとの資産の額に当該事業年度の給付区分ごとの期中収支差の額を加えた額」の比で配分する。 ③「前事業年度末の給付区分ごとの資産の額に当該事業年度の給付区分ごとの期中収支元本平残の額を加えた額」の比で配分する。 ④「前事業年度末の給付区分ごとの数理債務、<u>最低責任準備金及び最低責任準備金調整額</u>の合計額」の比で配分する。 ⑤「前事業年度末の給付区分ごとの数理債務、<u>最低責任準備金及び最低責任準備金調整額</u>の合計額から特別掛金収入現価と特例掛金収入現価の合計額を控除して得た額」の比で配分する。 ⑥当該科目の給付区分ごとの実額に基づいて経理する。 <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの勘定科目ごとに合理的な配分方法を定めることができる。
<p>第5-5-(2) <u>とりくずす</u>ことができる場合等</p>	<p>○基本的考え方は別途積立金と同じ</p> <p>○給付区分別途積立金は、年金経理の当該給付区分に不足金が生じたため当該不足金に充当する場合の他、次の場合にも<u>とりくずす</u>ことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①財政計算において給付区分別途積立金の<u>とりくずし</u>を行い当該給付区分の資産額に繰り入れる場合 ②将来の給付改善の費用に充てるため給付区分別途積立金を給付改善準備金に繰り入れる場合 ③年金経理から業務経理へ繰入れを行うため給付区分別途積立金を繰入準備金に繰り入れる場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・財政検証において、給付区分別途積立金がある給付区分で不足金が生じた場合には、当該不足金に給付区分別途積立金を充当し<u>とりくずす</u>ものとする。 ・他の給付区分の資産額に繰り入れることは不可。 ・業務経理への繰入れの判定は、制度全体で行うこと。

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>第5-5-(1) 給付区分別途積立金を積み立てることができる基金</p>	<p>○次の条件を満たす必要がある。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一括運用を行っている場合における当該事業年度の運用収益又は運用損失、運用報酬等、業務委託費、コンサルティング料及び指定年金数理人費の給付区分ごとの配分について、それぞれ合理的な配分方法を規約に定めること。 <p>(合理的な配分方法の例示)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①「前事業年度末の給付区分ごとの資産の額」の比で配分する。 ②「前事業年度末の給付区分ごとの資産の額に当該事業年度の給付区分ごとの期中収支差の額を加えた額」の比で配分する。 ③「前事業年度末の給付区分ごとの資産の額に当該事業年度の給付区分ごとの期中収支元本平残の額を加えた額」の比で配分する。 ④「前事業年度末の給付区分ごとの数理債務及び最低責任準備金の合計額」の比で配分する。 ⑤「前事業年度末の給付区分ごとの数理債務及び最低責任準備金の合計額から特別掛金収入現価及び特例掛金収入現価の合計額を控除して得た額」の比で配分する。 ⑥当該科目の給付区分ごとの実額に基づいて経理する。 <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの勘定科目ごとに合理的な配分方法を定めることができる。
<p>第5-5-(2) 取りくずすことができる場合等</p>	<p>○基本的考え方は別途積立金と同じ</p> <p>○給付区分別途積立金は、年金経理の当該給付区分に不足金が生じたため当該不足金に充当する場合の他、次の場合にも取りくずすことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①財政計算において給付区分別途積立金の取りくずしを行い当該給付区分の資産額に繰り入れる場合 ②将来の給付改善の費用に充てるため給付区分別途積立金を給付改善準備金に繰り入れる場合 ③年金経理から業務経理へ繰入れを行うため給付区分別途積立金を繰入準備金に繰り入れる場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・財政検証において、給付区分別途積立金がある給付区分で不足金が生じた場合には、当該不足金に給付区分別途積立金を充当し取りくずすものとする。 ・他の給付区分の資産額に繰り入れることは不可。 ・業務経理への繰入れの判定は、制度全体で行うこと。

【変更理由】

平成25年改正法等への対応

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考						
第5-5-(4) 新たに給付区分ごとに 資産を区分する場合等 —ア —イ	<p>○新たに給付区分特例を実施することができる場合は次のア又はイのとおり。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>○新たに給付区分特例を実施する場合の給付区分ごとの資産の按分方法 新たに給付区分ごとに資産を区分する日における資産を、以下のいずれかの比率で按分する方法により算定した額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資産の配分方法</th> <th>按分比の基準日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「数理債務+最低責任準備金+最低責任準備金調整額—特別掛金収入現価—特別掛金収入現価」の比により按分</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・直前の財政検証の基準日 ・当該財政計算の基準日 </td> </tr> <tr> <td>最低積立基準額の比により按分</td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table>	資産の配分方法	按分比の基準日	「数理債務+最低責任準備金+最低責任準備金調整額—特別掛金収入現価—特別掛金収入現価」の比により按分	<ul style="list-style-type: none"> ・直前の財政検証の基準日 ・当該財政計算の基準日 	最低積立基準額の比により按分	同上	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各給付区分への資産の按分は、左記2つの債務比のいずれかの方法とする必要がある。 ・新たに給付区分を設け、当該給付区分に係る数理債務に充てるものとして受換する資産は、当該給付区分の資産として区分することができる。
資産の配分方法	按分比の基準日							
「数理債務+最低責任準備金+最低責任準備金調整額—特別掛金収入現価—特別掛金収入現価」の比により按分	<ul style="list-style-type: none"> ・直前の財政検証の基準日 ・当該財政計算の基準日 							
最低積立基準額の比により按分	同上							

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考						
第5-5-(4) 新たに給付区分ごとに 資産を区分する場合等 —ア —イ	<p>○新たに給付区分特例を実施することができる場合は次のア又はイのとおり。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>○新たに給付区分特例を実施する場合の給付区分ごとの資産の按分方法 新たに給付区分ごとに資産を区分する日における資産を、以下のいずれかの比率で按分する方法により算定した額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資産の配分方法</th> <th>按分比の基準日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「数理債務+最低責任準備金—特別掛金収入現価—特別掛金収入現価」の比により按分</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・直前の財政検証の基準日 ・当該財政計算の基準日 </td> </tr> <tr> <td>最低積立基準額の比により按分</td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table>	資産の配分方法	按分比の基準日	「数理債務+最低責任準備金—特別掛金収入現価—特別掛金収入現価」の比により按分	<ul style="list-style-type: none"> ・直前の財政検証の基準日 ・当該財政計算の基準日 	最低積立基準額の比により按分	同上	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各給付区分への資産の按分は、左記2つの債務比のいずれかの方法とする必要がある。 ・新たに給付区分を設け、当該給付区分に係る数理債務に充てるものとして受換する資産は、当該給付区分の資産として区分することができる。
資産の配分方法	按分比の基準日							
「数理債務+最低責任準備金—特別掛金収入現価—特別掛金収入現価」の比により按分	<ul style="list-style-type: none"> ・直前の財政検証の基準日 ・当該財政計算の基準日 							
最低積立基準額の比により按分	同上							

【変更理由】

平成25年改正法等への対応

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
第5-5-(6) その他	<p>(略)</p> <p>○最低積立基準額及び最低責任準備金の確保のための特例掛金の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度全体で算定した額を、合理的な方法で給付区分ごとに配分すること。 <p>(合理的な方法の例示)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①資産額が最低積立基準額を下回る額の比で、給付区分ごとに配分する。 ②資産額が最低積立基準額の0.9倍を下回る額の比で、給付区分ごとに配分する。(平成24年3月31日までの日を基準日とする財政検証の場合) ③共通給付区分にて特例掛金を拠出する。(資産額が最低責任準備金の1.05倍を下回った場合で、かつ資産額が最低積立基準額の1.0倍(平成24年3月31日までの日を基準日とする財政検証においては0.9倍)以上である場合) <p>(略)</p>	<p>(略)</p>

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
第5-5-(6) その他	<p>(略)</p> <p>○最低積立基準額及び最低責任準備金の確保のための特例掛金の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度全体で算定した額を、合理的な方法で給付区分ごとに配分すること。 <p>(合理的な方法の例示)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①資産額が最低積立基準額を下回る額の比で、給付区分ごとに配分する。 ②資産額が最低積立基準額の0.94倍を下回る額の比で、給付区分ごとに配分する。(平成26年3月31日を基準日とする財政検証の場合) ③共通給付区分にて特例掛金を拠出する。(平成26年3月31日を基準日とする財政検証において、資産額が最低責任準備金の1.05倍を下回った場合で、かつ資産額が最低積立基準額の0.94倍以上である場合) <p>(略)</p>	<p>(略)</p>

【変更理由】

平成25年改正法等への対応

第 I 章 財政運営基準の取扱い

第 6 給付改善準備金

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>第 6-2 繰入れの限度額</p>	<p>○給付改善準備金に繰り入れる額は、原則次により算出された額を限度とする。</p> <p>繰入れの限度額 $= (\text{数理上資産額} + \text{未償却過去勤務債務残高}) - (\text{数理債務} + \text{最低責任準備金} + \text{最低責任準備金調整額} + \text{給付改善準備金} + \text{繰入準備金})$</p> <p>(注) 基金規約に給付改善準備金への繰入れ額に関する客観的な基準をあらかじめ定めている場合には、その基準に基づく額を給付改善準備金に繰入れることができる。</p>	<p>・数理上資産額は、次式により算出されたもの。</p> <p>数理上資産額 $= (\text{純資産額} + \text{資産評価調整加算額}) - \text{資産評価調整控除額}$</p>
<p>第 6-3 留意事項</p>	<p>○給付改善準備金への繰入れは、事業年度の末日に行うこと。</p> <p>○給付改善準備金は、原則として、給付改善を行う場合以外にはとりくずすことができない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>ただし、例えば母体企業の経営状況の悪化等により、給付改善の見通しが立たず、かつ財政上の悪化状況が続く場合には、やむを得ないものとし、給付改善準備金をとりくずし財政上の健全化を図ることも可能とする。</p> </div> <p>○給付改善準備金の積立は、基金の財政状況及び将来の給付改善の見通し等を考慮して行うこと。</p>	<p>・給付改善以外にとりくずしを行う場合、「給付水準の引下げを行う場合」に準じる手続きを行うこと。</p>

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>第6-2 繰入れの限度額</p>	<p>○給付改善準備金に繰り入れる額は、原則次により算出された額を限度とする。</p> <p>繰入れの限度額 = (数理上資産額+未償却過去勤務債務残高) - (数理債務+最低責任準備金+給付改善準備金+繰入準備金)</p> <p>(注) 基金規約に給付改善準備金への繰入れ額に関する客観的な基準をあらかじめ定めている場合には、その基準に基づく額を給付改善準備金に繰入れることができる。</p>	<p>・数理上資産額は、次式により算出されたもの。</p> <p>数理上資産額 = (純資産額+資産評価調整加算額) - 資産評価調整控除額</p>
<p>第6-3 留意事項</p>	<p>○給付改善準備金への繰入れは、事業年度の末日に行うこと。</p> <p>○給付改善準備金は、原則として、給付改善を行う場合以外には取りくずすことができない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>ただし、例えば母体企業の経営状況の悪化等により、給付改善の見通しが立たず、かつ財政上の悪化状況が続く場合には、やむを得ないものとし、給付改善準備金を取りくずし財政上の健全化を図ることも可能とする。</p> </div> <p>○給付改善準備金の積立は、基金の財政状況及び将来の給付改善の見通し等を考慮して行うこと。</p>	<p>・給付改善以外に取りくずしを行う場合、「給付水準の引下げを行う場合」に準じる手続きを行うこと。</p>

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応

第 I 章 財政運営基準の取扱い

第 7 承継事業所償却積立金

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
第 7-1 趣旨	<p>○承継事業所償却積立金は、設立事業所の増加に伴い受換する資産額が増加時における当該設立事業所の数理債務、<u>最低責任準備金及び最低責任準備金調整額</u>の合計額を上回る場合に、当該設立事業所の積立金として積み立てる勘定科目であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 受換する資産額がある場合に限り、承継事業所償却積立金を積み立てることができる。
第 7-2 承継事業所償却積立金の評価	<p>○当初の承継事業所償却積立金は、財政計算の基準日において次のとおり算定すること。</p> <p>当初の承継事業所償却積立金 = 当該設立事業所の増加により基金が受換した資産額 - 当該設立事業所の数理債務、<u>最低責任準備金及び最低責任準備金調整額</u>の合計額</p> <ul style="list-style-type: none"> 基準日が事業年度末日でない場合の取扱いについては、第 4-4-(4)及び第 4-4-(5) -ア参照 <p>○当該財政計算の基準日以降は、次の方法で評価すること。</p> <p>当該財政計算の基準日以降、当初の承継事業所償却積立金を次のいずれかの利率で規約に定めた方法により付利し、第 7-3 により<u>とり</u>くずした額を控除した額により評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 基金の運用利回りの実績 零以上基金の予定利率以下で規約に定める利率 <p>(具体的算式例)</p> <p>当該事業年度末の承継事業所償却積立金 = 前事業年度末の承継事業所償却積立金 × (1 + 規約に定めた利率) <small>規約に定めた付利方法</small> - <u>とり</u>くずした額</p>	<ul style="list-style-type: none"> 実際に承継した日（設立事業所が増加した日）で算定することはできない。 当該設立事業所の増加により基金が受換した資産額については、以下の取扱いも可。 <ul style="list-style-type: none"> 計算基準日から承継日までの掛金収入（例：特別掛金）を考慮して見込む。 承継前制度における予定利率による資産額の利息収入を考慮して見込む。 左記の計算結果が受換した資産額を上回る場合は、受換した資産額を当初の承継事業所償却積立金とすること。 運用利回りの実績の定義は合理的な範囲で規約に定めること。 具体的な付利の方法も合理的な方法で規約に定めること。 使用する付利利率、付利の方法をある時点で一斉に変更することは可（編入時期によって取扱いを変えることは不可）。

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>第7-3 <u>とりくずす方法</u></p>	<p>○給付区分特例を実施している場合は、受換した資産額を第5-5-(4)のなお書きの方法に準じて各給付区分に配分した上で、給付区分ごとに承継事業所償却積立金を評価すること。</p> <p>○設立事業所が増加する場合の他、次の場合にも承継事業所償却積立金を設けることができる。</p> <p><u>・基金を設立する場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金が合併する場合 ・基金間で権利義務の承継を行う場合 ・給付区分を新たに設ける場合 <p>○以下の場合、承継事業所償却積立金を<u>とりくずす</u>必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政計算の結果、承継事業所償却積立金を有する設立事業所が特別掛金を拠出することとなる時 ・給付区分特例を実施している場合は、承継事業所償却積立金を有する給付区分において特別掛金を拠出することとなる時 	<ul style="list-style-type: none"> ・受換した資産額を任意の方法で特定の給付区分に配分し、承継事業所償却積立金を計上することは不可。 ・吸収合併の場合は、吸収される側のみ承継事業所償却積立金を設けることができる。 ・新設合併の場合は、両者に設けることができる。 ・既存設立事業所が新たに給付区分を設ける場合も承継事業所償却積立金を設定可。 ・給付区分特例を実施している場合、上乗せ給付区分のみで承継事業所償却積立金を設けることは可。 ・<u>とりくずす</u>額は、第4-4-(9)-エにより特別掛金額から控除した額である。 ・不足金に充当するために<u>とりくずす</u>ことは不可。あくまでも特別掛金の拠出に替えて<u>とりくずす</u>ものであること。 ・給付区分特例を実施していない場合は、当該事業所が特別掛金を拠出することとなる時は、(給付区分に関係なく) <u>とりくずす</u>必要がある。 ・給付区分特例を実施している場合は、給付区分ごとに承継事業所償却積立金を管理するため、他の給付区分に配分できない。

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
第7-1 趣旨	○承継事業所償却積立金は、設立事業所の増加に伴い受換する資産額が増加時における当該設立事業所の数理債務及び最低責任準備金の合計額を上回る場合に、当該設立事業所の積立金として積み立てる勘定科目であること。	<ul style="list-style-type: none"> 受換する資産額がある場合に限り、承継事業所償却積立金を積み立てることができる。
第7-2 承継事業所償却積立金の評価	<p>○当初の承継事業所償却積立金は、財政計算の基準日において次のとおり算定すること。</p> <p>当初の承継事業所償却積立金 = 当該設立事業所の増加により基金が受換した資産額 - 当該設立事業所の数理債務及び最低責任準備金の合計額</p> <ul style="list-style-type: none"> 基準日が事業年度末日でない場合の取扱いについては、第4-4-(4)及び第4-4-(5) -ア参照 <p>○当該財政計算の基準日以降は、次の方法で評価すること。</p> <p>当該財政計算の基準日以降、当初の承継事業所償却積立金を次のいずれかの利率で規約に定めた方法により付利し、第7-3により取りくずした額を控除した額により評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 基金の運用利回りの実績 零以上基金の予定利率以下で規約に定める利率 <p>(具体的算式例)</p> <p>当該事業年度末の承継事業所償却積立金 = 前事業年度末の承継事業所償却積立金 × (1 + 規約に定めた利率) <small>規約に定めた付利方法</small> - 取りくずした額</p> <p>○給付区分特例を実施している場合は、受換した資産額を第5-5-(4)のなお書きの方法に準じて各給</p>	<ul style="list-style-type: none"> 実際に承継した日（設立事業所が増加した日）で算定することはできない。 当該設立事業所の増加により基金が受換した資産額については、以下の取扱いも可。 <ul style="list-style-type: none"> 計算基準日から承継日までの掛金収入（例：特別掛金）を考慮して見込む。 承継前制度における予定利率による資産額の利息収入を考慮して見込む。 左記の計算結果が受換した資産額を上回る場合は、受換した資産額を当初の承継事業所償却積立金とすること。 運用利回りの実績の定義は合理的な範囲で規約に定めること。 具体的な付利の方法も合理的な方法で規約に定めること。 使用する付利利率、付利の方法をある時点で一斉に変更することは可（編入時期によって取扱いを変えることは不可）。 受換した資産額を任意の方法で特定の給付区分に配分

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>第7-3 取りくずす方法</p>	<p>付区分に配分した上で、給付区分ごとに承継事業所償却積立金を評価すること。</p> <p>○設立事業所が増加する場合の他、次の場合にも承継事業所償却積立金を設けることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金が合併する場合 ・基金間で権利義務の承継を行う場合 ・給付区分を新たに設ける場合 <p>○以下の場合、承継事業所償却積立金を取りくずす必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政計算の結果、承継事業所償却積立金を有する設立事業所が特別掛金を抛出することとなる時 ・給付区分特例を実施している場合は、承継事業所償却積立金を有する給付区分において特別掛金を抛出することとなる時 	<p>し、承継事業所償却積立金を計上することは不可。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吸収合併の場合は、吸収される側のみ承継事業所償却積立金を設けることができる。 ・新設合併の場合は、両者に設けることができる。 ・既存設立事業所が新たに給付区分を設ける場合も承継事業所償却積立金を設定可。 ・給付区分特例を実施している場合、上乗せ給付区分のみで承継事業所償却積立金を設けることは可。 <ul style="list-style-type: none"> ・取りくずす額は、第4-4-（9）-エにより特別掛金額から控除した額である。 ・不足金に充当するために取りくずすことは不可。あくまでも特別掛金の抛出に替えて取りくずすものであること。 ・給付区分特例を実施していない場合は、当該事業所が特別掛金を抛出することとなる時は、（給付区分に関係なく）取りくずす必要がある。 ・給付区分特例を実施している場合は、給付区分ごとに承継事業所償却積立金を管理するため、他の給付区分に配分できない。

【変更理由】

平成25年改正法等への対応

厚生年金基金実務基準第2号 厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

第I章 財政運営基準の取扱い

付録4 様式の記入要領

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式の記入要領	<p>平成25年3月31日以降を基準日とする財政計算及び平成25年3月31日以降を基準日とする財政検証（改正後の財政運営基準に基づく財政計算を適用していない場合を除く）において、当実務基準を適用すること。</p> <p>（略）</p>	<p><u>平成24年1月31日「厚生年金基金の財政運営について等の一部改正及び特例的取扱いについて（年発0131第2号）」及び平成24年9月26日『「厚生年金基金の財政運営について」及び「厚生年金基金の設立認可について」の一部改正について（年発0926第1号）』により通知の発出日から適用される内容については、平成25年3月31日前を基準日とする場合でも、本内容を適用すること。</u></p> <p>（略）</p>

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式の記入要領	<p>平成26年3月31日以降を基準日とする財政計算及び平成27年3月31日以降を基準日とする財政検証（改正後の財政運営基準に基づく財政計算を適用していない場合を除く）において、当実務基準を適用すること。</p> <p>（略）</p>	<p><u>平成26年3月24日「厚生年金基金の財政運営について」等の一部改正等について（年発0324第6号）』により左記と異なる日から適用される内容については、左記に関わらず本内容を適用すること。</u></p> <p>（略）</p>

【変更理由】

平成25年改正法等への対応

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>様式③ーア～<u>オ</u> 総括表</p>	<p>1. 書類の作成</p> <p><u>a. 様式③ーア</u> (新設用) <u>基金設立の認可申請の場合に作成する。</u></p> <p><u>b. 様式③ーイ</u> (合併設立及び分割設立用) 合併又は分割による基金設立の認可申請の場合に作成する。</p> <p><u>c. 様式③ーウ</u> (再計算及び変更計算(一般)用) 財政再計算及び給付設計を変更する規約変更の認可申請の場合に作成する。</p> <p><u>d. 様式③ーエ</u> (変更計算(合併)用) 合併にともなって、給付設計を変更する規約変更の認可申請を行う場合に作成する。</p> <p><u>e. 様式③ーオ</u> (変更計算(分割)用) 分割にともなって、給付設計を変更する規約変更の認可申請を行う場合に作成する。</p>	<p>(略)</p> <p>数理債務＋最低責任準備金＋<u>最低責任準備金調整額</u>及び未償却過去勤務債務残高の()内は、直近の財政計算又は財政検証の値を記載する。</p> <p>(略)</p>

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>様式③ーア～<u>エ</u> 総括表</p>	<p>1. 書類の作成</p> <p><u>a. 様式③ーア</u> (合併設立及び分割設立用) 合併又は分割による基金設立の認可申請の場合に作成する。</p> <p><u>b. 様式③ーイ</u> (再計算及び変更計算(一般)用) 財政再計算及び給付設計を変更する規約変更の認可申請の場合に作成する。 <u>解散・代行返上計画を実施している基金が当該財政計算結果に基づく標準掛金を適用しないことが適当であると年金数理人が判断し、その合理的な理由を記した所見を添付して様式⑩ーア又はウ、様式⑩ーイ、イ'、エ、エ'のいずれか及び様式⑩ーカを提出する場合は不要。</u></p> <p><u>c. 様式③ーウ</u> (変更計算(合併)用) 合併にともなって、給付設計を変更する規約変更の認可申請を行う場合に作成する。</p> <p><u>d. 様式③ーエ</u> (変更計算(分割)用) 分割にともなって、給付設計を変更する規約変更の認可申請を行う場合に作成する。</p>	<p>(略)</p> <p>数理債務＋最低責任準備金及び未償却過去勤務債務残高の()内は、直近の財政計算又は財政検証の値を記載する。</p> <p>(略)</p>

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式③-ア～ <u>オ</u> 総括表	3. 基金 合併（分割）前及び合併（分割）後の基金名を記載する。	様式③- <u>エ、オ</u> のみ

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式③-ア～ <u>エ</u> 総括表	3. 基金 合併（分割）前及び合併（分割）後の基金名を記載する。	様式③- <u>ウ、エ</u> のみ

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式③ーア～ <u>オ</u> 総括表	<p>6. プラスアルファ</p> <p>次の計算式により算出した結果を百分率で小数点以下2桁目を切り捨てた値を基に以下により算定する。</p> <p>プラスアルファの計算に用いる給付現価は、加入員のみを対象とし、開放基金方式であるものとして算定したものとする。プラスアルファ算定に際して使用する予定利率及び予定死亡率は代行保険料率算定に使用したのと同じものとする。また、法第132条第2項に基づく給付現価の合計の計算に使用する基礎率（予定利率及び予定死亡率以外）は基本プラスアルファ部分の基礎率を使用するものとする。</p>	<p>プラスアルファの値は原則財政計算時に算定するが、具体的には次のとおりとなる。</p> <p>1. 算定する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>基金設立時</u> ・ 基金合併時 ・ 基金分割時 ・ 財政再計算時 ・ 給付の変更 ・ 給与規程の変更（文言上のみの変更は除く） ・ 定年延長 ・ 加入員数の大幅変動 <p>(略)</p>

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式③ーア～ <u>エ</u> 総括表	<p>6. プラスアルファ</p> <p>次の計算式により算出した結果を百分率で小数点以下2桁目を切り捨てた値を基に以下により算定する。</p> <p>プラスアルファの計算に用いる給付現価は、加入員のみを対象とし、開放基金方式であるものとして算定したものとする。プラスアルファ算定に際して使用する予定利率及び予定死亡率は代行保険料率算定に使用したのと同じものとする。また、法第132条第2項に基づく給付現価の合計の計算に使用する基礎率（予定利率及び予定死亡率以外）は基本プラスアルファ部分の基礎率を使用するものとする。</p>	<p>プラスアルファの値は原則財政計算時に算定するが、具体的には次のとおりとなる。</p> <p>1. 算定する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基金合併時 ・ 基金分割時 ・ 財政再計算時 ・ 給付の変更 ・ 給与規程の変更（文言上のみの変更は除く） ・ 定年延長 ・ 加入員数の大幅変動 <p>(略)</p>

【変更理由】

平成25年改正法等への対応

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式③-ア～ <u>オ</u> 総括表	8. 一時払掛金額、数理債務+最低責任準備金+ <u>最低責任準備金調整額</u> 、未償却過去勤務債務残高、引継純資産額、最低責任準備金、数理上資産額、純資産額 (略)	

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式③-ア～ <u>エ</u> 総括表	8. 一時払掛金額、数理債務+最低責任準備金、未償却過去勤務債務残高、引継純資産額、最低責任準備金、数理上資産額、純資産額 (略)	

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式③-ア～ <u>オ</u> 総括表	9. 純資産/最低責任準備金 (略)	

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式③-ア～ <u>エ</u> 総括表	9. 純資産 <u>額</u> /最低責任準備金 (略)	

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式③ーア～ <u>オ</u> 総括表	<p>10. 備考</p> <p>備考欄には、次のような事項を記載する。</p> <p>変更計算該当事由 給付設計等の変更内容 数理上の特記事項 財政運営に関し基金において予め定めた事項 <u>加算適用率（新設の場合）</u> 財政運営基準第 12 による資産の移換に関わる事項</p> <p>(略)</p>	(略)

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式③ーア～ <u>エ</u> 総括表	<p>10. 備考</p> <p>備考欄には、次のような事項を記載する。</p> <p>変更計算該当事由 給付設計等の変更内容 数理上の特記事項 財政運営に関し基金において予め定めた事項 財政運営基準第 12 による資産の移換に関わる事項</p> <p>(略)</p>	(略)

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応

【変更前】

様式③ーア 総括表（新設用）

区 分	グループ区分	基 本 部 分			加 算 部 分	
		計	男 子	女 子		
数 理 上 掛 金	標準掛金					
	特別掛金					
	予定償却完了日					
	特例掛金					
規 約 上 掛 金	標準掛金					
	うち加入員負担分					
	特別掛金					
	うち加入員負担分					
	特例掛金					
	うち加入員負担分					
	財政方式					
	プラスアルファ					
うち将来加入員分						
代行保険料率						
一時払掛金額						
数理債務＋最低責任準備金 ＋最低責任準備金調整額						
未償却過去勤務債務残高						
資産の評価方法						
[備考]						

- (注1) 基本部分の数理上掛金の標準掛金の欄には、基本プラスアルファ部分に係るものを記入すること。
- (注2) 基本部分の数理上掛金の特別掛金、予定償却完了日及び特例掛金の欄については、上段には基本プラスアルファ部分に係るものを記入し、下段には代行部分に係るものを記入すること。
- (注3) 基本部分の規約上掛金の欄については、上段に基本プラスアルファ部分に係るものを、中段に代行部分に係るものをそれぞれ記入し、下段には上段と中段の合計を記入すること。
- (注4) 備考欄には、基準日、数理上の特記事項及び財政運営に関し基金においてあらかじめ定めた事項を記入すること。

様式③-Ⅰ 総括表（合併設立及び分割設立用）

区 分	グループ区分	基 本 部 分			加 算 部 分	
		計	男 子	女 子		
数 理 上 掛 金	標準掛金					
	特別掛金					
	予定償却完了日					
	特例掛金					
規 約 上 掛 金	標準掛金					
	うち加入員負担分					
	特別掛金					
	うち加入員負担分					
	特例掛金					
	うち加入員負担分					
	財政方式					
	プラスアルファ	()			()	()
うち将来加入員分	()			()	()	
代行保険料率						
一時払掛金額						
引継純資産額						
数理債務＋最低責任準備金 ＋最低責任準備金調整額						
未償却過去勤務債務残高						
資産の評価方法						
最低責任準備金				純資産／最低責任準備金		
最低積立基準額				純資産／最低積立基準額		
[備考]						

- (注1) 基本部分の数理上掛金の標準掛金の欄には、基本プラスアルファ部分に係るものを記入すること。
(注2) 基本部分の数理上掛金の特別掛金、予定償却完了日及び特例掛金の欄については、上段には基本プラスアルファ部分に係るものを記入し、下段には代行部分に係るものを記入すること。
(注3) 基本部分の規約上掛金の欄については、上段に基本プラスアルファ部分に係るものを、中段に代行部分に係るものをそれぞれ記入し、下段には上段と中段の合計を記入すること。
(注4) プラスアルファの()内には、合併または分割前の給付設計によるものを記入すること。
(注5) 備考欄には、基準日、給付設計等の変更内容、数理上の特記事項及び財政運営に関し基金においてあらかじめ定めた事項を記入すること。

様式③-ウ 総括表（再計算及び変更計算（一般）用）

グループ区分 区分		基本部分	加算部分	
数 理 上 掛 金	標準掛金	()	()	()
	特別掛金	()	()	()
		()		
	予定償却完了日	()	()	()
()				
特例掛金	()	()	()	
	()			
規 約 上 掛 金	標準掛金	()	()	()
		()		
		()		
	うち加入員負担分	()	()	()
		()		
		()		
	特別掛金	()	()	()
		()		
		()		
	うち加入員負担分	()	()	()
		()		
		()		
特例掛金	()	()	()	
	()			
	()			
うち加入員負担分	()	()	()	
	()			
	()			
財政方式				
プラスアルファ				
うち将来加入員分				
代行保険料率		()		
一時払掛金額				
数理上資産額				
数理債務＋最低責任準備金			()	()
＋最低責任準備金調整額				
未償却過去勤務債務残高			()	()
			()	()
資産の評価方法				
純資産額				
最低責任準備金			純資産／最低責任準備金	
最低積立基準額			純資産／最低積立基準額	
[備考]				

- (注1) 基本部分の数理上掛金の標準掛金の欄には、基本プラスアルファ部分に係るものを記入すること。
(注2) 基本部分の数理上掛金の特別掛金、予定償却完了日及び特例掛金の欄については、上段には基本プラスアルファ部分に係るものを記入し、下段には代行部分に係るものを記入すること。
(注3) 基本部分の規約上掛金の欄については、上段に基本プラスアルファ部分に係るものを、中段に代行部分に係るものをそれぞれ記入し、下段には上段と中段の合計を記入すること。
(注4) ()内は再計算もしくは変更計算の前のもの。
(注5) 備考欄には、基準日、給付設計等の変更内容、数理上の特記事項及び財政運営に関し基金においてあらかじめ定めた事項を記入すること。

様式③-エ 総括表（変更計算（合併）用）

基金 グループ区分 区分		合 併 前				合 併 後	
		基本部分	加算部分		基本部分	加算部分	
数 理 上 掛 金	標準掛金						
	特別掛金						
	予定償却完了日						
	特例掛金						
規 約 上 掛 金	標準掛金						
	うち加入員負担分						
	特別掛金						
	うち加入員負担分						
	特例掛金						
	うち加入員負担分						
	財政方式						
	プラスアルファ うち将来加入員分						
代行保険料率							
一時払掛金額							
数理上資産額							
数理債務＋最低責任準備金 ＋最低責任準備金調整額							
未償却過去勤務債務残高							
資産の評価方法							
純資産額							
最低責任準備金							
純資産／最低責任準備金							
最低積立基準額							
純資産／最低積立基準額							
[備考]							

- (注1) 基本部分の数理上掛金の標準掛金の欄には、基本プラスアルファ部分に係るものを記入すること。
- (注2) 基本部分の数理上掛金の特別掛金、予定償却完了日及び特例掛金の欄については、上段には基本プラスアルファ部分に係るものを記入し、下段には代行部分に係るものを記入すること。
- (注3) 基本部分の規約上掛金の欄については、上段に基本プラスアルファ部分に係るものを、中段に代行部分に係るものをそれぞれ記入し、下段には上段と中段の合計を記入すること。
- (注4) 備考欄には、基準日、給付設計等の変更内容、数理上の特記事項及び財政運営に関し基金においてあらかじめ定めた事項を記入すること。

様式③-オ 総括表（変更計算（分割）用）

基金 グループ区分 区分		分割前		分割後						
		基本部分	加算部分	基本部分	加算部分		基本部分	加算部分		
数 理 上 掛 金	標準掛金									
	特別掛金									
	予定償却完了日									
	特例掛金									
規 約 上 掛 金	標準掛金									
		うち加入員負担分								
	特別掛金									
		うち加入員負担分								
	特例掛金									
		うち加入員負担分								
	財政方式									
	プラスアルファ									
うち将来加入員分										
代行保険料率										
一時払掛金額										
数理上資産額										
数理債務＋最低責任準備金 ＋最低責任準備金調整額										
未償却過去勤務債務残高										
資産の評価方法										
純資産額										
最低責任準備金										
純資産／最低責任準備金										
最低積立基準額										
純資産／最低積立基準額										
[備考]										

- (注1) 基本部分の数理上掛金の標準掛金の欄には、基本プラスアルファ部分に係るものを記入すること。
- (注2) 基本部分の数理上掛金の特別掛金、予定償却完了日及び特例掛金の欄については、上段には基本プラスアルファ部分に係るものを記入し、下段には代行部分に係るものを記入すること。
- (注3) 基本部分の規約上掛金の欄については、上段に基本プラスアルファ部分に係るものを、中段に代行部分に係るものをそれぞれ記入し、下段には上段と中段の合計を記入すること。
- (注4) 備考欄には、基準日、給付設計等の変更内容、数理上の特記事項及び財政運営に関し基金においてあらかじめ定めた事項を記入すること。

【変更後】

様式③-ア 総括表（合併設立及び分割設立用）

区 分	グループ区分	基 本 部 分			加 算 部 分	
		計	男 子	女 子		
数 理 上 掛 金	標準掛金					
	特別掛金					
	予定償却完了日					
	特例掛金					
規 約 上 掛 金	標準掛金					
	うち加入員負担分					
	特別掛金					
	うち加入員負担分					
	特例掛金					
	うち加入員負担分					
	財政方式					
	プラスアルファ	()			()	()
うち将来加入員分	()			()	()	
代行保険料率						
一時払掛金額						
引継純資産額						
数理債務＋最低責任準備金						
未償却過去勤務債務残高						
資産の評価方法						
最低責任準備金				純資産額／最低責任準備金		
最低積立基準額				純資産額／最低積立基準額		
[備考]						

- (注1) 基本部分の数理上掛金の標準掛金の欄には、基本プラスアルファ部分に係るものを記入すること。
(注2) 基本部分の数理上掛金の特別掛金、予定償却完了日及び特例掛金の欄については、上段には基本プラスアルファ部分に係るものを記入し、下段には代行部分に係るものを記入すること。
(注3) 基本部分の規約上掛金の欄については、上段に基本プラスアルファ部分に係るものを、中段に代行部分に係るものをそれぞれ記入し、下段には上段と中段の合計を記入すること。
(注4) プラスアルファの()内には、合併または分割前の給付設計によるものを記入すること。
(注5) 備考欄には、基準日、給付設計等の変更内容、数理上の特記事項及び財政運営に関し基金においてあらかじめ定めた事項を記入すること。

様式③-Ⅰ 総括表（再計算及び変更計算（一般）用）

グループ区分 区 分		基 本 部 分	加 算 部 分	
数 理 上 掛 金	標準掛金	()	()	()
	特別掛金	()	()	()
		()		
	予定償却完了日	()	()	()
()				
特例掛金	()	()	()	
	()			
規 約 上 掛 金	標準掛金	()	()	()
		()		
		()		
	うち加入員負担分	()	()	()
		()		
		()		
	特別掛金	()	()	()
		()		
		()		
	うち加入員負担分	()	()	()
		()		
		()		
特例掛金	()	()	()	
	()			
	()			
うち加入員負担分	()	()	()	
	()			
	()			
財政方式				
プラスアルファ				
うち将来加入員分				
代行保険料率		()		
一時払掛金額				
数理上資産額				
数理債務＋最低責任準備金			()	
未償却過去勤務債務残高			()	
			()	
資産の評価方法				
純資産額				
最低責任準備金			純資産額/最低責任準備金	
最低積立基準額			純資産額/最低積立基準額	
[備考]				

- (注1) 基本部分の数理上掛金の標準掛金の欄には、基本プラスアルファ部分に係るものを記入すること。
(注2) 基本部分の数理上掛金の特別掛金、予定償却完了日及び特例掛金の欄については、上段には基本プラスアルファ部分に係るものを記入し、下段には代行部分に係るものを記入すること。
(注3) 基本部分の規約上掛金の欄については、上段に基本プラスアルファ部分に係るものを、中段に代行部分に係るものをそれぞれ記入し、下段には上段と中段の合計を記入すること。
(注4) () 内は再計算もしくは変更計算の前のもの。
(注5) 備考欄には、基準日、給付設計等の変更内容、数理上の特記事項及び財政運営に関し基金においてあらかじめ定めた事項を記入すること。

様式③-ウ 総括表（変更計算（合併）用）

区分		基金 グループ区分	合 併 前				合 併 後	
			基本部分	加算部分		基本部分	加算部分	
数 理 上 掛 金	標準掛金							
	特別掛金							
	予定償却完了日							
	特例掛金							
規 約 上 掛 金	標準掛金							
	うち加入員負担分							
	特別掛金							
	うち加入員負担分							
	特例掛金							
	うち加入員負担分							
	財政方式							
	プラスアルファ							
うち将来加入員分								
代行保険料率								
一時払掛金額								
数理上資産額								
数理債務＋最低責任準備金								
未償却過去勤務債務残高								
資産の評価方法								
純資産額								
最低責任準備金								
純資産額／最低責任準備金								
最低積立基準額								
純資産額／最低積立基準額								
[備考]								

- (注1) 基本部分の数理上掛金の標準掛金の欄には、基本プラスアルファ部分に係るものを記入すること。
- (注2) 基本部分の数理上掛金の特別掛金、予定償却完了日及び特例掛金の欄については、上段には基本プラスアルファ部分に係るものを記入し、下段には代行部分に係るものを記入すること。
- (注3) 基本部分の規約上掛金の欄については、上段に基本プラスアルファ部分に係るものを、中段に代行部分に係るものをそれぞれ記入し、下段には上段と中段の合計を記入すること。
- (注4) 備考欄には、基準日、給付設計等の変更内容、数理上の特記事項及び財政運営に関し基金においてあらかじめ定めた事項を記入すること。

様式③-エ 総括表（変更計算（分割）用）

基金 グループ区分 区分		分割前		分割後				
		基本部分	加算部分	基本部分	加算部分		基本部分	加算部分
数理上掛金	標準掛金							
	特別掛金							
	予定償却完了日							
	特例掛金							
規約上掛金	標準掛金							
	うち加入員負担分							
	特別掛金							
	うち加入員負担分							
	特例掛金							
	うち加入員負担分							
	財政方式							
	プラスアルファ							
うち将来加入員分								
代行保険料率								
一時払掛金額								
数理上資産額								
数理債務＋最低責任準備金								
未償却過去勤務債務残高								
資産の評価方法								
純資産額								
最低責任準備金								
純資産額／最低責任準備金								
最低積立基準額								
純資産額／最低積立基準額								
[備考]								

- (注1) 基本部分の数理上掛金の標準掛金の欄には、基本プラスアルファ部分に係るものを記入すること。
(注2) 基本部分の数理上掛金の特別掛金、予定償却完了日及び特例掛金の欄については、上段には基本プラスアルファ部分に係るものを記入し、下段には代行部分に係るものを記入すること。
(注3) 基本部分の規約上掛金の欄については、上段に基本プラスアルファ部分に係るものを、中段に代行部分に係るものをそれぞれ記入し、下段には上段と中段の合計を記入すること。
(注4) 備考欄には、基準日、給付設計等の変更内容、数理上の特記事項及び財政運営に関し基金においてあらかじめ定めた事項を記入すること。

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式③-カ 総括表（変更計算 （積立水準確保 （1）用）	1. 書類の作成 <u>第4-5-(1)に基づき「最低積立基準額及び最低責任準備金の確保」を行う場合に作成する。</u>	様式③-カと同時に提出する様式⑥-アのうち変更のない部分は提出不要。

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式③-オ 総括表（変更計算 （積立水準確保 （1）用）	1. 書類の作成 <u>次の場合に作成する。</u> ・ <u>第4-5-(1)に基づき「最低積立基準額及び最低責任準備金の確保」を行う場合</u> ・ <u>第4-1-(3)カの要件に該当し、「最低積立基準額及び最低責任準備金の確保」を行う予定の場合（責任準備金及び最低積立基準額の明細書付属書に添付）</u>	様式③-オと同時に提出する様式⑥-アのうち変更のない部分は提出不要。 <u>責任準備金及び最低積立基準額の明細書付属書に添付する場合、白紙も可（代議員会で議決できない場合）。</u>

【変更理由】

平成25年改正法等への対応

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式③-カ 総括表（変更計算 （積立水準確保 （1）用）	2. 特例掛金（⑩の額）の徴収方法 様式③-ア～カの記載要領に準じて記載する。 「掛金の算定基礎」には、特例掛金を設定する区分（代行部分、基本プラスアルファ部分、加算部分または複数等）について記載する。	

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式③-オ 総括表（変更計算 （積立水準確保 （1）用）	2. 特例掛金（⑩の額）の徴収方法 様式③-ア～エの記載要領に準じて記載する。 「掛金の算定基礎」には、特例掛金を設定する区分（代行部分、基本プラスアルファ部分、加算部分または複数等）について記載する。	平成 24 年度末において <u>純資産額が最低責任準備金を下回っている基金においては、原則として加入員の標準報酬月額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額の比率が平成 24 年度における当該比率を下回らないこと。</u> <u>なお、保険料賦課ベース及び規約上掛金が不変の場合、上の条件を満たすこと。</u>

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式③-カ' 総括表（変更計算 （積立水準確保 ②）用）	1. 書類の作成 平成 28 年度における財政検証までにおいて、第 4-5-(2)②「積立水準の回復計画を作成して積立不足を解消する方法」を採用した場合に作成する。	様式③-カ'と同時に提出する様式⑥-アのうち変更のない部分は提出不要。

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式③-オ' 総括表（変更計算 （積立水準確保 ②）用）	1. 書類の作成 第 4-5-(2)②「積立水準の回復計画を作成して積立不足を解消する方法」を採用した場合に作成する。	様式③-オ'と同時に提出する様式⑥-アのうち変更のない部分は提出不要。

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式③-カ' 総括表（変更計算 （積立水準確保 ②）用）	3. 積立水準の回復に必要な掛金（率） 代行掛金、基本プラスアルファ掛金、加算掛金、特別掛金、特例掛金ごとに規約上の掛金（率）を記載する。	（略）

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式③-オ' 総括表（変更計算 （積立水準確保 ②）用）	3. 積立水準の回復に必要な掛金（率） 代行掛金、基本プラスアルファ掛金、加算掛金、特別掛金、特例掛金ごとに規約上の掛金（率）を記載する。	（略） <u>平成 24 年度末において純資産額が最低責任準備金を下回っている基金においては、原則として加入員の標準報酬月額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額の比率が平成 24 年度における当該比率を下回らないこと。</u> <u>なお、保険料賦課ベース及び規約上掛金が不変の場合、上の条件を満たすこと。</u>

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>様式③-カ" 総括表（変更計算 （積立水準確保 ③）用）</p>	<p>1. 書類の作成</p> <p><u>第4-6 「法附則 32 条第 1 項の認可を受けた基金に係る積立金の確保」 を行う場合に作成する。</u></p> <p>2. 積立水準の回復に必要な掛金（率）</p> <p><u>様式③-カ' 総括表（変更計算（積立水準確保②）用）の「3」と同様 の方法による。</u></p> <p>3. 積立水準の推計</p> <p><u>様式③-カ' 総括表（変更計算（積立水準確保②）用）の「4」と同様 の方法による。</u></p>	<p>様式③-カ"と同時に提出する様式⑥-アのうち変更のない部分は提出不要。</p> <p>変更部分のみを記載する。</p> <p>特別掛金は、代行・基本プラスアルファ・加算別に記載する。給付区分ごとに設定している場合は、給付区分ごとに掛金（率）を記載する。</p>

【変更後】

（削除）

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応

【変更前】

様式③-九 総括表（変更計算（積立水準確保(1)）用）

1. 追加して徴収する特例掛金の計算基礎

(千円)

純 資 産 額	①	
財政検証の基準日における最低積立基準額	②	
翌事業年度における最低積立基準額の見込額	③	
第4の5の(1)のアにより算出した額	④	
第4の5の(1)のイにより算出した額	⑤	
第4の5の(1)のウにより算出した額(②-①)	⑥	
④又は⑤のいずれか大きい額以上 ①以下で規約で定める額	⑦	
③から②を控除した額に⑦を加えた額	⑧	
翌事業年度における掛金の額	⑨	
翌々事業年度に追加する特例掛金の額(⑧-⑨)	⑩	

2. 特例掛金(⑩の額)の徴収方法

掛金率に換算して徴収

数理上掛金	
規約上掛金	
うち加入員負担分	

(掛金の算定基礎：)

⑩の額を規約に定めて徴収

様式③-カ' 総括表（変更計算（積立水準確保(2)）用）

1. 対象に該当することとなった事業年度
平成____年度決算

2. 積立水準の回復に必要な掛金（率）

掛金（率）変更日	変更後の掛金（率）（代行、基本プラスアルファ、加算、特別、特例ごとに記入）
平成 年 月 日	

回復計画実施直前の掛金（率）：_____

3. 積立水準の推計

（金額単位：百万円）

年 度								
掛金等収入								
運用収益								
給付費等支出								
年度末純資産額①								
年度末最低責任準備金②								
積立水準 ①/②								
年度末最低積立基準額③								
積立水準 ①/③								

運用利回りの前提：_____

4. その他の措置の実施状況（該当する□に／を記し、必要事項を記入）

選択一時金を休止すること

- 実施中（平成 年 月 日より実施）
- 実施予定（平成 年 月 日より実施予定）
- 検討中
- 実施しない（平成 年 月 日決定）
- 選択一時金がない
- その他（ _____ ）

- (注) 1. 指定基金にあつては、健全化計画と同じ前提で積立水準の回復計画を作成すること。
2. 積立水準の回復計画の前提が、健全化計画の前提と異なるに至ったときは、積立水準の回復計画の見直しを行うこと。
3. この様式は、平成28年度における財政検証までにおいて、純資産額が最低積立基準額（当該基準日が平成24年度の末日の場合は0.92、平成25年度の末日の場合は0.94、平成26年度の末日の場合は0.96、平成27年度の末日の場合は0.98を最低積立基準額に乗じて得た額。）又は最低責任準備金の105%のいずれか大きい額を下回る場合に必要額を、第4の5の(2)の②に基づき掛金を拠出することとしている場合に限り用いること。

様式③ーカ" 総括表（変更計算（積立水準確保(3)）用）

法第85条の2に規定する責任準備金（最低責任準備金）の積立ての計画の実施状況及び変更状況

1. 財政検証の基準日における積立状況等

純資産額 _____ 円
 最低責任準備金 _____ 円
 （算定基準日：平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日）

2. 計画変更の必要性（該当する□に／を記入）

- 変更が必要（変更計算を実施）
 変更の必要はなく、継続実施

計画を実施するために必要な掛金

掛金（率）変更日	変更後の掛金（率）（代行、基本プラスアルファ、加算、特別、特例ごとに記入）
平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日	
平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日	
平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日	

3. 積立水準の推計（変更が必要な場合は、次の決算年度分からは変更後の数値を記入）

(単位：百万円)

年 度	※2							
掛金等収入		()	()	()	()	()	()	()
運用収益		()	()	()	()	()	()	()
給付費等支出		()	()	()	()	()	()	()
年度末純資産額①		()	()	()	()	()	()	()
年度末最低責任準備金②		()	()	()	()	()	()	()
積立水準 ①/②		()	()	()	()	()	()	()
年度末最低積立基準額③		()	()	()	()	()	()	()
積立水準 ①/③		()	()	()	()	()	()	()

運用利回りの前提： _____

※1 () 内には、変更前の積立計画の数値を記入すること。

※2 初年度は、法附則第32条第1項の認可を受けたときに作成した積立計画における初年度とすること。

※3 () 外については、決算が終了した年度までに係る数値は実績値を記入し、その翌年度以降に係る数値は、直近の積立計画における数値を記入すること。(ただし、当該計画を変更した場合は、変更後の数値を記入すること。)

4. 計画を実施するための措置（該当する□に／を () 内に必要事項をそれぞれ記入）

(1) 必要な掛金に係る規約変更

- 対応済み (規約変更日：平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日)
 一部対応済み (規約変更日：平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日)
 未対応 (今後の対応予定等を具体的に _____)

(2) 選択一時金の支給の停止

- 対応済み (規約変更日：平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日)
 未対応 (今後の対応予定等を具体的に _____)

(3) 給付水準の引下げ

- 対応済み (規約変更日：平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日)
 未対応 (今後の対応予定等を具体的に _____)

(4) その他 (具体的に _____)

【変更後】

様式③-ホ 総括表（変更計算（積立水準確保(1)）用）

1. 追加して徴収する特例掛金の計算基礎

(千円)

純 資 産 額	①	
財政検証の基準日における最低積立基準額	②	
翌事業年度における最低積立基準額の見込額	③	
第4の5の(1)のアにより算出した額	④	
うち第4の5の(2)の①により加算した額		
第4の5の(1)のイにより算出した額	⑤	
第4の5の(1)のウにより算出した額(②-①)	⑥	
④又は⑤のいずれか大きい額以上②以下で規約で定める額	⑦	
③から②を控除した額に⑦を加えた額	⑧	
翌事業年度における掛金の額	⑨	
翌々事業年度に追加する特例掛金の額(⑧-⑨)	⑩	

2. 特例掛金(⑩の額)の徴収方法

掛金率に換算して徴収

数理上掛金	
規約上掛金	
うち加入員負担分	

(掛金の算定基礎：)

⑩の額を規約に定めて徴収

(注)平成24年度の末日において、純資産額が最低責任準備金の額を下回っている基金においては、原則として、平成26年度以降における基金の加入員の標準報酬月額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額の比率は、平成24年度における当該比率を下回らないものとする。

様式③-オ' 総括表（変更計算（積立水準確保(2)）用）

1. 対象に該当することとなった事業年度
平成____年度決算

2. 積立水準の回復に必要な掛金（率）

掛金（率）変更日	変更後の掛金（率）（代行、基本プラスアルファ、加算、特別、特例ごとに記入）
平成 年 月 日	

回復計画実施直前の掛金（率）： _____

3. 積立水準の推計

（金額単位：百万円）

年 度								
掛金等収入								
運用収益								
給付費等支出								
年度末純資産額①								
年度末最低責任準備金②								
積立水準 ①/②								
年度末最低積立基準額③								
積立水準 ①/③								

運用利回りの前提： _____

4. その他の措置の実施状況（該当する□に／を記し、必要事項を記入）

選択一時金を休止すること

- 実施中（平成 年 月 日より実施）
- 実施予定（平成 年 月 日より実施予定）
- 検討中
- 実施しない（平成 年 月 日決定）
- 選択一時金がない
- その他（ _____ ）

（注1）財政検証の基準日の属する事業年度の翌々事業年度の開始の日から起算して7か年以内に、純資産額が最低積立基準額（当該基準日が平成25年度の末日の場合は0.94、平成26年度の末日の場合は0.96、平成27年度の末日の場合は0.98を最低積立基準額に乗じて得た額。）又は最低責任準備金の105%のいずれか高い額を上回るものであること。

（注2）平成31年度末時点において、最低積立基準額又は最低責任準備金の150%のうちいずれか小さい額を上回るものであること。

（注3）平成24年度の末日において、純資産額が最低責任準備金の額を下回っている基金においては、原則として、平成26年度以降における基金の加入員の標準報酬月額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額の比率は、平成24年度における当該比率を下回らないものとする。

【変更理由】

平成25年改正法等への対応

【変更前】

様式③-主 総括表（変更計算（特例掛金用（第4の4の(8)）用）

1. 予算作成上の利回り

予定利率	%
------	---

	当年度予算推計値	前年度決算見込値	前々年度決算確定値
各年度の利回り	%	%	%

2. 当年度不足金の発生状況

（金額単位：百万円）

		当年度予算推計額	前年度決算見込額	前々年度決算額
費 用 勘 定	合計 (② ~ ㉑)	①		
	給 付 費	②		
	移 換 金	③		
	制度間移換金	④		
	資産管理機関への移換金	⑤		
	離婚分割移換金	⑥		
	抛 出 金	⑦		
	運用報酬等	⑧		
	業務委託費	⑨		
	コンサルティング料	⑩		
	指定年金数理人費	⑪		
	機械処理経費等	⑫		
	特別法人税	⑬		
	運 用 損 失	⑭		
	特 別 支 出	⑮		
	繰 入 金	⑯		
	責任準備金増加額	⑰		
	準備金繰入金	⑱		
	繰越不足金処理金	⑲		
	承継事業所償却積立金積増金	㉀		
別途積立金積増金	㉑			
収 益 勘 定	合計 ((㉒) ~ (㉔))	㉒		
	掛金等収入	㉓		
	うち特例掛金(第4の4の(8))			
	受 換 金	㉔		
	制度間受換金	㉕		
	脱退一時金相当額受入金	㉖		
	負 担 金	㉗		
	運 用 収 益	㉘		
	特 別 収 入	㉙		
	受 入 金	㉚		
勘 定	責任準備金減少額	㉛		
	準備金戻入金	㉜		
	承継事業所償却積立金取崩金	㉝		
	別途積立金取崩金	㉞		
当年度不足金 (①-㉒)		㉟		

(注) 1の予定利率は、第4の4の(5)のイの次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額を同(ア)に基づいて設定している場合にあっては、同(ア)の資産の運用利回りの予測として用いた値とすること

【変更後】

様式③-カ 総括表（変更計算（特例掛金用（第4の4の(8)）用）

1. 予算作成上の利回り

予定利率	%
------	---

	当年度予算推計値	前年度決算見込値	前々年度決算確定値
各年度の利回り	%	%	%

2. 当年度不足金の発生状況

(金額単位：百万円)

		当年度予算推計額	前年度決算見込額	前々年度決算額
費用 勘定	合計(②～⑳)	①		
	給付費	②		
	移換金	③		
	制度間移換金	④		
	資産管理機関への移換金	⑤		
	離婚分割移換金	⑥		
	拠出金	⑦		
	運用報酬等	⑧		
	業務委託費	⑨		
	コンサルティング料	⑩		
	指定年金数理人費	⑪		
	機械処理経費等	⑫		
	特別法人税	⑬		
	運用損失	⑭		
	特別支出	⑮		
	繰入金	⑯		
	責任準備金増加額	⑰		
	準備金繰入金	⑱		
	繰越不足金処理金	⑲		
	承継事業所償却積立金積増金	⑳		
別途積立金積増金	㉑			
収益 勘定	合計(㉒～㉔)	㉒		
	掛金等収入	㉓		
	うち特例掛金(第4の4の(8))			
	受換金	㉔		
	制度間受換金	㉕		
	脱退一時金相当額受入金	㉖		
	負担金	㉗		
	運用収益	㉘		
	特別収入	㉙		
	受入金	㉚		
勘定	責任準備金減少額	㉛		
	準備金戻入金	㉜		
	承継事業所償却積立金取崩金	㉝		
	別途積立金取崩金	㉞		
当年度不足金(①-㉞)	㉟			

(注) 1の予定利率は、第4の4の(5)のイの次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額を同(ア)に

【変更理由】

平成25年改正法等への対応

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式④ーア～エ 計算基礎率	1. 書類の作成 a. 様式④ーア（ 新設 、合併設立及び分割設立用） 基金設立の認可申請、合併又は分割による基金設立の認可申請の場合に作成する。 b. 様式④ーイ（再計算及び変更計算(一般)用） 財政再計算及び給付設計を変更する規約変更の認可申請の場合に作成する。 (略)	(略)

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式④ーア～エ 計算基礎率	1. 書類の作成 a. 様式④ーア（合併設立及び分割設立用） 基金設立の認可申請、合併又は分割による基金設立の認可申請の場合に作成する。 b. 様式④ーイ（再計算及び変更計算(一般)用） 財政再計算及び給付設計を変更する規約変更の認可申請の場合に作成する。 <u>解散・代行返上計画を実施している基金が当該財政計算結果に基づく標準掛金を適用しないことが適当であると年金数理人が判断し、その合理的な理由を記した所見を添付して様式⑱ーア又はウ、様式⑱ーイ、イ'、エ、エ'のいずれか及び様式⑱ーカを提出する場合は不要。</u> (略)	(略)

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式④－ア～エ 計算基礎率	5. 昇給指数（報酬） （略） c. 平均上昇率 様式⑥－ア－2－(4) 昇給指数（報酬）の <u>決定報酬指数</u> の「平均」を記載する。 （略）	（略）

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式④－ア～エ 計算基礎率	5. 昇給指数（報酬） （略） c. 平均上昇率 様式⑥－ア－2－(4) 昇給指数（報酬）の「平均」を記載する。 （略）	（略）

【変更理由】

より適切な表現への修正

【変更前】

様式④ーア 計算基礎率（新設、合併設立及び分割設立用）

		基本部分		加算部分	
		男子	女子		
(1) 予定利率 (%)					
(2) 標準死亡率に乗じた率					
(3) 計算上の平均脱退率 (%)					
(4) 最終年齢 (歳)					
(5) 昇給指数 (報酬)	①最低年齢 (歳)				
	②頭打年齢 (歳)				
	③平均上昇率 (%)				
	④ベア率 (%)				
(6) 昇給指数 (賞与)	①最低年齢 (歳)				
	②頭打年齢 (歳)				
	③平均上昇率 (%)				
	④ベア率 (%)				
(7) 計算上の 新規加入員	⑤加入員数 (人)				
	⑥加入年齢 (歳)				
	⑦給与の額 (円)				
	⑧平均加入期間 (年)				

(注) 基本部分の予定利率については、上段には基本プラスアルファ部分に係るものを記入し、下段には代行部分に係るものを記入すること。

【変更後】

様式④ーア 計算基礎率（合併設立及び分割設立用）

		基本部分		加算部分	
		男子	女子		
(1) 予定利率 (%)					
(2) 標準死亡率に乗じた率					
(3) 計算上の平均脱退率 (%)					
(4) 最終年齢 (歳)					
(5) 昇給指数 (報酬)	①最低年齢 (歳)				
	②頭打年齢 (歳)				
	③平均上昇率 (%)				
	④ベア率 (%)				
(6) 昇給指数 (賞与)	①最低年齢 (歳)				
	②頭打年齢 (歳)				
	③平均上昇率 (%)				
	④ベア率 (%)				
(7) 計算上の 新規加入員	⑤加入員数 (人)				
	⑥加入年齢 (歳)				
	⑦給与の額 (円)				
	⑧平均加入期間 (年)				

(注) 基本部分の予定利率については、上段には基本プラスアルファ部分に係るものを記入し、下段には代行部分に係るものを記入すること。

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑤ 加入員数等の実績（再計算、 <u>新設</u> 、合併及び分割設立用）	1. 書類の作成 財政再計算、 <u>基金設立の認可申請</u> 、合併又は分割による基金設立の認可申請の場合に作成する。	

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑤ 加入員数等の実績（再計算、合併及び分割設立用）	1. 書類の作成 財政再計算、合併又は分割による基金設立の認可申請の場合に作成する。 <u>解散・代行返上計画を実施している基金が当該財政計算結果に基づく標準掛金を適用しないことが適当であると年金数理人が判断し、その合理的な理由を記した所見を添付して様式⑱-ア又はウ、様式⑱-イ、イ'、エ、エ'のいずれか及び様式⑱-カを提出する場合は不要。</u>	

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑤ 加入員数等の実績（再計算、 <u>新設</u> 、合併及び分割設立用）	3. 記載年数 (略) <u>b. 新設の場合</u> <u>少なくとも過去3年間の実績値を記載する。</u> <u>c. 合併又は分割の場合</u> 合併又は分割前5年間の実績値を記載する。	(略)

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑤ 加入員数等の実績（再計算、合併及び分割設立用）	3. 記載年数 (略) <u>b. 合併又は分割の場合</u> 合併又は分割前5年間の実績値を記載する。	(略)

【変更理由】

平成25年改正法等への対応

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>様式⑤ 加入員数等の実績（再計算、<u>新設</u>、合併及び分割設立用）</p>	<p>4. 加入員等の区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入員 基準日時点で、現に加入員であるもの。 <p><u>新設の場合は、基金が設立されていたならば加入員であった被保険者について記載する。</u> <u>平均給与の額は基準日のもののみを記載し、平均加入年数欄は空白とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給待期脱退者 基金から脱退して基準日時点で年金の受給権の裁定を受けていないもの及び受給権者で基準日時点で年金給付の全額が支給停止されているもの（死亡が確認されたものを除く）。 <p><u>新設の場合は空白とするが、加算部分にみなし加算終了者がある場合は、計算基準日時点についてのみ（ ）書きで記載し、その旨注記する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金受給者 基準日時点で、年金を受給中のもの（死亡が確認されていないものを含む）。 <p><u>新設の場合は空白とする。</u></p>	<p>連合会移換者を除く。</p> <p><u>みなし加算終了者とは、適格年金から基金に移行する場合で、基本部分は加入員となるが、加算部分は受給待期脱退者となる者。</u> <u>被保険者で適格年金の制度上受給待期者となる者</u></p> <p>年金受給者には在職老齢年金支給開始者、基本加算年金受給者を含める。</p>

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>様式⑤ 加入員数等の実績（再計算、合併及び分割設立用）</p>	<p>4. 加入員等の区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入員 基準日時点で、現に加入員であるもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・受給待期脱退者 基金から脱退して基準日時点で年金の受給権の裁定を受けていないもの及び受給権者で基準日時点で年金給付の全額が支給停止されているもの（死亡が確認されたものを除く）。 <ul style="list-style-type: none"> ・年金受給者 基準日時点で、年金を受給中のもの（死亡が確認されていないものを含む）。 	<p>連合会移換者を除く。</p> <p>年金受給者には在職老齢年金支給開始者、基本加算年金受給者を含める。</p>

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>様式⑤ 加入員数等の実績（再計算、<u>新設</u>、合併及び分割設立用）</p>	<p>6. 数値の記載 (略)</p> <p>c. 平均脱退率 次の計算式により算出した値を百分率で小数点以下2桁目を四捨五入した値を記載する。</p> $\frac{\text{年度内の総脱退者数}}{\text{年度始加入員数} + \text{年度内新規加入員数} \times 1/2}$ <p>初回決算の場合は、次の計算式によるものとする。</p> $\frac{\text{年度内の総脱退者数}}{\text{設立時加入員数} + \text{年度内新規加入員数} \times 1/2}$ $\times \frac{12}{\text{初年度の月数}}$	

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>様式⑤ 加入員数等の実績（再計算、合併及び分割設立用）</p>	<p>6. 数値の記載 (略)</p> <p>c. 平均脱退率 次の計算式により算出した値を百分率で小数点以下2桁目を四捨五入した値を記載する。</p> $\frac{\text{年度内の総脱退者数}}{\text{年度始加入員数} + \text{年度内新規加入員数} \times 1/2}$ <p>初回決算の場合は、次の計算式によるものとする。</p> $\frac{\text{年度内の総脱退者数}}{\text{設立時加入員数} + \text{年度内新規加入員数} \times 1/2}$ $\times \frac{12}{\text{初年度の月数}}$	<p><u>左記は標準的な算出方式を定めたものであり、他の合理的方法を否定するものではない。例えば、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ 年度内新規加入員数 × 1/2 とあるのを、毎月加入は毎月一様に加入すると考え 1/2、定時加入は加入日から年度末までの月数を考慮し、例えば5月加入は 11/12 とする。</u>

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応、厚生年金基金実務基準補足事項の取り込み

【変更前】

様式⑤ 加入員数等の実績（再計算、新設、合併設立及び分割設立用）
 グループ区分（ ）

		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日 (基準日)
加 入 員	人 数 (人)						
	平 均 年 齢 (歳)						
	平 均 加 入 年 数 (年)						
	平 均 脱 退 率 (%)						
	平 均 給 与 の 額 (円)						
受 給 待 期 脱 退 者	人 数 (人)						
	平 均 年 齢 (歳)						
	平 均 年 金 額 (円)						
年 金 受 給 者	人 数 (人)						
	平 均 年 齢 (歳)						
	平 均 年 金 額 (円)						
	うち代行部分 (円)						

(注) 新設の場合は、加入員の平均加入年数、受給待期脱退者及び年金受給者の欄は記入不要。

【変更後】

様式⑤ 加入員数等の実績（再計算、合併設立及び分割設立用）
 グループ区分（ ）

		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日 (基準日)
加 入 員	人 数 (人)						
	平 均 年 齢 (歳)						
	平 均 加 入 年 数 (年)						
	平 均 脱 退 率 (%)						
	平 均 給 与 の 額 (円)						
受 給 待 期 脱 退 者	人 数 (人)						
	平 均 年 齢 (歳)						
	平 均 年 金 額 (円)						
年 金 受 給 者	人 数 (人)						
	平 均 年 齢 (歳)						
	平 均 年 金 額 (円)						
	うち代行部分 (円)						

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑥ーア 掛金算出基礎	<p>1. 書類の作成</p> <p>次の場合に作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政再計算 ・<u>基金設立の認可申請</u> ・合併又は分割による基金設立の認可申請 ・給付設計を変更する規約変更の認可申請 <p>変更計算の場合、様式⑥ーアのうち基礎率の変更がない部分は、提出不要。</p>	合併、分割の場合を含む。

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑥ーア 掛金算出基礎	<p>1. 書類の作成</p> <p>次の場合に作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政再計算 <ul style="list-style-type: none"> <u>解散・代行返上計画を実施している基金が当該財政計算結果に基づく標準掛金を適用しないことが適当であると年金数理人が判断し、その合理的な理由を記した所見を添付して様式⑱ーア又はウ、様式⑱ーイ、イ’、エ、エ’のいずれか及び様式⑱ーカを提出する場合は不要。</u> ・合併又は分割による基金設立の認可申請 ・給付設計を変更する規約変更の認可申請 <ul style="list-style-type: none"> <u>解散・代行返上計画を実施している基金が当該財政計算結果に基づく標準掛金を適用しないことが適当であると年金数理人が判断し、その合理的な理由を記した所見を添付して様式⑱ーア又はウ、様式⑱ーイ、イ’、エ、エ’のいずれか及び様式⑱ーカを提出する場合は不要。</u> <p>変更計算の場合、様式⑥ーアのうち基礎率の変更がない部分は、提出不要。</p>	合併、分割の場合を含む。

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応

【変更前】

様式第⑥ーア 掛金算出基礎（再計算、変更計算（一般）、新設、合併設立及び分割設立用）

1. 計算基準時点における加入員等の年齢分布表

(1) 加入員の年齢別分布

グループ区分（ ） 年 月 日現在

年 齢	人 数	給 与 の 額	
		累積額の平均	最終額（月額）の平均
15	人	円	円
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
60			
61			
62			
63			
64			
65			
66			
67			
68			
69～			
計			

【変更後】

様式第⑥ーア 掛金算出基礎（再計算、変更計算（一般）、合併設立及び分割設立用）

1. 計算基準時点における加入員等の年齢分布表

(1) 加入員の年齢別分布

グループ区分（ ） 年 月 日現在

年 齢	人 数	給 与 の 額	
		累積額の平均	最終額（月額）の平均
15	人	円	円
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
60			
61			
62			
63			
64			
65			
66			
67			
68			
69～			
計			

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応

【変更前】

様式第⑥ーア 掛金算出基礎（再計算、変更計算（一般）、新設、合併設立及び分割設立用）

1. 計算基準時点における加入員等の年齢分布表

(2) 受給待期脱退者、年金受給者の年齢分布

受給待期脱退者等の区分（ ）

年 月 日現在

年齢	部 分			
	人 数	年 金 額 の 平 均	人 数	年 金 額 の 平 均
15	人	円	人	円
16				
17				
18				
62				
63				
64				

年齢	部 分			
	人 数	年 金 額 の 平 均	人 数	年 金 額 の 平 均
65				
66				
67				
107				
108				
109				
110				
計				

【変更後】

様式第⑥ーア 掛金算出基礎（再計算、変更計算（一般）、合併設立及び分割設立用）

1. 計算基準時点における加入員等の年齢分布表

(2) 受給待期脱退者、年金受給者の年齢分布

受給待期脱退者等の区分（ ）

年 月 日現在

年齢	部 分			
	人 数	年 金 額 の 平 均	人 数	年 金 額 の 平 均
15	人	円	人	円
16				
17				
18				
62				
63				
64				

年齢	部 分			
	人 数	年 金 額 の 平 均	人 数	年 金 額 の 平 均
65				
66				
67				
107				
108				
109				
110～				
計				

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応、誤植の修正

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>様式⑥－ア－２－(３) 昇給指数（報酬）及び昇給指数（賞与）の算定方法</p>	<p>昇給指数（報酬）及び昇給指数（賞与）の算定方法について、次の項目につきそれぞれ記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粗製データの補整方法 ・頭打ちの取扱い ・高年齢における取扱い ・除外するデータの取扱い ・その他昇給指数算定上留意すべき事項 ・賞与標準給与を報酬標準給与の一定割合として見込む場合、予定賞与率を記載 <p>(略)</p>	<p>(高年齢における取扱いの例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高年齢者の昇給指数を下げる場合の取扱い ・一定年齢以上について昇給体系が異なる場合の算定方法(予定賞与率の例示) ・過去３年間の賞与と報酬の割合が ２年前〇.〇〇、 １年前〇.〇〇、 当年度〇.〇〇であるため、予定賞与率を平均値の〇.〇とした。

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>様式⑥－ア－２－(３) 昇給指数（報酬）及び昇給指数（賞与）の算定方法</p>	<p>昇給指数（報酬）及び昇給指数（賞与）の算定方法について、次の項目につきそれぞれ記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粗製データの補整方法 ・頭打ちの取扱い ・高年齢における取扱い ・除外するデータの取扱い ・その他昇給指数算定上留意すべき事項 ・賞与標準給与を報酬標準給与の一定割合として見込む場合、予定賞与率を記載 <p>(略)</p>	<p>(高年齢における取扱いの例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高年齢者の昇給指数を下げる場合の取扱い ・一定年齢以上について昇給体系が異なる場合の算定方法(予定賞与率の例示) ・過去３年間の賞与と報酬の割合が ２年前〇.〇〇、 １年前〇.〇〇、 当年度〇.〇〇であるため、予定賞与率を平均値の〇.〇〇とした。

【変更理由】

より汎用性の高い表現への変更

【変更前】

様式第⑥ーア 掛金算出基礎（再計算、変更計算（一般）、新設、合併設立及び分割設立用）

2. 計算基礎率算定表

(4) 脱退率、昇給指数（報酬）及び昇給指数（賞与）の算定結果
グループ区分（ ）

	脱退率		昇給指数（報酬）		昇給指数（賞与）	
	今回	前回	今回	前回	今回	前回
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
60						
61						
62						
63						
64						
65						
66						
67						
68						
69～						
平均						

【変更後】

様式第⑥ーア 掛金算出基礎（再計算、変更計算（一般）、合併設立及び分割設立用）

2. 計算基礎率算定表

(4) 脱退率、昇給指数（報酬）及び昇給指数（賞与）の算定結果

グループ区分（ ）

	脱退率		昇給指数（報酬）		昇給指数（賞与）	
	今回	前回	今回	前回	今回	前回
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
60						
61						
62						
63						
64						
65						
66						
67						
68						
69～						
平均						

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応

【変更前】

様式第⑥ーア 掛金算出基礎（再計算、変更計算（一般）、新設、合併設立及び分割設立用）

2. 計算基礎率算定表

(5) 新規加入員

グループ区分（ ）

	過 去 の 実 績			計 算 上 の 見 込 み	
	前々年度	前 年 度	当 年 度	今 回	前 回
加入員数 (人)					
平均年齢 (歳)					
給与の平均 (円)					
伸び率 (%)					
脱退残存表による平均加入年数 (年)					
[新規加入員の見込みの算定方法]					

【変更後】

様式第⑥ーア 掛金算出基礎（再計算、変更計算（一般）、合併設立及び分割設立用）

2. 計算基礎率算定表

(5) 新規加入員

グループ区分（ ）

	過 去 の 実 績			計 算 上 の 見 込 み	
	前々年度	前 年 度	当 年 度	今 回	前 回
加入員数 (人)					
平均年齢 (歳)					
給与の平均 (円)					
伸び率 (%)					
脱退残存表による平均加入年数 (年)					
[新規加入員の見込みの算定方法]					

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑥－ア－3 (1)、(2) 掛金率算定表	2. 現在加入員（将来分）、現在加入員（過去分） 現在加入員（将来分）には、財政計算の基準日において基金を創設し、基準日以前の勤務期間を算入しなかった場合の給付現価を記載する。 <u>（なお基本部分の場合、掛金計算に合わせて、連合会移換者の判定において基準日以前の勤務期間を算入した場合の給付現価を記載することを原則とする。）</u>	財政方式が開放基金方式以外の場合についても将来分と過去分を分離して記載する。

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑥－ア－3 (1)、(2) 掛金率算定表	2. 現在加入員（将来分）、現在加入員（過去分） 現在加入員（将来分）には、財政計算の基準日において基金を創設し、基準日以前の勤務期間を算入しなかった場合の給付現価を記載する。	財政方式が開放基金方式以外の場合についても将来分と過去分を分離して記載する。

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑥－ア－3 (1)、(2) 掛金率算定表	10. 計算式 基本部分の計算式欄の最初に資産配分方法を記し、計算方法の概略を簡潔に記載する。 なお、様式③ア～ <u>オ</u> の 10. 備考の c. に記載がある場合には、内容を反映させること。 (略)	

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑥－ア－3 (1)、(2) 掛金率算定表	10. 計算式 基本部分の計算式欄の最初に資産配分方法を記し、計算方法の概略を簡潔に記載する。 なお、様式③ア～ <u>エ</u> の 10. 備考の c. に記載がある場合には、内容を反映させること。 (略)	

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応

【変更前】

様式⑥ーア 掛金率算出基礎（再計算、変更計算（一般）、新設、合併設立及び分割設立用）

3. 掛金率算定表

(1) 基本部分

			計	男 子	女 子	
給 付 現 価	合 計 (②~⑦)	①	千円	千円	千円	
		将来加入員	②			
		現在加入員 (将来分)	③			
		現在加入員 (過去分)	④			
		年金受給者	⑤			
		受給待期脱退者	⑥			
		その他の受給者	⑦			
標準給与現価	計 (⑨、⑩)	⑧				
	現在加入員	⑨				
	将来加入員	⑩				
標準掛金率 (数理上)		⑪				
標準掛金率 (規約上)		⑫				
算定用標準掛金率 (Min (⑪, ⑫))		⑬				
標準掛金収入現価 (⑧×⑬)		⑭				
①-⑭		⑮				
最低責任準備金 + <u>最低責任準備金調整額</u>		⑯				
数理上資産額		⑰				
	うち、別途積立金として留保する額	⑱				
	うち、承継事業所償却積立金として留保する額	⑲				
未償却過去勤務債務残高		⑳				
特別掛金 (規約上) (予定償却期間)		㉑	()			
			()			
財政方式						
[計算式]						

(注1) ①~⑮については、基本プラスアルファ部分に係るものを記入し、⑰~㉑については、上段には基本プラスアルファ部分に係るものを記入し、下段には代行部分に係るものを記入すること。

(注2) ㉑については、上段は⑮-⑰ (上段) + ⑱ (上段) + ⑲ (上段)、下段は⑯-⑰ (下段) + ⑱ (下段) + ⑲ (下段) により算定する。

(注3) ㉑については、() 内に予定償却期間を記入すること。

【変更後】

様式⑥ーア 掛金率算出基礎（再計算、変更計算（一般）、合併設立及び分割設立用）

3. 掛金率算定表

(1) 基本部分

		計	男 子	女 子
給 付 現 価	合 計 (②～⑦)	①	千円	千円
給 付 現 価	将来加入員	②		
	現在加入員（将来分）	③		
	現在加入員（過去分）	④		
	年金受給者	⑤		
	受給待期脱退者	⑥		
	その他の受給者	⑦		
		計 (⑨、⑩)	⑧	
標準給与現価	現在加入員	⑨		
	将来加入員	⑩		
標準掛金率（数理上）		⑪		
標準掛金率（規約上）		⑫		
算定用標準掛金率（Min (⑪, ⑫)）		⑬		
標準掛金収入現価（⑧×⑬）		⑭		
①－⑭		⑮		
最低責任準備金		⑯		
数理上資産額		⑰		
	うち、別途積立金として留保する額	⑱		
	うち、承継事業所償却積立金として留保する額	⑲		
未償却過去勤務債務残高		⑳		
特別掛金（規約上） （予定償却期間）		㉑	()	()
財政方式				
[計算式]				

(注1) ①～⑮については、基本プラスアルファ部分に係るものを記入し、⑰～㉑については、上段には基本プラスアルファ部分に係るものを記入し、下段には代行部分に係るものを記入すること。

(注2) ㉑については、上段は⑮－⑰（上段）＋⑱（上段）＋⑲（上段）、下段は⑯－⑰（下段）＋⑱（下段）＋⑲（下段）により算定する。

(注3) ㉑については、() 内に予定償却期間を記入すること。

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応

【変更前】

様式⑥-ア 掛金率算出基礎（再計算、変更計算（一般）、新設、合併設立及び分割設立用）

3. 掛金率算定表

(2) 加算部分

(金額単位：千円)

		計		
給	合 計 (②～⑦)	①		
付	将来加入員	②		
現	現在加入員 (将来分)	③		
価	現在加入員 (過去分)	④		
	年金受給者	⑤		
	受給待期脱退者	⑥		
	その他の受給者	⑦		
	計 (⑨、⑩)	⑧		
給与現価	現在加入員	⑨		
	将来加入員	⑩		
標準掛金率 (数理上)		⑪		
標準掛金率 (規約上)		⑫		
算定用標準掛金率 (Min (⑪, ⑫))		⑬		
標準掛金収入現価 (⑧×⑬)		⑭		
①-⑭		⑮		
数理上資産額		⑯		
	うち、別途積立金として留保する額	⑰		
	うち、承継事業所償却積立金として留保する額	⑱		
一時払掛金額		⑲		
未償却過去勤務債務残高 (⑮-⑯+⑰+⑱-⑲)		⑳		
特別掛金 (規約上) (予定償却期間 年 月)		㉑		
財政方式				
[計算式]				

(注) 第五の五の(1)に該当する場合には、⑯から㉑についても給付区分ごとに記載すること。

【変更後】

様式⑥-ア 掛金率算出基礎（再計算、変更計算（一般）、合併設立及び分割設立用）

3. 掛金率算定表

(2) 加算部分

(金額単位：千円)

		計		
給 付 現 価	合 計 (②～⑦)	①		
	将来加入員	②		
	現在加入員 (将来分)	③		
	現在加入員 (過去分)	④		
	年金受給者	⑤		
	受給待期脱退者	⑥		
	その他の受給者	⑦		
給与現価	計 (⑨、⑩)	⑧		
	現在加入員	⑨		
	将来加入員	⑩		
標準掛金率 (数理上)		⑪		
標準掛金率 (規約上)		⑫		
算定用標準掛金率 (Min (⑪, ⑫))		⑬		
標準掛金収入現価 (⑧×⑬)		⑭		
①-⑭		⑮		
数理上資産額		⑯		
	うち、別途積立金として留保する額	⑰		
	うち、承継事業所償却積立金として留保する額	⑱		
一時払掛金額		⑲		
未償却過去勤務債務残高 (⑮-⑯+⑰+⑱-⑲)		⑳		
特別掛金 (規約上) (予定償却期間 年 月)		㉑		
財政方式				
[計算式]				

(注) 第五の五の(1)に該当する場合には、⑯から㉑についても給付区分ごとに記載すること。

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応

【変更前】様式第⑥ーア 掛金算出基礎（再計算、変更計算（一般）、新設、合併設立及び分割設立用）

3. 掛金率算定表

(3) 次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額の償却のための特例掛金

積立不足の予想額	千円
① 運用差損	千円
② 脱退差損	千円
③ 昇給差損	千円
特例掛金（規約上）	

【変更後】

様式第⑥ーア 掛金算出基礎（再計算、変更計算（一般）、合併設立及び分割設立用）

3. 掛金率算定表

(3) 次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額の償却のための特例掛金

積立不足の予想額	千円
① 運用差損	千円
② 脱退差損	千円
③ 昇給差損	千円
特例掛金（規約上）	

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応

【変更前】様式第⑥-ア 掛金算出基礎（再計算、変更計算（一般）、新設、合併設立及び分割設立用）

3. 掛金率算定表

(4) 評価損償却

未償却過去勤務債務残高	千円
特別掛金(規約上) (予定償却期間 年 月)	

【変更後】

様式第⑥-ア 掛金算出基礎（再計算、変更計算（一般）、合併設立及び分割設立用）

3. 掛金率算定表

(4) 評価損償却

未償却過去勤務債務残高	千円
特別掛金(規約上) (予定償却期間 年 月)	

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑦ 別途積立金の <u>と</u> りくずしの処分 を示した書類	1. 書類の作成 次の場合に応じて、それぞれの必要書類に添付する書類として作成する。 ・財政再計算において <u>と</u> りくずした場合 ・変更計算において <u>と</u> りくずした場合 ・合併又は分割時に <u>と</u> りくずした場合 ・給付改善準備金に繰り入れるために <u>と</u> りくずした場合 ・繰入準備金に繰り入れるために <u>と</u> りくずした場合	(略)

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑦ 別途積立金の <u>取</u> りくずしの処分 を示した書類	1. 書類の作成 次の場合に応じて、それぞれの必要書類に添付する書類として作成する。 ・財政再計算において <u>取</u> りくずした場合 <u>解散・代行返上計画を実施している基金が当該財政計算結果に基づく標準掛金を適用しないことが適当であると年金数理人が判断し、その合理的な理由を記した所見を添付して様式⑱-ア又はウ、様式⑱-イ、イ'、エ、エ'のいずれか及び様式⑱-カを提出する場合は不要。</u> ・変更計算において <u>取</u> りくずした場合 <u>解散・代行返上計画を実施している基金が当該財政計算結果に基づく標準掛金を適用しないことが適当であると年金数理人が判断し、その合理的な理由を記した所見を添付して様式⑱-ア又はウ、様式⑱-イ、イ'、エ、エ'のいずれか及び様式⑱-カを提出する場合は不要。</u> ・合併又は分割時に <u>取</u> りくずした場合 ・給付改善準備金に繰り入れるために <u>取</u> りくずした場合 ・繰入準備金に繰り入れるために <u>取</u> りくずした場合	(略)

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応

【変更前】

様式⑦

別途積立金のとりくずしの処分を示した書類

(年 月 日)

(金額単位：円)

処分日現在の別途積立金の額 (1)		
別途積立金の <u>と</u> りくずし額 (2)		
内 訳	① 掛金の上昇抑制または引下げに充てる額 ② 給付改善に充てる額 ③ 給付改善準備金に繰り入れる額 ④ 繰入準備金に繰り入れる額	
処分後の別途積立金の額 (1) - (2)		

(備考)

(注) 第五の五の(1)に該当する場合には、給付区分ごとの明細を備考欄に記載すること。

【変更後】

様式⑦

別途積立金の取りくずしの処分を示した書類

(年 月 日)

(金額単位：円)

処分日現在の別途積立金の額 (1)		
別途積立金の取りくずし額 (2)		
内 訳	① 掛金の上昇抑制または引下げに充てる額 ② 給付改善に充てる額 ③ 給付改善準備金に繰り入れる額 ④ 繰入準備金に繰り入れる額	
処分後の別途積立金の額 (1) - (2)		

(備考)

(注) 第五の五の(1)に該当する場合には、給付区分ごとの明細を備考欄に記載すること。

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑧ 掛金の額の変更 の要因分析	1. 書類の作成 財政再計算報告書の一部として作成する。	

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑧ 掛金の額の変更 の要因分析	1. 書類の作成 財政再計算報告書の一部として作成する。 <u>解散・代行返上計画を実施している基金が当該財政計算結果に基づく標準掛金を適用しないことが適当であると年金数理人が判断し、その合理的な理由を記した所見を添付して様式⑩-ア又はウ、様式⑩-イ、イ'、エ、エ'のいずれか及び様式⑩-カを提出する場合は不要。</u>	

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑨ 再計算を行った 者の所見	1. 書類の作成 財政再計算報告書の一部として作成する。	

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑨ 再計算を行った 者の所見	1. 書類の作成 財政再計算報告書の一部として作成する。 <u>解散・代行返上計画を実施している基金が当該財政計算結果に基づく標準掛金を適用しないことが適当であると年金数理人が判断し、その合理的な理由を記した所見を添付して様式⑩-ア又はウ、様式⑩-イ、イ'、エ、エ'のいずれか及び様式⑩-カを提出する場合は不要。</u>	

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑩ 責任準備金及び 最低積立基準額 の明細書（共通）	3. 経理処理との関連 責任準備金（プラスアルファ部分）、最低責任準備金、 <u>最低責任準備金調整額、未償却過去勤務債務残高</u> の経理処理は、様式⑩に記載の値に基づいて行う。	

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑩ 責任準備金及び 最低積立基準額 の明細書（共通）	3. 経理処理との関連 責任準備金（プラスアルファ部分）、最低責任準備金の経理処理は、様式⑩に記載の値に基づいて行う。	

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応

【変更前】

様式⑩ 責任準備金及び最低積立基準額の明細書（共通）

4. 責任準備金

（単位：千円）

責任準備金（プラスアルファ部分）（②－③）	①	
数理債務	②	
未償却過去勤務債務残高	③	
最低責任準備金	④	
最低責任準備金調整額	⑤	
責任準備金（①＋④＋⑤）	⑥	

5. 最低責任準備金

（1）前年度末最低責任準備金

（単位：千円）

前年度末最低責任準備金（前年度決算計上額）	A		
前年度末未払金及び未収金相当額	B		
計上超過額及び不足額	平成 11 年 9 月末最低責任準備金（第 1 号・第 2 号）	C	
	免除保険料（第 3 号～第 3 号の 4）	D	
	権利義務の承継等 （第 5 号～第 5 号の 6・第 11 号・第 13 号）	E	
	代行給付相当額（第 7 号～第 8 号の 5）	F	
	中途脱退者に係る代行給付の現価相当額 （第 9 号～第 9 号の 5）	G	
	権利義務の移転（第 12 号・第 14 号）	H	
	給付現価負担金（第 15 号）	I	
離婚分割移換金（第 16 号）	J		
前年度末最低責任準備金	K		

（注） $K = A + B + C + D + E - F - G - H + I - J$

(2) 年度末最低責任準備金

	免除保険料 〔第3号～第3号の4〕 ①	権利義務の承継等 〔第5号～第5号の6・第11号・第13号〕 ②	代行給付相当額 〔第7号～第8号の5〕 ③	中途脱退者に係る代行給付の現価相当額 〔第9号～第9号の5〕 ④	権利義務の移転 〔第12号・第14号〕 ⑤	最低責任準備金 (月末) ⑥
前年度末						<u>K</u>
4月						
5月						
6月						
7月						
8月						
9月						
10月						
11月						
12月						
1月						
2月						
3月						<u>L</u>
		給付現価負担金 (第15号)				<u>M</u>
		離婚分割移換金 (第16号)				<u>N</u>
		当年度末未払金及び未収金相当額				<u>O</u>
		最低責任準備金 (当年度末)				<u>P</u>
備考						

(注) ⑥=前月末の⑥×(1+r)ⁿ+①+②-③-④-⑤

r = 平成11年厚生省告示第192号第14項に定める利率(年率)

n = 当該月の日数/365

Mの給付現価負担金の額には、平成11年厚生省告示第192号第1項第15号後段に定める利子に相当する額を加えること。

Nの離婚分割移換金の額には、同告示同項第16号後段に定める利子に相当する額を加えること。

P=L+M-N-O

【変更後】

様式⑩ 責任準備金及び最低積立基準額の明細書（共通）

4. 責任準備金

（単位：千円）

責任準備金（プラスアルファ部分）（②－③）	①	
数理債務	②	
未償却過去勤務債務残高	③	
最低責任準備金	④	
責任準備金（①＋④）	⑤	

5. 最低責任準備金

（1）前年度末最低責任準備金

（単位：千円）

前年度末最低責任準備金（前年度決算計上額）	A		
前年度末未払金及び未収金相当額	B		
計上超過額及び不足額	平成 11 年 9 月末最低責任準備金（第 1 号・第 2 号）	C	
	免除保険料（第 3 号～第 3 号の 5）	D	
	権利義務の承継等 （第 5 号～第 5 号の 7・第 11 号・第 13 号）	E	
	代行給付相当額（第 7 号～第 8 号の 6）	F	
	中途脱退者に係る代行給付の現価相当額 （第 9 号～第 9 号の 5）	G	
	権利義務の移転（第 12 号・第 12 号の 2・第 14 号）	H	
	給付現価負担金（第 15 号）	I	
	離婚分割移換金（第 16 号）	J	
前納金利子相当額（第 19 号・第 19 号の 2）	K		
前年度末最低責任準備金	L		

（注） $L = A + B + C + D + E - F - G - H + I - J - K$

(2) 年度末最低責任準備金

	免除保険料 〔第3号～第3号の5〕 ①	権利義務の承継等 〔第5号～第5号の7・第11号・第13号〕 ②	代行給付相当額 〔第7号～第8号の6〕 ③	中途脱退者に係る代行給付の現価相当額 〔第9号～第9号の5〕 ④	権利義務の移転 〔第12号・第12号の2・第14号〕 ⑤	最低責任準備金 (月末) ⑥
前年度末						<u>L</u>
<u>Lに前年度末の前納金利子相当額を加えた額</u>						<u>M</u>
4月						
5月						
6月						
7月						
8月						
9月						
10月						
11月						
12月						
1月						
2月						
3月						<u>N</u>
		給付現価負担金 (第15号)				<u>O</u>
		離婚分割移換金 (第16号)				<u>P</u>
		<u>前納金利子相当額 (第19号・第19号の2)</u>				<u>Q</u>
		当年度末未払金及び未収金相当額				<u>R</u>
		最低責任準備金 (当年度末)				<u>S</u>
備考						

(注) ⑥=前月末の⑥×(1+r)ⁿ+①+②-③-④-⑤ (4月の場合は前月末の⑥=Mとする。)

r = 平成26年厚生省告示第95号第15項に定める利率 (年率)

n = 当該月の日数/365

Oの給付現価負担金の額には、同告示第1項第15号後段に定める利子に相当する額を加えること。

Pの離婚分割移換金の額には、同告示同項第16号後段に定める利子に相当する額を加えること。

Qの当年度前納金利子相当額は、当年度の末日を解散日とみなして同告示同項第19号に掲げる額-第19号の2に掲げる額として算出すること。(零を下回った場合は、当該下回った額をマイナス計上すること。)

S = N + O - P - Q - R

【変更理由】

平成25年改正法等への対応

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑩-9 許容繰越不足金	1. 記載箇所 基金が予め定めた方法に応じて必要な部分のみを記載する。	

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑩-9 許容繰越不足金	1. 記載箇所 基金が予め定めた方法に応じて必要な部分のみを記載する。	<u>解散・代行返上計画を提出した場合は空白とする。</u>

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑩-10 積立状況と財政計算の留保	計算結果について、小数点以下第 3 桁目を切り捨てた値を記載する。	

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑩-10 積立状況と財政計算の留保	計算結果について、小数点以下第 3 桁目を切り捨てた値を記載する。	<u>解散・代行返上計画を提出した場合は空白とする。</u>

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応

【変更前】

様式⑩ 責任準備金及び最低積立基準額の明細書（共通）

10. 積立状況と財政計算の留保

(1) 積立状況

	当年度	前年度	2年前	3年前
純資産額／最低積立基準額 (1.00 以上)				
純資産額／最低責任準備金 (1.05 以上)				
<u>純資産額／(責任準備金(プラスアルファ部分) +最低責任準備金)</u>				
純資産額／責任準備金 (1.00 以上)				

(注) 純資産額／最低積立基準額は、平成23年度までの財政検証は0.90以上、平成24年度財政検証は0.92以上、平成25年度財政検証は0.94以上、平成26年度財政検証は0.96以上、平成27年度財政検証は0.98以上である。

(2) 財政計算の留保

	当年度	前年度	2年前	3年前
(数理上資産額+許容繰越不足金)／責任準備金 (1.00 以上)				

【変更後】

様式⑩ 責任準備金及び最低積立基準額の明細書（共通）

10. 積立状況と財政計算の留保

(1) 積立状況

	当年度	前年度	2年前	3年前
純資産額／最低積立基準額 (1.00 以上)				
純資産額／最低責任準備金 (1.5 以上)				
純資産額／責任準備金 (1.00 以上)				

(注1) 純資産額／最低積立基準額は、平成23年度までの財政検証は0.90以上、平成24年度財政検証は0.92以上、平成25年度財政検証は0.94以上、平成26年度財政検証は0.96以上、平成27年度財政検証は0.98以上である。

(注2) 純資産額／最低責任準備金は、平成25年度財政検証は1.05以上、平成26年度財政検証は1.1以上、平成27年度財政検証は1.2以上、平成28年度財政検証は1.3以上、平成29年度財政検証は1.4以上である。

(2) 財政計算の留保

	当年度	前年度	2年前	3年前
(数理上資産額+許容繰越不足金)／責任準備金 (1.00 以上)				

【変更理由】

平成25年改正法等への対応

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑩ 責任準備金及び 最低積立基準額 の明細書附属書- 1(2) 新規加入者	1. 新規加入者 様式⑥-ア-2-(4) 新規加入員に準じて記載する。	

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑩ 責任準備金及び 最低積立基準額 の明細書附属書- 1(2) 新規加入者	1. 新規加入者 様式⑥-ア-2-(5) 新規加入員に準じて記載する。	

【変更理由】

誤植の修正

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑩ 責任準備金及び 最低積立基準額 の明細書附属書- 1(3) 脱退率	1. 脱退率 様式⑤脱退率に準じて記載する。 () には、年初において定年年齢を超えている者を除外して得た値を記載する。	

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑩ 責任準備金及び 最低積立基準額 の明細書附属書- 1(3) 脱退率	1. 脱退率 様式⑤脱退率に準じて記載する。 () には、 <u>原則</u> 、年初において定年年齢を超えている者を除外して得た値を記載する。 <u>なお、最終年齢を定年年齢以外で設定しているケースについては最終年齢による(総合基金は最終年齢で算定する)。また、当該年齢を表示する必要はない。</u>	

【変更理由】

厚生年金基金実務基準補足事項の取り込み

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑪ 積立水準回復計画の実施状況	1. 書類の作成 積立水準回復計画を実施中の基金が責任準備金及び最低積立基準額の明細書附属書に添付する書類として作成する。 様式③- <u>カ</u> ' に準じて記載する。	(略)

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑪ 積立水準回復計画の実施状況	1. 書類の作成 積立水準回復計画を実施中の基金が責任準備金及び最低積立基準額の明細書附属書に添付する書類として作成する。 様式③- <u>オ</u> ' に準じて記載する。 <u>なお、運用利回りの前提を記入する欄がないが、運用利回りの前提は欄外に記入する（当初の回復計画作成時と異なる前提を用いても差し支えない）。</u>	(略)

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応、厚生年金基金実務基準補足事項の取り込み

【変更前】

様式① 積立水準回復計画の実施状況

責任準備金及び最低積立基準額の明細書附属書に添付

1. 積立水準回復計画を策定することとなった事業年度（最近のもの）
平成__年度

2. 計画変更の必要性（該当する□に／を記し、必要事項を記入）

- 積立水準が回復し、計画を実施する必要なし
- 修正が必要（変更計算を実施）
- 修正は必要なく、継続実施

→積立水準の推計

（単位：百万円）

年 度							
掛金等収入							
運用収益							
給付費等支出							
年度末純資産額①							
年度末最低責任準備金②							
積立水準 ①／②							
年度末最低積立基準額③							
積立水準 ①／③							

3. その他の措置の実施状況（該当する□に／を記し、必要事項を記入）

選択一時金を休止すること

- 実施中（平成 年 月 日より実施）
- 実施予定（平成 年 月 日より実施予定）
- 検討中
- 実施しない（平成 年 月 日決定）
- 選択一時金がない
- その他（ ）

（注）平成28年度における財政検証までにおいて、純資産額が最低積立基準額（当該基準日が平成24年度の末日の場合は0.92、平成25年度の末日の場合は0.94、平成26年度の末日の場合は0.96、平成27年度の末日の場合は0.98を最低積立基準額に乗じて得た額。）又は最低責任準備金の105%のいずれか大きい額を下回る場合に必要な額を、第4の5の（2）の②に基づき掛金を拠出することとしている場合に限り用いること。

【変更後】

様式① 積立水準回復計画の実施状況 責任準備金及び最低積立基準額の明細書附属書に添付

1. 積立水準回復計画を策定することとなった事業年度（最近のもの）
平成__年度

2. 計画変更の必要性（該当する□に／を記し、必要事項を記入）

積立水準が回復し、計画を実施する必要なし

修正が必要（変更計算を実施）

修正は必要なく、継続実施

→積立水準の推計

（単位：百万円）

年 度							
掛金等収入							
運用収益							
給付費等支出							
年度末純資産額①							
年度末最低責任準備金②							
積立水準 ①／②							
年度末最低積立基準額③							
積立水準 ①／③							

3. その他の措置の実施状況（該当する□に／を記し、必要事項を記入）

選択一時金を休止すること

実施中（平成 年 月 日より実施）

実施予定（平成 年 月 日より実施予定）

検討中

実施しない（平成 年 月 日決定）

選択一時金がない

その他（ ）

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑫ 繰入計画書	1. 書類の作成 繰り入れを伴う予算の届出時に提出する書類として作成する。 2. 年金数理人が留保することが適当と認めた額 この額を計上する場合は、年金数理人の所見を付し、根拠を明示する。	この書類単独で年金数理に関する確認が必要である。 給付区分別途積立金をとりくずして繰り入れる場合も同様である。

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑫ 繰入計画書	1. 書類の作成 繰り入れを伴う予算の届出時に提出する書類として作成する。 2. 年金数理人が留保することが適当と認めた額 この額を計上する場合は、年金数理人の所見を付し、根拠を明示する。	この書類単独で年金数理に関する確認が必要である。 給付区分別途積立金を取りくずして繰り入れる場合も同様である。

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑬ 給付設計一覧表	<p>1. 書類の作成</p> <p>次の場合に依じて、それぞれの必要書類に添付する書類として作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>基金設立の認可申請</u> ・ 給付設計を変更する規約変更の認可申請 ・ 合併の認可申請 ・ 分割による基金設立の認可申請 ・ 決算（責任準備金及び最低積立基準額の明細書 附属書に添付） 	(略)

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑬ 給付設計一覧表	<p>1. 書類の作成</p> <p>次の場合に依じて、それぞれの必要書類に添付する書類として作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給付設計を変更する規約変更の認可申請 <u>解散・代行返上計画を実施している基金が当該財政計算結果に基づく標準掛金を適用しないことが適当であると年金数理人が判断し、その合理的な理由を記した所見を添付して様式⑬－ア又はウ、様式⑬－イ、イ’、エ、エ’のいずれか及び様式⑬－カを提出する場合は不要。</u> ・ 合併の認可申請 ・ 分割による基金設立の認可申請 ・ 決算（責任準備金及び最低積立基準額の明細書 附属書に添付） 	<p><u>「2 代行型及び加算型の基本部分（6）連合会移管者の範囲」については斜線または「－」とする。</u></p> <p>(略)</p>

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応

【変更前】

様式⑬ 給付設計一覧表

1 給付体系

- 代行型
- 加算型 → 給付の区分数 ()
- 共済型

2 代行型、共済型及び加算型の基本部分

(1) 標準給与の基礎となる給与の範囲

- 法第3条第1項第3号に規定する報酬及び第4号に規定する賞与
- その他 ()

(2) 基準標準給与

- 全期間の標準給与の平均
- 一定期間 () の標準給与の平均
- 最終の標準給与

(3) 支給乗率

- 一律 () / 1,000
- 期間区分ごと
 - () 年未満 / 1,000
 - () 年以上 () 年未満 / 1,000
 - () 年以上 () 年未満 / 1,000

(4) 支給開始年齢

- 老齢厚生年金と同じ
- 一律 () 歳
- その他 ()

(5) 支給停止

支給停止する場合	支給停止額

(6) 連合会移換者の範囲

- 加入員期間 () 年未満
 - 特例 出向
 - 高齢 ()

【変更後】

様式⑬ 給付設計一覧表

1 給付体系

- 代行型
- 加算型 → 給付の区分数 ()

2 代行型及び加算型の基本部分

(1) 標準給与の基礎となる給与の範囲

- 法第3条第1項第3号に規定する報酬及び第4号に規定する賞与
- その他 ()

(2) 基準標準給与

- 全期間の標準給与の平均
- 一定期間 () の標準給与の平均
- 最終の標準給与

(3) 支給乗率

- 一律 () / 1,000
- 期間区分ごと
 - () 年未満 / 1,000
 - () 年以上 () 年未満 / 1,000
 - () 年以上 () 年未満 / 1,000

(4) 支給開始年齢

- 老齢厚生年金と同じ
- 一律 () 歳
- その他 ()

(5) 支給停止

支給停止する場合	支給停止額

(6) 連合会移換者の範囲

- 加入員期間 () 年未満
 - 特例 出向
 - 高齢 ()

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応

【変更前】

(新規)

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>様式⑱-イ 解散計画</p>	<p><u>1. 書類の作成</u></p> <p><u>解散計画を新たに作成する場合に作成する。</u></p> <p><u>2. 解散予定日における積立目標</u></p> <p><u>「最低責任準備金の額から純資産額を控除した額が拡大しないこと」を目標とする場合、「責任準備金・最低積立基準額・最低責任準備金に対して倍」に替えて、「最低責任準備金の額から純資産額を控除した額が 百万円」と記載する。</u></p> <p><u>3. 事業及び財産の現状</u></p> <p><u>採用した最低責任準備金の算定方法に関わらず、決算の実績を記載する。</u></p> <p><u>5. 具体的措置に伴う財政の見通し</u></p> <p><u>a. 計画作成時点で確定している直前の決算年度</u> <u>「掛金等収入」「運用収益」「給付費等支出」は「一」を記載し、「年度末責任準備金」「年度末最低積立基準額」「年度末最低責任準備金」は採用した最低責任準備金の算定方法に基づく額を記載する。</u></p> <p><u>b. 最低責任準備金の算定方法の記載例</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・代行給付相当額の算出については第8号方法を用いた。</u> <u>・期ずれ解消後の厚生年金本体の利回りを付利した。</u> <p><u>c. [利率の前提]</u> <u>責任準備金(プラスアルファ部分)については、代行部分、基本プラスアルファ部分、加算部分の3行に区分し、3つの予定利率を記載することも可。</u></p>	<p><u>計画作成日は、計画の基準となる決算年度の決算報告書を議決した代議員会の開催日以降、計画の基準となる決算年度の翌事業年度の決算報告書を議決した代議員会の開催日の前日及び計画を議決した代議員会の開催日以前となる。</u></p> <p><u>年度途中を解散予定日としているときの記載方法について、例えば、解散予定日が平成26年12月末であり、確定している直前の決算が平成24年度であるときには、「平成24年度」、「平成25年度」、「平成26年4月から12月」の財政の見通しを記入する。</u></p>

【変更理由】

平成25年改正法等への対応

【変更前】

(新規)

【変更後】

様式⑱-イ 解散計画

基金番号：
基金名：
設立年月日：
設立形態：
計画作成日：

1. 適用開始日、解散予定日及びスケジュール

適用開始日：平成 年 月 日
解散予定日：平成 年 月 日

解散までのスケジュール

(注) 解散方針の代議員会議決日、記録整理のスケジュール、同意書取得のスケジュール等を詳細に記載すること。

2. 解散予定日における積立目標

責任準備金・最低積立基準額・最低責任準備金に対して 倍

3. 事業及び財産の現状

設立事業所数： 事業所 純資産額： 百万円
加入員数： 人 責任準備金： 百万円 ()
受給者数： 人 最低積立基準額： 百万円 ()
受給待期脱退者数： 人 最低責任準備金： 百万円 ()

(注1) 計画作成時点で確定している直前の決算年度の末日における実績を記載すること。
(注2) ()内には、当該債務の額に対する純資産額の比率を記載すること。

4. 積立目標の達成のために必要な具体的措置

① 積立目標の達成のために必要な掛金

掛金(率)変更日	変更後の掛金(率) (代行、基本プラスアルファ、加算、特別、特例ごとに記入)
平成 年 月 日	

解散計画実施直前の掛金(率)： _____

② その他積立目標の達成のために予定している具体的措置 (予定している場合のみ)

(注1) 具体的措置の実施年月日及びその内容を記載すること。
(注2) 具体的措置の実施又は実施年月日について代議員会で議決した場合は、代議員会で議決した旨を記載すること。

5. 具体的措置に伴う財政の見通し

(金額単位：百万円)

年 度								
掛 金 等 収 入								
運 用 収 益								
給 付 費 等 支 出								
年 度 末 純 資 産 ①								
年 度 末 責 任 準 備 金 ②								
積 立 水 準 ① / ②								
年 度 末 最 低 積 立 基 準 額 ③								
積 立 水 準 ① / ③								
年 度 末 最 低 責 任 準 備 金 ④								
積 立 水 準 ① / ④								

最低責任準備金の算定方法：

- (注1) 上表の最も左の欄には、計画作成時点で確定している直前の決算年度に係る実績を記載し、以後解散予定日の属する事業年度の前事業年度までの各事業年度及び解散予定日における見通しを記載すること。
- (注2) 原則として、解散予定日における上記2. で定めた積立目標とする債務に対する積立水準が、計画作成時点で確定している直前の決算年度に比べて低下しないものであること。
- (注3) 上記にかかわらず、計画作成時点で確定している直前の決算年度における純資産額が最低責任準備金の額を下回っている場合は、解散予定日における最低責任準備金に対する積立水準が低下しないか又は最低責任準備金の額から純資産額を控除した額が拡大しないものであること。
- (注4) 最低責任準備金の算定方法の欄には、財政の見通し作成に当たって基金において選択した代行給付費の算定方法及び厚生年金本体の利回りの付利の方法等について記載すること。

[利率の前提]

(単位：%)

純 資 産 額							
責任準備金(プラスアルファ部分)							
プラスアルファ部分の最低積立基準額							
最 低 責 任 準 備 金							

[計画作成時点で確定している直前の決算年度における掛金徴収の状況]

※計画実施前後で掛金の算定の基礎となる給与に変更がない場合であって、計画実施後の規約上掛金(率)が、上記4. ①に記載した解散計画実施直前の掛金(率)より低下しない場合には、記載は不要であること。

① / ② %
 ①' / ② %

① 直前の決算年度に基金が徴収した掛金の総額	千円
①' 直前の決算年度に計画の適用開始日における規約上掛金(率)を適用した場合に、基金が徴収していたと考えられる掛金の総額の推計値	千円
② 直前の決算年度における加入員の標準報酬月額及び標準賞与額の総額	千円

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応

【変更前】

(新規)

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>様式⑱-イ' 代行返上計画</p>	<p>1. 書類の作成</p> <p><u>代行返上計画を新たに作成する場合に作成する。</u></p> <p>3. 事業及び財産の現状</p> <p><u>採用した最低責任準備金の算定方法に関わらず、決算の実績を記載する。</u></p> <p>5. 具体的措置に伴う財政の見通し</p> <p>a. <u>計画作成時点で確定している直前の決算年度</u> <u>「掛金等収入」「運用収益」「給付費等支出」は「一」を記載し、「年度末責任準備金」「年度末最低積立基準額」「年度末最低責任準備金」は採用した最低責任準備金の算定方法に基づく額を記載する。</u></p> <p>b. <u>最低責任準備金の算定方法の記載例</u> <u>・代行給付相当額の算出については第8号方法を用いた。</u> <u>・期ずれ解消後の厚生年金本体の利回りを付利した。</u></p> <p>c. <u>[利率の前提]</u> <u>責任準備金（プラスアルファ部分）については、代行部分、基本プラスアルファ部分、加算部分の3行に区分し、3つの予定利率を記載することも可。</u></p>	<p><u>計画作成日は、計画の基準となる決算年度の決算報告書を議決した代議員会の開催日以降、計画の基準となる決算年度の翌事業年度の決算報告書を議決した代議員会の開催日の前日及び計画を議決した代議員会の開催日以前となる。</u></p>

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応

【変更前】

(新規)

【変更後】

様式⑱-イ' 代行返上計画

基金番号：
基金名：
設立年月日：
設立形態：
計画作成日：

1. 適用開始日、代行返上予定日及びスケジュール

適用開始日：平成 年 月 日
代行返上予定日：平成 年 月 日

代行返上までのスケジュール

[Empty box for the schedule]

(注) 代行返上方針の代議員会議決日、記録整理のスケジュール、同意書取得のスケジュール等を詳細に記載すること。

2. 代行返上予定日における積立目標

責任準備金・最低積立基準額・最低責任準備金に対して 倍

3. 事業及び財産の現状

設立事業所数： 事業所 純資産額： 百万円
加入員数： 人 責任準備金： 百万円 ()
受給者数： 人 最低積立基準額： 百万円 ()
受給待期脱退者数： 人 最低責任準備金： 百万円 ()

(注1) 計画作成時点で確定している直前の決算年度の末日における実績を記載すること。
(注2) ()内には、当該債務の額に対する純資産額の比率を記載すること。

4. 積立目標の達成のために必要な具体的措置

① 積立目標の達成のために必要な掛金

掛金(率)変更日	変更後の掛金(率) (代行、基本プラスアルファ、加算、特別、特例ごとに記入)
平成 年 月 日	

代行返上計画実施直前の掛金(率)：

② その他積立目標の達成のために予定している具体的措置 (予定している場合のみ)

[Empty box for specific measures]

(注1) 具体的措置の実施年月日及びその内容を記載すること。
(注2) 具体的措置の実施又は実施年月日について代議員会で議決した場合は、代議員会で議決した旨を記載すること。

5. 具体的措置に伴う財政の見通し

(金額単位：百万円)

年 度								
掛 金 等 収 入								
運 用 収 益								
給 付 費 等 支 出								
年 度 末 純 資 産 ①								
年 度 末 責 任 準 備 金 ②								
積立水準① / ②								
年 度 末 最 低 積 立 基 準 額 ③								
積立水準① / ③								
年 度 末 最 低 責 任 準 備 金 ④								
積立水準① / ④								

最低責任準備金の算定方法：

- (注1) 上表の最も左の欄には、計画作成時点で確定している直前の決算年度に係る実績を記載し、以後代行返上予定日の属する事業年度の前事業年度までの各事業年度及び代行返上予定日における見通しを記載すること。
- (注2) 原則として、代行返上予定日における上記2. で定めた積立目標とする債務に対する積立水準が、計画作成時点で確定している直前の決算年度に比べて低下しないものであること。
- (注3) 上記にかかわらず、計画作成時点で確定している直前の決算年度における純資産額が最低責任準備金の額を下回っている場合は、代行返上予定日における純資産額が最低責任準備金の額を上回るものであること。
- (注4) 最低責任準備金の算定方法の欄には、財政の見通し作成に当たって基金において選択した代行給付費の算定方法及び厚生年金本体の利回りの付利の方法等について記載すること。

[利率の前提]

(単位：%)

純 資 産 額							
責任準備金(プラスアルファ部分)							
プラスアルファ部分の最低積立基準額							
最 低 責 任 準 備 金							

[計画作成時点で確定している直前の決算年度における掛金徴収の状況]

※計画実施前後で掛金の算定の基礎となる給与に変更がない場合であって、計画実施後の規約上掛金(率)が、上記4. ①に記載した代行返上計画実施直前の掛金(率)より低下しない場合には、記載は不要であること。

① / ② %

①' / ② %

① 直前の決算年度に基金が徴収した掛金の総額	千円
①' 直前の決算年度に計画の適用開始日における規約上掛金(率)を適用した場合に、基金が徴収していたと考えられる掛金の総額の推計値	千円
② 直前の決算年度における加入員の標準報酬月額及び標準賞与額の総額	千円

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応

【変更前】

(新規)

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
<u>様式⑱-エ</u> <u>解散計画</u> <u>(計画変更用)</u>	<u>1. 書類の作成</u> <u>解散計画を実施中の基金が計画を変更する場合に作成する。</u> <u>様式⑱-イに準じて作成する。</u> <u>5. 具体的措置に伴う財政の見通し</u> <u>計画作成時点で確定している直前の決算年度の「掛金等収入」「運用収益」「給付費等支出」は「—」を記載するが、その翌年度以降の確定している年度については実績を記載する。</u>	<u>計画作成日は、様式⑱-イに記載したものと同一とする。</u>

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応

【変更前】

(新規)

【変更後】

様式⑱-エ 解散計画 (計画変更用)

基金番号：
基金名：
設立年月日：
設立形態：
計画作成日：

1. 適用開始日、解散予定日、変更開始日及びスケジュール

適用開始日：平成 年 月 日
変更開始日：平成 年 月 日
解散予定日：平成 年 月 日

(注1) 適用開始日の欄には、当初作成した計画の適用開始日を記載すること。
(注2) 変更開始日の欄には、当該計画の変更の適用を開始する日を記載すること。

解散までのスケジュール

[Empty box for dissolution schedule]

(注) 解散方針の代議員会議決日、記録整理のスケジュール、同意書取得のスケジュール等を詳細に記載すること。

2. 変更の内容及び理由

[Empty box for change content and reasons]

(注) 当初作成した計画から変更した事項の概要及び変更の理由を記載すること。

3. 解散予定日における積立目標

責任準備金・最低積立基準額・最低責任準備金に対して 倍

4. 事業及び財産の現状

設立事業所数： 事業所 純資産額： 百万円
加入員数： 人 責任準備金： 百万円 ()
受給者数： 人 最低積立基準額： 百万円 ()
受給待期脱退者数： 人 最低責任準備金： 百万円 ()

(注1) 計画作成時点で確定している直前の決算年度の末日における実績を記載すること。
(注2) ()内には、当該債務の額に対する純資産額の比率を記載すること。

5. 積立目標の達成のために必要な具体的措置

① 積立目標の達成のために必要な掛金

掛金(率)変更日	変更後の掛金(率) (代行、基本プラスアルファ、加算、特別、特例ごとに記入)
平成 年 月 日	

(注) 当初作成した計画の適用開始日にかかる掛金から記載すること。

② その他積立目標の達成のために予定している具体的措置（予定している場合のみ）

--

（注1）当該変更後の計画作成時点で予定している具体的措置がある場合に、その実施年月日及び内容を記載すること。

（注2）具体的措置の実施又は実施年月日について代議員会で議決した場合は、代議員会で議決した旨を記載すること。

6. 具体的措置に伴う財政の見通し

（金額単位：百万円）

年 度								
掛 金 等 収 入								
運 用 収 益								
給 付 費 等 支 出								
年 度 末 純 資 産 ①								
年 度 末 責 任 準 備 金 ②								
積 立 水 準 ① / ②								
年 度 末 最 低 積 立 基 準 額 ③								
積 立 水 準 ① / ③								
年 度 末 最 低 責 任 準 備 金 ④								
積 立 水 準 ① / ④								

最低責任準備金の算定方法：

（注1）上表の最も左の欄には、計画作成時点で確定している直前の決算年度に係る実績を記載すること。

（注2）当該変更後の計画作成時点で確定している直前の決算年度までの各事業年度については実績を、以後解散予定日の属する事業年度の前事業年度までの各事業年度及び解散予定日については見通しを記載すること。

（注3）原則として、解散予定日における上記3. で定めた積立目標とする債務に対する積立水準が、計画作成時点で確定している直前の決算年度に比べて低下しないものであること。

（注4）上記にかかわらず、計画作成時点で確定している直前の決算年度における純資産額が最低責任準備金の額を下回っている場合は、解散予定日における最低責任準備金に対する積立水準が低下しないか又は最低責任準備金の額から純資産額を控除した額が拡大しないものであること。

（注5）最低責任準備金の算定方法の欄には、基金において選択した代行給付費の算定方法及び厚生年金本体の利回りの付利の方法等について記載すること。

[利率の前提]

（単位：％）

純 資 産 額								
責任準備金(プラスアルファ部分)								
プラスアルファ部分の最低積立基準額								
最 低 責 任 準 備 金								

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応

【変更前】

(新規)

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
<u>様式⑱-エ'</u> <u>代行返上計画</u> <u>(計画変更用)</u>	<u>1. 書類の作成</u> <u>代行返上計画を実施中の基金が代行返上計画を変更する場合に作成する。</u> <u>様式⑱-イ' に準じて作成する。</u> <u>5. 具体的措置に伴う財政の見通し</u> <u>計画作成時点で確定している直前の決算年度の「掛金等収入」「運用収益」</u> <u>「給付費等支出」は「一」を記載するが、その翌年度以降の確定している年度</u> <u>については実績を記載する。</u>	<u>計画作成日は、提出した</u> <u>様式⑱-イ' に記載し</u> <u>たものと同一とする。</u>

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応

【変更前】

(新規)

【変更後】

様式⑱-エ' 代行返上計画 (計画変更用)

基金番号:

基金名:

設立年月日:

設立形態:

計画作成日:

1. 適用開始日、代行返上予定日、変更開始日及びスケジュール

適用開始日:平成 年 月 日

変更開始日:平成 年 月 日

代行返上予定日:平成 年 月 日

(注1) 適用開始日の欄には、当初作成した計画の適用開始日を記載すること。

(注2) 変更開始日の欄には、当該計画の変更の適用を開始する日を記載すること。

代行返上までのスケジュール

[Empty box for the schedule]

(注) 代行返上方針の代議員会議決日、記録整理のスケジュール、同意書取得のスケジュール等を詳細に記載すること。

2. 変更の内容及び理由

[Empty box for the content and reasons]

(注) 当初作成した計画から変更した事項の概要及び変更の理由を記載すること。

3. 代行返上予定日における積立目標

責任準備金・最低積立基準額・最低責任準備金に対して _____ 倍

4. 事業及び財産の現状

設立事業所数:	事業所	純資産額:	百万円
加入員数:	人	責任準備金:	百万円 ()
受給者数:	人	最低積立基準額:	百万円 ()
受給待期脱退者数:	人	最低責任準備金:	百万円 ()

(注1) 計画作成時点で確定している直前の決算年度の末日における実績を記載すること。

(注2) ()内には、当該債務の額に対する純資産額の比率を記載すること。

5. 積立目標の達成のために必要な具体的措置

① 積立目標の達成のために必要な掛金

掛金(率)変更日	変更後の掛金(率) (代行、基本プラスアルファ、加算、特別、特例ごとに記入)
平成 年 月 日	

(注) 当初作成した計画の適用開始日にかかる掛金から記載すること。

② その他積立目標の達成のために予定している具体的措置（予定している場合のみ）

--

(注1) 当該変更後の計画作成時点で予定している具体的措置がある場合に、その実施年月日及び内容を記載すること。

(注2) 具体的措置の実施又は実施年月日について代議員会で議決した場合は、代議員会で議決した旨を記載すること。

6. 具体的措置に伴う財政の見通し

(金額単位：百万円)

年 度								
掛 金 等 収 入								
運 用 収 益								
給 付 費 等 支 出								
年 度 末 純 資 産 ①								
年 度 末 責 任 準 備 金 ②								
積 立 水 準 ① / ②								
年 度 末 最 低 積 立 基 準 額 ③								
積 立 水 準 ① / ③								
年 度 末 最 低 責 任 準 備 金 ④								
積 立 水 準 ① / ④								

最低責任準備金の算定方法：

(注1) 上表の最も左の欄には、計画作成時点で確定している直前の決算年度に係る実績を記載すること。

(注2) 当該変更後の計画作成時点で確定している直前の決算年度までの各事業年度については実績を、以後代行返上予定日の属する事業年度の前事業年度までの各事業年度及び代行返上予定日については見通しを記載すること。

(注3) 原則として、代行返上予定日における上記3. で定めた積立目標とする債務に対する積立水準が、計画作成時点で確定している直前の決算年度に比べて低下しないものであること。

(注4) 上記にかかわらず、計画作成時点で確定している直前の決算年度における純資産額が最低責任準備金の額を下回っている場合は、代行返上予定日における純資産額が最低責任準備金の額を上回るものであること。

(注5) 最低責任準備金の算定方法の欄には、基金において選択した代行給付費の算定方法及び厚生年金本体の利回りの付利の方法等について記載すること。

[利率の前提]

(単位：%)

純 資 産 額								
責任準備金(プラスアルファ部分)								
プラスアルファ部分の最低積立基準額								
最 低 責 任 準 備 金								

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応

【変更前】

(新規)

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
<u>様式⑱-オ 解散・代行返上計 画の実施状況</u>	<u>1. 書類の作成</u> <u>解散・代行返上計画を実施中の基金が責任準備金及び最低積立基準額の明細書付属書に添付する書類として作成する。</u> <u>様式⑱-イ、イ'、エ及びエ' に準じて作成する。</u>	<u>「1. 財政検証の年度」は、当該様式を添付した決算報告書の事業年度を記載する。</u>

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応

【変更前】

(新規)

【変更後】

様式⑱一オ 解散・代行返上計画の実施状況

(注) 解散または代行返上のいずれかを○で囲むこと。

1. 財政検証の年度

平成 年度

2. 計画の適用開始日等

適用開始日：平成 年 月 日

変更開始日：平成 年 月 日

解散・代行返上予定日：平成 年 月 日

(注) 解散または代行返上のいずれかを○で囲むこと。

(注) 変更開始日の欄には、計画の変更を行ったことがある場合にのみ当該変更の適用を開始した日を記載することとし、変更の回数に応じて適宜欄を増加させること。

3. 解散・代行返上予定日における積立目標

(注) 解散または代行返上のいずれかを○で囲むこと。

責任準備金・最低積立基準額・最低責任準備金に対して 倍

6. 計画変更の必要性 (該当する□に/を記し、必要事項を記入)

計画の変更が必要 (別途変更後の計画を提出)

※当初計画の作成時点で織り込んでいなかった事項を見通しに反映させる場合等も含む。

修正は必要なく、継続実施

→ 積立水準の推計

(金額単位：百万円)

年 度								
掛 金 等 収 入								
運 用 収 益								
給 付 費 等 支 出								
年度末純資産①								
年度末責任準備金②								
積立水準①/②								
年度末最低積立基準額③								
積立水準①/③								
年度末最低責任準備金④								
積立水準①/④								

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応

厚生年金基金実務基準第2号 厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

第II章 年金数理人の所見

【変更前】

項 目	実 務 基 準 内 容	例 示
第1 所見の必要時期	<p>厚生年金保険法第176条の2第1項による下記の確認を行った場合には、厚生年金基金規則第75条第2項により所見を付するものとする。</p> <p>(略)</p>	
第2 所見の内容	(略)	
1. 基金設立時等の財政計算	財政再計算に準ずる。	
2. 財政再計算	<p>(1) 基礎率の算定</p> <p>(略)</p> <p>④予定昇給指数</p> <p>ア.算定方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定昇給指数の算定にあたって定昇及びベアの判断の基準となっている考え方（例えば、過去の実績を重視するのか、又は将来の見通しを重視するのか）を記入し、その妥当性についてコメントする。 ・予定昇給指数の算定において、基礎となったデータ、異常データの取扱い、その他特殊処理等について記入し、その妥当性についてコメントする。 ・ベアを見込んだ場合には、その根拠の妥当性（例えば、恣意性はないか、長期的な見通しの観点から問題はないか）についてコメントする。 ・予定昇給指数（賞与）の算定については、その算定方法を記入し、その妥当性についてコメントする。 <p>(略)</p> <p>(2) 掛金率の算定</p> <p>(略)</p> <p>④資産の配分方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選択している配分方法を記入し、その妥当性についてコメントする。 	<p>(略)</p> <p>・ベアの見込みは、過去の消費者物価指数と当基金のベア実績をもとに算定しており、現状では妥当な判断と考える。</p> <p><u>・計算基準日が平成18年3月30日までの場合標準賞与の実績が乏しいため、予定賞与率として平均的な率である0.3を使用しているが妥当な方法と考える。</u></p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p><u>前年度の数理債務及び最低責任準備金から未償却過去勤務債務残高を控除した額の比によって資産を配分しているが、これは再計算前後</u></p>

項 目	実 務 基 準 内 容	例 示
	<p>(略)</p> <p>(3) 財政運営上特に留意すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1)、(2) を総合的にみて財政運営上の将来の懸念事項があれば、これについてコメントする (必要があれば再掲すること)。 ・純資産が最低積立基準額又は最低責任準備金の <u>105%</u> のいずれか <u>高い額</u> に近づいている場合には、今後の対応についてコメントする。 <p>(注) 様式例は付録 1 を参照</p>	<p><u>における基本部分および加算部分の掛金率のバランスを維持するためのものであり、妥当な判断と考える。</u></p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>

【変更後】

項 目	実 務 基 準 内 容	例 示
<p>第 1 所見の必要時期</p> <p>第 2 所見の内容</p> <p>1. 基金設立時等の財政計算</p> <p>2. 財政再計算</p>	<p>厚生年金保険法第 176 条の 2 第 1 項による下記の確認を行った場合には、厚生年金基金規則第 75 条第 2 項により所見を付するものとする。</p> <p><u>なお、解散計画等を実施している基金にあつては様式①” -イに代えて様式①” -ウ「所見 (その他用)」を使用すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>財政再計算に準ずる。</p> <p>(1) 基礎率の算定</p> <p>(略)</p> <p>④ 予定昇給指数</p> <p>ア. 算定方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定昇給指数の算定にあたって定昇及びベアの判断の基準となっている考え方 (例えば、過去の実績を重視するのか、又は将来の見通しを重視するのか) を記入し、その妥当性についてコメントする。 ・予定昇給指数の算定において、基礎となったデータ、異常データの取扱い、その他特殊処理等について記入し、その妥当性についてコメントする。 ・ベアを見込んだ場合には、その根拠の妥当性 (例えば、恣意性はないか、長期的な見通しの観点から問題はないか) についてコメントする。 ・予定昇給指数 (賞与) の算定については、その算定方法を記入し、その妥当性についてコメントする。 <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>・ベアの見込みは、過去の消費者物価指数と当基金のベア実績をもとに算定しており、現状では妥当な判断と考える。</p> <p>(略)</p>

項 目	実 務 基 準 内 容	例 示
	<p>(2) 掛金率の算定</p> <p>(略)</p> <p>④資産の配分方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 選択している配分方法を記入し、その妥当性についてコメントする。 <p>(略)</p> <p>(3) 財政運営上特に留意すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (1)、(2) を総合的にみて財政運営上の将来の懸念事項があれば、これについてコメントする (必要があれば再掲すること)。 ・ 純資産が最低積立基準額又は最低責任準備金の <u>150%</u> のいずれか <u>小さい額</u> に近づいている場合には、今後の対応についてコメントする。 ・ <u>解散計画等を実施している場合 (作成時を含む) であって、当該財政計算結果に基づく標準掛金を適用しないことが適当であると判断した場合はその理由についてコメントする。</u> ・ <u>解散計画等を実施している場合にあっては、通常の財政検証に基づく掛金の上限を超えていないか否かについてコメントする。</u> <p>(注) 様式例は付録 1 を参照</p>	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>代行部分に特別掛金が生じないように資産を充当し、その残余の資産を今回の財政計算の基準日における財政計算後の基本プラスアルファ部分及び加算部分の数理債務の額の比によって按分しているが、これは前回の財政計算と同様の方法であり、妥当な判断と考える。</u> <p>(略)</p> <p>(略)</p>

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応、より適切な表現への修正

【変更前】

項 目	実 務 基 準 内 容	例 示
3. 決算	<p>(1) 当年度の財政状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当年度に大幅な剰余又は不足が発生している場合には、その要因について分析し、コメントする。 <p>(2) 財政検証結果について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・純資産が責任準備金を下回った場合、純資産が最低積立基準額又は最低責任準備金の<u>105%</u>のいずれか<u>高い</u>額以下となった場合、あるいは数理上資産額が積立上限額を上回った場合には、今後の対応についてコメントする。 <p>(3) 財政運営上特に留意すべき事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繰越不足金がある場合には、繰越不足金を解消した場合の掛金率を示すとともに、当該決算時に解消させない場合には、その影響についてコメントする。 ・純資産が最低積立基準額又は最低責任準備金の<u>105%</u>のいずれか<u>高い</u>額に近づいている場合には、特例掛金の徴収又は過去勤務債務の償却方法や償却年数の変更、繰越不足金の解消等の変更計算の検討を要請する。 ・人員関係等の推移及び当年度不足金の推移を提示して懸念事項があれば、これについてコメントする。 <p>(略)</p> <p>(注) 様式例は付録2を参照</p>	(略)
4. 変更計算	<p>(略)</p> <p>(3) 財政運営上特に留意すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1)、(2)を総合的にみて財政運営上の将来の懸念事項があれば、これについてコメントする(必要があれば再掲すること)。 ・変更に伴って財政運営上に懸念される事項があれば、これについてコメントする。 	(略)
5. 年金経理から業務経理への繰入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・業務経理への繰入れを行う場合には、財政上に悪影響を及ぼすことをコメントする。 <p>(注) 様式例は付録3を参照</p>	(略)

【変更後】

項 目	実 務 基 準 内 容	例 示
3. 決算	<p>(1) 当年度の財政状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当年度に大幅な剰余又は不足が発生している場合には、その要因について分析し、コメントする。 <p>(2) 財政検証結果について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・純資産が責任準備金を下回った場合、純資産が最低積立基準額又は最低責任準備金の<u>150%</u>のいずれか<u>小さい</u>額以下となった場合、あるいは数理上資産額が積立上限額を上回った場合には、今後の対応についてコメントする。 <p>(3) 財政運営上特に留意すべき事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繰越不足金がある場合には、繰越不足金を解消した場合の掛金率を示すと 	(略)

項 目	実 務 基 準 内 容	例 示
4. 変更計算	<p>もに、当該決算時に解消させない場合には、その影響についてコメントする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・純資産が最低積立基準額又は最低責任準備金の <u>150%</u> のいずれか <u>小さい</u> 額に近づいている場合には、特例掛金の徴収又は過去勤務債務の償却方法や償却年数の変更、繰越不足金の解消等の変更計算の検討を要請する。 ・人員関係等の推移及び当年度不足金の推移を提示して懸念事項があれば、これについてコメントする。 <p>(略)</p> <p>(注) 様式例は付録 <u>2 および 3</u> を参照</p> <p>(略)</p> <p>(3) 財政運営上特に留意すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1)、(2) を総合的にみて財政運営上の将来の懸念事項があれば、これについてコメントする (必要があれば再掲すること)。 ・変更に伴って財政運営上に懸念される事項があれば、これについてコメントする。 ・<u>解散計画等を実施している場合 (作成時を含む) であって、当該変更計算結果に基づく標準掛金を適用しないことが適当であると判断した場合はその理由についてコメントする。</u> ・<u>解散計画等を実施している場合にあっては、通常の財政検証に基づく掛金の上限を超えていないか否かについてコメントする。</u> 	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
5. 年金経理から業務経理への繰入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・業務経理への繰入れを行う場合には、財政上に悪影響を及ぼすことをコメントする。 <p>(注) 様式例は付録 <u>4</u> を参照</p>	<p>(略)</p>

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応

【変更前】

[付録 2] 財政検証時における所見の様式例

1. 当年度の財政状況について

- 特になし
- 以下のとおり

2. 財政検証結果について

- 純資産が責任準備金以上である。
- 純資産が最低積立基準額又は最低責任準備金の 105%のいずれか高い額以上である。
- 教理上資産額が積立上限額以下となっている。
- 以下のとおり

3. 財政運営上特に留意すべき事項について

- 特になし
- 以下のとおり

【変更後】

【付録2】 財政検証時における所見の様式例

1. 当年度の財政状況について

- 特になし
- 以下のとおり

2. 財政検証結果について

- 純資産が責任準備金以上である。
- 純資産が最低積立基準額又は最低責任準備金の 150% のいずれか 小さい 額以上である。
- 教理上資産額が積立上限額以下となっている。
- 以下のとおり

3. 財政運営上特に留意すべき事項について

- 特になし
- 以下のとおり

【変更理由】

平成25年改正法等への対応

【変更前】

(新規)

【変更後】

[付録3] 解散計画等を実施している場合の財政検証時における所見の様式例

積立目標の達成が見込まれる

以下のとおり

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応

【変更前】

[付録3] 年金経理から業務経理への繰入れにおける所見の様式例

- 年金財政の現状からみて特に問題なし
- 以下のとおり

【変更後】

[付録4] 年金経理から業務経理への繰入れにおける所見の様式例

- 年金財政の現状からみて特に問題なし
- 以下のとおり

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応

厚生年金基金実務基準第2号 厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

第三章 継続的な財政診断

【変更前】

項目	実務基準内容	備考
1. 実施時期	各四半期ごと	
2. 継続的な財政診断の内容	<p>基金から提出された業務報告書の写しに基づき、下記の観点から掛金計算の見直しが必要かどうかを判断し、意見書を基金に提出するものとする。</p> <p>なお、掛金計算の見直しが必要であると判断した場合には、その理由を必ず記載するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 選択一時金の選択状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近の決算時点において純資産が最低積立基準額又は最低責任準備金の <u>10</u> <u>5</u> %のいずれか <u>高い</u> 額に近づいている場合で選択一時金の裁定実績に大幅な増加がないか。 <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>

【変更後】

項目	実務基準内容	備考
1. 実施時期	各四半期ごと	
2. 継続的な財政診断の内容	<p>基金から提出された業務報告書の写しに基づき、下記の観点から掛金計算の見直しが必要かどうかを判断し、意見書を基金に提出するものとする。</p> <p>なお、掛金計算の見直しが必要であると判断した場合には、その理由を必ず記載するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 選択一時金の選択状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近の決算時点において純資産が最低積立基準額又は最低責任準備金の <u>15</u> <u>0</u> %のいずれか <u>小さい</u> 額に近づいている場合で選択一時金の裁定実績に大幅な増加がないか。 <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
<u>3. 業務委託先に所属していない年金数理人の財政診断</u>	<p><u>基金の財政状況を的確に把握するため、基金から業務報告書の写し、財政検証に係る数理に関する書類、財政計算を行った場合は財政計算に係る数理に関する書類及びその他必要と判断した書類の提出を受けること。</u></p> <p><u>診断内容については、2. 継続的な財政診断の内容に準じる。</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>平成31年4月1日時点において存続している基金が対象。</u></p>

【変更理由】

平成25年改正法等への対応

厚生年金基金実務基準第2号 厚生年金基金の財政運営に関する実務基準 掛金分離前の財政運営基準を適用する場合の補足

【変更前】

- ・平成25年3月31日以降の財政検証で、前回改正後の財政運営基準に基づく財政計算を適用前の財政検証を行う場合
- ・前回改正後の財政運営基準に基づく財政計算を適用前であつ平成25年3月31日以降を基準日として「最低積立基準額及び最低責任準備金の確保」による変更計算のみを行う場合

上記の場合については、当実務基準のうち、以下の項目を読み替えて適用すること。

【変更後】

1. 平成25年3月31日以降の財政検証で、平成22年1月15日付通知『「代行保険料率の算定に関する取扱いについて」等の一部改正について』(年発第0115第1号)第3による改正後の財政運営基準(以下、「掛金分離後の財政運営基準」)に基づく財政計算を適用前の基金が財政検証を行う場合
2. 掛金分離後の財政運営基準に基づく財政計算を適用前であつ以下に該当する場合
 - ・平成25年3月31日以降を基準日として「最低積立基準額及び最低責任準備金の確保」による変更計算のみを行う場合
 - ・掛金適用日が解散計画等の適用開始日以降となる第4-1-(2)又は第4-1-(3)のア～エによる財政計算を行う場合

上記の場合については、当実務基準のうち、以下の項目を読み替えて適用すること。

【変更理由】

平成25年改正法等への対応、より適切な表現への修正

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>第3-3-(3) -ア 数理債務</p>	<p>原始数理債務 = 給付現価 + 特例掛金収入現価 - 規約上標準掛金収入現価 - 政府負担金現価</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本部分にあつては、規約上標準掛金は規約上掛金と数理上掛金のいずれか小さいものであること 原始数理債務を求める基本部分の標準掛金は、前回財政計算時（<u>前回財政計算の基準日が平成16年3月31日より前の場合には平成16年度財政検証時</u>）に設定したものを、次回財政計算時まで継続して使用する。 <u>『「厚生年金基金の財政運営について」の一部改正等について（平成21年7月10日 年発0710第5号）』（以下「弾力化通知」という。）『第2「厚生年金基金の財政運営について」の特例的扱いについて』の1（以下「掛金引上げ猶予」という。）を適用している場合においては、「特例掛金収入現価」及び「規約上標準掛金収入現価」は、掛金引上げ猶予後の規約上掛金率に基づいて算定すること。なお、この場合においても、基本部分の規約上標準掛金は、掛金引上げ猶予後の規約上掛金と数理上掛金のいずれか小さいものを使用すること。</u> 将来期間に係る代行支給義務の免除（以下「支給義務免除」という。）があつた場合の原始数理債務の算定にあつては、将来期間に係る代行給付がないものをして算定する。ただし、支給義務免除があり、基本部分の掛金率について当第4-3-(9)-イのただし書きの算定を適用した場合の原始数理債務は、支給義務免除がないものとして計算した原始数理債務から、支給義務免除後の期間について支給義務免除がないものとして計算した免除保険料または代行保険料（同号ただし書きの注に従い補正を行っている場合は、当該補正後の率を使用）の、財政計算上の予定利率による元利合計を控除した額とすることができる。 <p>数理債務 = 原始数理債務 - 代行部分過去給付現価</p> <p>代行部分過去給付現価 = 代行部分給付現価 - 代行部分給付現価（将来分） * 上記給付現価は政府負担金控除後</p> <ul style="list-style-type: none"> 支給義務免除があつた場合の代行部分過去給付現価は、原始数理債務の算定方法と同様に算定する。 代行部分給付現価（将来分）は、連合会移換者の判定において基準日以前の勤務期間を算入した場合の給付現価とすることを原則とする。（新基準に基づく財政計算を実施していない場合でも、同様の取扱いとする。） <p>○基本部分における簡便な算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本部分の数理債務額への影響が軽微な場合は、簡便な方法を用いて算定することも可とする。 	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「中途脱退者が老齢年金給付を受ける権利を取得した場合における現価相当額（平成22年1月15日告示）による連合会移換者にかかる移換額の見込みの変更」についての財政検証への反映時期については、第4-3-(2)-7の[連合会移換者に係る移換額]の備考欄を参照のこと。 <p>(略)</p> <p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○政府負担金現価（過去分） <ul style="list-style-type: none"> 標準報酬ベースで平成12年法改正前若しくは平成16年法改正前の政府負担金の算定式に基づき計算 ○移換金給付見込み <ul style="list-style-type: none"> 全員が基金から老齢給

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>○基本部分における簡便な算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本部分の数理債務額への影響が軽微な場合は、簡便な方法を用いて算定することも可とする。 <p>(略)</p>	<p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○政府負担金現価(過去分) <ul style="list-style-type: none"> 標準報酬ベースで平成12年法改正前若しくは平成16年法改正前の政府負担金の算定式に基づき計算 ○連合会移換廃止未反映の場合の移換金給付見込み <ul style="list-style-type: none"> 全員が基金から老齢給付を受給する前提で計算 <ul style="list-style-type: none"> (移換現価率の予定利率と基金の予定利率とに大きな乖離がない場合) 連合会移換者の実績を勘案し、全員が65歳支給開始であるものとして、プラスアルファ部分で使用する移換現価率を全体に適用して計算 <p>(略)</p>

【変更理由】

平成25年改正法等への対応、誤植の修正

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
第4-1-(3) 変更計算 一オ 責任準備金の 確保	<p>「財政検証の基準日において、純資産額が責任準備金を下回った場合。ただし、その下回った額が、資産評価調整加算（控除）額（控除の場合は負値）と「許容繰越不足金」の合計額以下の場合には、基金の判断により、基金の事業運営の安定性に配慮する見地から変更計算を留保することができる。」</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p>

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
第4-1-(3) 変更計算 一オ 責任準備金の 確保	<p>「財政検証の基準日において、純資産額が責任準備金を下回った場合（<u>解散計画等を実施している場合を除く</u>）。ただし、その下回った額が、資産評価調整加算（控除）額（控除の場合は負値）と「許容繰越不足金」の合計額以下の場合には、基金の判断により、基金の事業運営の安定性に配慮する見地から変更計算を留保することができる。」</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p>

【変更理由】

平成25年改正法等への対応

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>第4-4-(2) 基礎率 ーク その他の基礎率</p>	<p>[連合会移換者に係る移換額]</p> <ul style="list-style-type: none"> 連合会移換者に係る移換額の見込みは、下記の通り行うこと。 <p>★代行部分に係る移換額 原則として、「中途脱退者が老齢年金給付を受ける権利を取得した場合における現価相当額（平成22年1月15日告示）」にある年金現価率を使用すること</p> <p>★基本上乗せ部分に係る移換額 移換先の規約に定める移換現価率の実績及び将来の見通しに基づいて、年金財政の健全性を勘案して合理的に決定した予定利率及び予定死亡率にて算出した年金現価率を使用すること。</p> <p>(略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「<u>中途脱退者が老齢年金給付を受ける権利を取得した場合における現価相当額（平成22年1月15日告示）</u>」による<u>連合会移換者にかかる移換額の見込み</u>の変更時期（財政検証の取扱いも含む）は以下のいずれも可とする。 <ul style="list-style-type: none"> a. 平成22年3月31日において当該移換額の見込みの改定のみを事由とする財政計算を行い、当該移換額の見込みの改定を掛金に反映する。なお、当該財政計算においては、繰越不足金を解消しないことができる（ただし、継続基準に抵触していない場合に限る）。また、平成22年3月31日付財政検証から当該移換額の見込みの改定を反映する。 b. 平成22年3月31日以降を計算基準日とする財政計算（次回財政再計算までの財政計算とすることも可）から当該移換額の見込みの改定を掛金に反映する。また、当該財政計算後に行う財政検証から当該移換額の見込みの改定を反映する。 c. 財政計算を行うことなく、平成22年3月31日以降の財政検証から当該移換額の見込みの改定の廃止を反映する。なお、次回財政再計算までの財政計算において、当該移換額の見込みの改定を掛金に反映すること。 <p>(略)</p>

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>第4-4-(2) 基礎率 ク その他の基礎率</p>	<p>[連合会移換者に係る移換額]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律により連合会移換が廃止されたことに伴い、遅くとも基本部分の標準掛金を計算する財政計算から連合会移換廃止を織り込むこと</u> ・ <u>連合会移換廃止を織り込むまでの間の</u>連合会移換者に係る移換額の見込みは、下記の通り行うこと。 <p>★代行部分に係る移換額 原則として、「中途脱退者が老齢年金給付を受ける権利を取得した場合における現価相当額（平成22年1月15日告示）」にある年金現価率を使用すること</p> <p>★基本上乗せ部分に係る移換額 移換先の規約に定める移換現価率の実績及び将来の見通しに基づいて、年金財政の健全性を勘案して合理的に決定した予定利率及び予定死亡率にて算出した年金現価率を使用すること。</p> <p>(略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>連合会移換廃止</u>の変更時期（財政検証の取扱いも含む）は以下のいずれも可とする。 a. 平成26年3月31日において当該移換の<u>廃止</u>のみを事由とする財政計算を行い、当該移換の<u>廃止</u>を掛金に反映する。なお、当該財政計算においては、繰越不足金を解消しないことができる（ただし、継続基準に抵触していない場合に限る）。また、平成26年3月31日付財政検証から当該移換の<u>廃止</u>を反映する。 b. 平成26年3月31日以降を計算基準日とする財政計算（次回財政再計算までの財政計算とすることも可）から当該の<u>廃止</u>を掛金に反映する。また、当該財政計算後に行う財政検証から当該移換の<u>廃止</u>を反映する。 c. 財政計算を行うことなく、平成26年3月31日以降の財政検証から当該移換の<u>廃止</u>を反映する。なお、次回財政再計算までの財政計算において、当該移換の<u>廃止</u>を掛金に反映すること。 <p>(略)</p>

【変更理由】

平成25年改正法等への対応

【変更前】

(新規)

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p><u>第4-4-(9)オ</u> <u>規約上掛金</u></p>	<p><u>【基本的考え方】</u> ・<u>原則、数理上掛金を四捨五入して算出する。</u></p> <p>■<u>基本部分標準掛金</u> 1. <u>数理上標準掛金を千分率で小数点以下を四捨五入したものが免除保険料率以上となる場合</u></p> <p>・<u>規約上標準掛金は、数理上標準掛金を四捨五入するか、据置くかを原則とする。ただし、健全性に配慮して切上げることや免除保険料率との差を据置くこともできる。</u></p> <p><u>当ケースの場合下記の通りとなる。</u></p> <p>・<u>原始数理債務を求める標準掛金</u> <u>規約上標準掛金又は数理上標準掛金のいずれか小さいもの</u></p> <p>・<u>規約上標準掛金となるべきもの</u> <u>数理上標準掛金を四捨五入したもの</u></p> <p>2. <u>数理上標準掛金を千分率で小数点以下を四捨五入したものが免除保険料率を下回る場合</u></p> <p>・<u>方法1：切上げ方式</u> <u>適用されることとなる免除保険料率を規約上標準掛金とする。</u></p> <p><u>当ケースの場合下記の通りとなる。</u></p> <p>・<u>原始数理債務を求める標準掛金</u> <u>数理上標準掛金</u></p> <p>・<u>規約上標準掛金となるべきもの</u> <u>数理上標準掛金を四捨五入したもの</u></p> <p>・<u>方法2：上乗せ方式</u> <u>従前の規約上標準掛金が適用されることとなる免除保険料率を下回る場合であっても、当該方法を使用することができるが、算定後の規約上標準掛金の下限は、適用されることとなる免除保険料率とする必要がある。</u></p> <p><u>規約上標準掛金</u> <u>＝max（旧規約上標準掛金＋（新数理上標準掛金－旧数理上標準掛金）、適用されることとなる免除保険料率）・端数は四捨五入する。</u></p> <p><u>当ケースの場合下記の通りとなる。</u></p> <p>・<u>原始数理債務を求める標準掛金</u> <u>数理上標準掛金</u></p> <p>・<u>規約上標準掛金となるべきもの</u> <u>数理上標準掛金を四捨五入したもの</u></p> <p>・<u>方法3：据置き方式</u> <u>掛金の切上げ前の「規約上標準掛金となるべきもの」が当該掛金の基礎となる数理上標準掛金に基づけば従前の「規約上標準掛金となるべきもの」より引下げることができる場合は、従前の「規約上標準掛金となるべきもの」を据置くことにより、下記の方法にて算出することも可</u></p> <p><u>「標準掛金」設定の順序</u> <u>(1) 数理上標準掛金の算出</u></p>	<p><u>基本部分のプラスアルファ給付に見合う掛金を確保できるような方法を選択するよう配慮すること</u> ・<u>規約上標準掛金が、数理上標準掛金を四捨五入したものを下回ることは不可</u></p> <p><u>切上げ方式の場合、プラスアルファ部分に必要な掛金率を確保できていない。従って、その分だけ財政決算において不足が発生するため、財政運営には十分留意すること。</u></p> <p><u>財政運営基準第四 3 (9) オ中の「ただし」以降の部分に定める方法</u></p> <p><u>財政運営基準第四 3 (9) オ中の「また」以降の部分に定める方法</u></p> <p><u>【方法3の特例】</u> <u>方法3を採用して、新しい「規約上標準掛金とな</u></p>

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p><u>(2) 「掛金差」の算出</u> 掛金差＝従前の「規約上標準掛金となるべきもの」－(1)で算出した数理上標準掛金</p> <p><u>(3) 規約上標準掛金の設定</u> 規約上標準掛金＝方法1による切上げ後の規約上標準掛金(免除保険料率)＋(2)で算出した「掛金差」を上限とした任意の整数値</p> <p><u>(4) 「原始数理債務を求める標準掛金」の設定</u> 原始数理債務を求める標準掛金＝(1)で算出した数理上標準掛金＋(3)で上乗せした「掛金差」を上限とした任意の値</p> <p><u>(5) 新しい「規約上標準掛金となるべきもの」の設定</u> (4)で求めた「原始数理債務を求める標準掛金」を四捨五入して設定。</p>	<p>るべきもの」が従前の「規約上標準掛金となるべきもの」よりも低く設定される場合において、次回の財政計算においても方法3を採用した場合、「規約上標準掛金となるべきもの」として、低くなる前の従前の「規約上標準掛金となるべきもの」に戻すことが可能。ただし、その場合は、規約上標準掛金に上乗せすることができる「掛金差」は、直前の財政計算時に上乗せしていた「掛金差」を上限とし、また、「原始数理債務を求める標準掛金」に含めることができる「掛金差」は、直前の財政計算時に含めていた「掛金差」を上限とする必要がある。</p> <p>・原始数理債務を求める標準掛金に掛金差を含める場合、設定によっては財政決算において不足が発生する可能性があるため、十分留意して設定すること。</p> <p>例えば、 プラスアルファ部分に必要な掛金率＝1‰、 規約上標準掛金に上乗せする掛金差＝3‰、 の場合、 原始数理債務を求める標準掛金に含める掛金差＝3‰と設定すると、プラスアルファ部分に必要な掛金率＝1‰が確保できなくなり、財政決算において不足が発生する。 (切上げ方式での留意事項と同じ)</p> <p>従って、この場合、原始数理債務を求める標準掛金に含める掛金差は2‰以下とすることが望ましい。</p> <p>・原始数理債務を求める標準掛金に含める掛金差は原則として、未償却過去勤務債務残高が負にならない範囲とすること。未償却過去勤務債務残高を負とし、</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p><u>〔特例措置〕</u> <u>上記のそれぞれの場合に定められた方法に基づいて設定した規約上標準掛金が、免除保険料率とプラスアルファ部分の給付に必要な掛金を千分率で小数点以下を切上げた掛金率（「プラスアルファ部分相当掛金率」という）を合算して得た率を下回る場合については、免除保険料率とプラスアルファ部分相当掛金率を合算して得た率を上限に、規約上標準掛金を引き上げることができる。</u></p> <p>・<u>将来期間に係る代行支給義務の免除（以下「支給義務免除」という。）があった場合の掛金の算定にあたっては、将来期間に係る代行給付がないものとして前記(1)から(9)の基準に従い算定する。</u> <u>ただし、財政の健全性に留意した上で、次の方法で算定した基本部分の掛金率を採用することも可とする。</u></p> <p><u>【方法1】</u> <u>基本部分の掛金率＝</u> <u>支給義務免除前の基本部分の規約上掛金率－支給義務免除前の免除保険料率（代行保険料率でも可）</u></p> <p><u>【方法2】</u> <u>基本部分の掛金率＝</u> <u>支給義務免除前の基本部分の数理上掛金率－支給義務免除前の代行保険料率</u></p> <p><u>(注)方法2において、基本部分と代行保険料率算定の予定利率が異なる時は、支給義務免除前の代行保険料率について適宜補正を行うものとする。</u></p>	<p><u>加算部分標準掛金率を引き下げ場合には次のような点に留意すること。</u></p> <p><u>①開放基金方式であれば基金の給与規模が減少すると一般的に不足金発生要因となるが、掛金差を上乗せすることでその影響が大きくなること。</u> <u>したがって、将来の給与規模（人員規模）の動向に留意が必要であること。</u></p> <p><u>②非継続基準において積み立て不足がある場合には、掛金率を引き下げることで、積み立てに支障が及ぶ可能性があること。</u></p> <p>・<u>当該取扱いにより引き上げた掛金を、原始数理債務を求める掛金に織り込むことはできない。</u></p> <p>・<u>方法1については、基金の予定利率が免除保険料の予定利率を下回る場合を除く</u></p> <p><u>(補正方法の例示)</u> <u>基本部分の掛金率</u> $= \frac{P_i - P_e \times P_i}{P_j}$ <u>P_i：支給義務免除前の基本部分の数理上掛金率(基金の予定</u></p>

財政運営基準	実務基準内容	備考
		<p>利率で算定)</p> <p>P_0:支給義務免除前の代行保険料率</p> <p>P_i: P_0算定における予定利率で算定した支給義務免除前の基本部分の数理上掛金率</p> <p>・支給義務免除前に 20%ルールに抵触している場合で、支給義務免除により再算定した免除保険料率が適用されない場合、財政上の健全性に留意して、</p> <p>a. 算定した代行保険料率に基づくみなしの免除保険料率又は代行保険料率を使用すること</p> <p>b. 再算定前の免除保険料率又は代行保険料率を控除すること</p> <p>のいずれも可。</p>

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応

【変更前】

様式の記入要領

様式③-① 総括表（再計算及び変更計算（一般）用）

グループ区分 区 分		基 本 部 分	加 算 部 分	
数 理 上 掛 金	標準掛金	()	()	()
	特別掛金	()	()	()
	予定償却完了日	()	()	()
	特例掛金	()	()	()
規 約 上 掛 金	標準掛金	()	()	()
	うち加入員負担分	()	()	()
	特別掛金	()	()	()
	うち加入員負担分	()	()	()
	特例掛金	()	()	()
	うち加入員負担分	()	()	()
財政方式				
プラスアルファ				
	うち将来加入員分			
代行保険料率		()		
一時払掛金額				
数理上資産額				
数理債務＋最低責任準備金 ＋最低責任準備金調整額			()	
未償却過去勤務債務残高			()	
			()	
資産の評価方法				
純資産額				
最低責任準備金			純資産／最低責任準備金	
最低積立基準額			純資産／最低積立基準額	
[備考]				

(注1) () 内は再計算もしくは変更計算の前のもの。

(注2) 備考欄には、基準日、変更計算該当事由、変更内容、数理上の特記事項及び財政運営に関し基金においてあらかじめ定めた事項を記入すること。

【変更後】

様式の記入要領

様式③-1 総括表（再計算及び変更計算（一般）用）

グループ区分 区 分		基 本 部 分	加 算 部 分	
数 理 上 掛 金	標準掛金	()	()	()
	特別掛金	()	()	()
	予定償却完了日	()	()	()
	特例掛金	()	()	()
規 約 上 掛 金	標準掛金	()	()	()
	うち加入員負担分	()	()	()
	特別掛金	()	()	()
	うち加入員負担分	()	()	()
	特例掛金	()	()	()
	うち加入員負担分	()	()	()
財政方式				
プラスアルファ				
	うち将来加入員分			
代行保険料率		()		
一時払掛金額				
数理上資産額				
数理債務＋最低責任準備金			()	
未償却過去勤務債務残高			()	
			()	
資産の評価方法				
純資産額				
最低責任準備金			純資産額／最低責任準備金	
最低積立基準額			純資産額／最低積立基準額	
[備考]				

(注1) () 内は再計算もしくは変更計算の前のもの。

(注2) 備考欄には、基準日、変更計算該当事由、変更内容、数理上の特記事項及び財政運営に関し基金においてあらかじめ定めた事項を記入すること。

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>様式③-カ’ 総括表（変更計算（積立水準確保(2)）用）</p>	<p>1. 書類の作成</p> <p><u>平成 28 年度における財政検証までにおいて、第 4-5-(2)②「積立水準の回復計画を作成して積立不足を解消する方法」を採用した場合に作成する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>様式③-カ’ と同時に提出する様式⑥-アのうち変更のない部分は提出不要。</p> <p>(略)</p>
<p><u>様式③-カ’</u> <u>総括表（変更計算（積立水準確保(3)）用）</u></p>	<p><u>1. 書類の作成</u></p> <p><u>第 4-5 「法附則 32 条第 1 項の認可を受けた基金に係る積立金の確保」を行う場合に作成する。</u></p> <p><u>2. 積立水準の回復に必要な掛金（率）</u></p> <p><u>様式③-カ’ 総括表（変更計算（積立水準確保(2)）用）の「3」と同様の方法による。</u></p> <p><u>3. 積立水準の推計</u></p> <p><u>様式③-カ’ 総括表（変更計算（積立水準確保(2)）用）の「4」と同様の方法による。</u></p>	<p><u>様式③-カ’ と同時に提出する様式⑥-アのうち変更のない部分は提出不要。</u></p> <p><u>変更部分のみを記載する。</u></p> <p><u>特別掛金は、基本・加算別に記載する。給付区分ごとに設定している場合は、給付区分ごとに掛金（率）を記載する。</u></p>

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>様式③-オ’ 総括表（変更計算（積立水準確保(2)）用）</p>	<p>1. 書類の作成</p> <p>第 4-5-(2)②「積立水準の回復計画を作成して積立不足を解消する方法」を採用した場合に作成する。</p> <p>(略)</p>	<p>様式③-オ’ と同時に提出する様式⑥-アのうち変更のない部分は提出不要。</p> <p>(略)</p>

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応

【変更前】

様式③-カ' 総括表（変更計算（積立水準確保（2））用）

1. 対象に該当することとなった事業年度
平成____年度決算

2. 積立水準の回復に必要な掛金（率）

掛金（率）変更日	変更後の掛金（率）（基本、加算、特別、特例ごとに記入）
平成 年 月 日	

回復計画実施直前の掛金（率）： _____

3. 積立水準の推計

（金額単位：百万円）

年 度								
掛金等収入								
運用収益								
給付費等支出								
年度末純資産額①								
年度末最低責任準備金②								
積立水準 ①／②								
年度末最低積立基準額③								
積立水準 ①／③								

運用利回りの前提： _____

（※）資産評価の方法として数理的評価を用いている場合は、①は数理上資産額とすることができる。

4. その他の措置の実施状況（該当する□に／を記し、必要事項を記入）

選択一時金を休止すること

- 実施中（平成 年 月 日より実施）
- 実施予定（平成 年 月 日より実施予定）
- 検討中
- 実施しない（平成 年 月 日決定）
- 選択一時金がない
- その他（ _____ ）

（注） 1. 指定基金にあつては、健全化計画と同じ前提で積立水準の回復計画を作成すること。
2. 積立水準の回復計画の前提が、健全化計画の前提と異なるに至ったときは、積立水準の回復計画の見直しを行うこと。

【変更後】

様式③-オ 総括表（変更計算（積立水準確保（2））用）

1. 対象に該当することとなった事業年度
平成____年度決算

2. 積立水準の回復に必要な掛金（率）

掛金（率）変更日	変更後の掛金（率）（基本、加算、特別、特例ごとに記入）
平成 年 月 日	

回復計画実施直前の掛金（率）： _____

3. 積立水準の推計

（金額単位：百万円）

年 度								
掛金等収入								
運用収益								
給付費等支出								
年度末純資産額①								
年度末最低責任準備金②								
積立水準 ①／②								
年度末最低積立基準額③								
積立水準 ①／③								

運用利回りの前提： _____

（※）資産評価の方法として数理的評価を用いている場合は、①は数理上資産額とすることができる。

【変更前】

様式③-カ' 総括表（変更計算（積立水準確保(3)）用）

法第85条の2に規定する責任準備金（最低責任準備金）の積立ての計画の実施状況及び変更状況

1. 財政検証の基準日における積立状況等

純資産額 円
 最低責任準備金 円
 （算定基準日：平成 年 月 日）

2. 計画変更の必要性（該当する□に／を記入）

変更が必要（変更計算を実施）

変更の必要はなく、継続実施

計画を実施するために必要な掛金

掛金（率）変更日	変更後の掛金（率）（基本、加算、特別、特例ごとに記入）
平成 年 月 日	
平成 年 月 日	
平成 年 月 日	

3. 積立水準の推計（変更が必要な場合は、次の決算年度分からは変更後の数値を記入）

(単位：百万円)

年 度	※2							
掛金等収入		()	()	()	()	()	()	()
運用収益		()	()	()	()	()	()	()
給付費等支出		()	()	()	()	()	()	()
年度末純資産額①		()	()	()	()	()	()	()
年度末最低責任準備金②		()	()	()	()	()	()	()
積立水準 ①/②	()	()	()	()	()	()	()	()
年度末最低積立基準額③		()	()	()	()	()	()	()
積立水準 ①/③	()	()	()	()	()	()	()	()

運用利回りの前提：

※1 () 内には、変更前の積立計画の数値を記入すること。

※2 初年度は、法附則第32条第1項等の認可を受けたときに作成した積立計画における初年度とすること。

※3 () 外については、決算が終了した年度までに係る数値は実績値を記入し、その翌年度以降に係る数値は、直近の積立計画における数値を記入すること。（ただし、当該計画を変更した場合は、変更後の数値を記入すること。）

4. 計画を実施するための措置（該当する□に／を（ ）内に必要事項をそれぞれ記入）

（1）必要な掛金に係る規約変更

対応済み（規約変更日：平成 年 月 日）

一部対応済み（規約変更日：平成 年 月 日）

未対応（今後の対応予定等を具体的に）

（2）選択一時金の支給の停止

対応済み（規約変更日：平成 年 月 日）

未対応（今後の対応予定等を具体的に）

（3）給付水準の引下げ

対応済み（規約変更日：平成 年 月 日）

未対応（今後の対応予定等を具体的に）

（4）その他（具体的に）

【変更後】

（削除）

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応

【変更前】

様式④ーア 計算基礎率（新設、合併設立及び分割設立用）

		基本部分		加算部分	
		男子	女子		
(1) 予定利率 (%)					
(2) 標準死亡率に乗じた率					
(3) 計算上の平均脱退率 (%)					
(4) 最終年齢 (歳)					
(5) 昇給指数 (報酬)	①最低年齢 (歳)				
	②頭打年齢 (歳)				
	③平均上昇率 (%)				
	④ベア率 (%)				
(6) 昇給指数 (賞与)	①最低年齢 (歳)				
	②頭打年齢 (歳)				
	③平均上昇率 (%)				
	④ベア率 (%)				
(7) 計算上の 新規加入員	⑤加入員数 (人)				
	⑥加入年齢 (歳)				
	⑦給与の額 (円)				
	⑧平均加入期間 (年)				

【変更後】

様式④-ア 計算基礎率（合併設立及び分割設立用）

		基本部分		加算部分	
		男子	女子		
(1) 予定利率 (%)					
(2) 標準死亡率に乗じた率					
(3) 計算上の平均脱退率 (%)					
(4) 最終年齢 (歳)					
(5) 昇給指数 (報酬)	①最低年齢 (歳)				
	②頭打年齢 (歳)				
	③平均上昇率 (%)				
	④ベア率 (%)				
(6) 昇給指数 (賞与)	①最低年齢 (歳)				
	②頭打年齢 (歳)				
	③平均上昇率 (%)				
	④ベア率 (%)				
(7) 計算上の 新規加入員	⑤加入員数 (人)				
	⑥加入年齢 (歳)				
	⑦給与の額 (円)				
	⑧平均加入期間 (年)				

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考								
<p>様式⑥－ア－3 (1)、(2) 掛金率算定表</p>	<p>1. 将来加入員</p> <p>財政方式が開放基金方式以外の場合、() を付して将来加入員の給付現価を記載する。</p> <p>2. 現在加入員（将来分）、現在加入員（過去分）</p> <p>現在加入員（将来分）には、財政計算の基準日において基金を創設し、基準日以前の勤務期間を算入しなかった場合の給付現価を記載する。 (なお基本部分の場合、掛金計算に合わせて、連合会移換者の判定において基準日以前の勤務期間を算入した場合の給付現価を記載することを原則とする。)</p> <p>現在加入員（過去分）には、現在加入員に対する総給付現価から現在加入員（将来分）の給付現価を控除した値を記載する。</p> <p>○ 支給義務免除があり、基本部分の掛金率について当実務基準第4-3-(9)-オのただし書きの算式を適用した場合の記載方法。</p> <p>【方法1】 支給義務免除がないものとして計算した数値をそのまま記載する。</p> <p>【方法2】 支給義務免除がないものとして計算した給付現価から、以下の調整額（以下「支給義務免除に伴う調整額」という。）を控除した額を記載する。</p> <table border="1" data-bbox="414 1064 1141 1478"> <thead> <tr> <th></th> <th>支給義務免除に伴う調整額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>将来加入員</td> <td>支給義務免除前の免除保険料又は代行保険料率(予定利率の違いにより補正を行っている場合は、当該補正後の率。以下同じ。) × 将来加入員の標準給与現価(P)</td> </tr> <tr> <td>現在加入員 (将来分)</td> <td>支給義務免除前の免除保険料又は代行保険料率 × 現在加入員の標準給与現価(O)</td> </tr> <tr> <td>現在加入員 (過去分)</td> <td>支給義務免除前の免除保険料又は代行保険料率の財政計算上の予定利率による元利合計</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>		支給義務免除に伴う調整額	将来加入員	支給義務免除前の免除保険料又は代行保険料率(予定利率の違いにより補正を行っている場合は、当該補正後の率。以下同じ。) × 将来加入員の標準給与現価(P)	現在加入員 (将来分)	支給義務免除前の免除保険料又は代行保険料率 × 現在加入員の標準給与現価(O)	現在加入員 (過去分)	支給義務免除前の免除保険料又は代行保険料率の財政計算上の予定利率による元利合計	<p>財政方式が開放基金方式以外の場合についても将来分と過去分を分離して記載する。</p> <p>支給義務免除があり、基本部分の掛金率について当実務基準第4-3-(9)-オのただし書きの算式を適用した場合の原始数理債務は、支給義務免除がないものとして計算した原始数理債務から、支給義務免除前の免除保険料又は代行保険料率の財政計算上の利率による元利合計を控除した額となっている。支給義務免除がないものとして計算した原始数理債務は、基本部分の規約上標準掛金率が（支給義務免除前の基本部分の掛金率－支給義務免除前の免除保険料率又は代行保険料率）に変更されることから、将来加入員、現在加入員（将来分）の給付現価を調整して、計算することとしている。</p> <p>(略)</p>
	支給義務免除に伴う調整額									
将来加入員	支給義務免除前の免除保険料又は代行保険料率(予定利率の違いにより補正を行っている場合は、当該補正後の率。以下同じ。) × 将来加入員の標準給与現価(P)									
現在加入員 (将来分)	支給義務免除前の免除保険料又は代行保険料率 × 現在加入員の標準給与現価(O)									
現在加入員 (過去分)	支給義務免除前の免除保険料又は代行保険料率の財政計算上の予定利率による元利合計									

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>10. 計算式</p> <p>基本部分の計算式欄の最初に資産配分方法を記し、計算方法の概略を簡潔に記載する。 なお、様式③ア～オの10.備考のc.に記載がある場合には、内容を反映させること。</p> <p>賞与標準給与を報酬標準給与の一定割合として見込んでいる場合には、その旨及び予定賞与率を記載する。 総報酬額によらず報酬標準給与月額に基づく給付とする場合等、上乗せ給付を総報酬ベースとしない場合には、その旨を明記する。 特別掛金について加入員数の動向や将来の給与水準の変化を見込んで算定した場合、その根拠や見込んだ方法について具体的に記載する。</p> <p>(略)</p>	(略)

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>様式⑥ーアー3 (1)、(2)</p> <p>掛金率算定表</p>	<p>1. 将来加入員</p> <p>財政方式が開放基金方式以外の場合、() を付して将来加入員の給付現価を記載する。</p> <p>2. 現在加入員 (将来分)、現在加入員 (過去分)</p> <p>現在加入員 (将来分) には、財政計算の基準日において基金を創設し、基準日以前の勤務期間を算入しなかった場合の給付現価を記載する。 (なお<u>連合会移換廃止未反映</u>の基本部分の場合、掛金計算に合わせて、連合会移換者の判定において基準日以前の勤務期間を算入した場合の給付現価を記載することを原則とする。)</p> <p>現在加入員 (過去分) には、現在加入員に対する総給付現価から現在加入員 (将来分) の給付現価を控除した値を記載する。</p> <p>○ 支給義務免除があり、基本部分の掛金率について当実務基準第4-3-(9)一オのただし書きの算式を適用した場合の記載方法。</p> <p>【方法1】 支給義務免除がないものとして計算した数値をそのまま記載する。</p> <p><u>方法1を使用した場合、[計算式]の欄に支給義務免除がないものとして計算している旨、注記をすること。</u></p> <p><u>注記の例示</u></p> <p>○ 「給付現価、標準掛金率(数理上)、標準掛金率(規約上)、標準掛金収入現価および代行部分過去給付現価は、支給義務免除がなかったとした場合の数値を記載しており、記載額から以下の調整を行って掛金率を算定した。 ・標準掛金率(規約上)は、免除保険料率(35%)を控除して、2%とした。」</p> <p>【方法2】 支給義務免除がないものとして計算した給付現価から、以下の調整額(以下「支給義務免除に伴う調整額」という。)を控除した額を記載する。</p>	<p>財政方式が開放基金方式以外の場合についても将来分と過去分を分離して記載する。</p> <p>支給義務免除があり、基本部分の掛金率について</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考								
	<table border="1" data-bbox="416 185 1139 629"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="416 185 1139 217">支給義務免除に伴う調整額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="416 217 627 376">将来加入員</td> <td data-bbox="627 217 1139 376"> 支給義務免除前の免除保険料又は代行保険料率(予定利率の違いにより補正を行っている場合は、当該補正後の率。以下同じ。) × 将来加入員の標準給与現価(P) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 376 627 504">現在加入員(将来分)</td> <td data-bbox="627 376 1139 504"> 支給義務免除前の免除保険料又は代行保険料率 × 現在加入員の標準給与現価(O) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 504 627 629">現在加入員(過去分)、<u>代行部分過去給付現価</u></td> <td data-bbox="627 504 1139 629"> 支給義務免除前の免除保険料又は代行保険料率の財政計算上の予定利率による元利合計 </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="352 696 1193 824"><u>将来加入員、現在加入員(将来分)について控除した結果が負になる場合、負になる欄を0とし、控除しきれなかった額を他方から控除する。その結果、他方も負になる場合は、控除しきれなかった額を現在加入員(過去分)から控除する。</u></p> <p data-bbox="352 857 1193 949"><u>現在加入員(過去分)および代行部分過去給付現価の調整額の男女合计数値は、計算式あるいは備考欄に注記をしたうえで「計」欄、または「男子」、「女子」欄のいずれかから控除することができる。</u></p> <p data-bbox="373 985 497 1014"><u>注記の例示</u></p> <p data-bbox="352 1016 1193 1077">○ <u>「将来加入員の給付現価Bが将来加入員の免除保険料現価(免除保険料率×標準給与現価P)を下回る額を現在加入員(将来分)から控除」</u></p> <p data-bbox="336 1176 383 1205">(略)</p> <p data-bbox="327 1272 469 1301">10. 計算式</p> <p data-bbox="347 1337 1177 1397">基本部分の計算式欄の最初に資産配分方法を記し、計算方法の概略を簡潔に記載する。</p> <p data-bbox="347 1400 1177 1460">なお、様式③ア～エの10.備考のc.に記載がある場合には、内容を反映させること。</p> <p data-bbox="347 1469 1177 1538">賞与標準給与を報酬標準給与の一定割合として見込んでいる場合には、その旨及び予定賞与率を記載する。</p> <p data-bbox="347 1543 1177 1603">総報酬額によらず報酬標準給与月額に基づく給付とする場合等、上乘せ給付を総報酬ベースとしない場合には、その旨を明記する。</p> <p data-bbox="347 1608 1177 1668">特別掛金について加入員数の動向や将来の給与水準の変化を見込んで算定した場合、その根拠や見込んだ方法について具体的に記載する。</p> <p data-bbox="336 1733 383 1762">(略)</p>	支給義務免除に伴う調整額		将来加入員	支給義務免除前の免除保険料又は代行保険料率(予定利率の違いにより補正を行っている場合は、当該補正後の率。以下同じ。) × 将来加入員の標準給与現価(P)	現在加入員(将来分)	支給義務免除前の免除保険料又は代行保険料率 × 現在加入員の標準給与現価(O)	現在加入員(過去分)、 <u>代行部分過去給付現価</u>	支給義務免除前の免除保険料又は代行保険料率の財政計算上の予定利率による元利合計	<p data-bbox="1217 152 1481 920">て当実務基準第4-3-(9)-オのただし書きの算式を適用した場合の原始数理債務は、支給免除がないものとして計算した原始数理債務から、支給義務免除前の免除保険料又は代行保険料率の財政計算上の利率による元利合計を控除した額となっている。支給義務免除がないものとして計算した原始数理債務は、基本部分の規約上標準掛金率が(支給義務免除前の基本部分の掛金率-支給義務免除前の免除保険料率又は代行保険料率)に変更されることから、将来加入員、現在加入員(将来分)の給付現価を調整して、計算することとしている。</p> <p data-bbox="1225 1207 1276 1236">(略)</p> <p data-bbox="1225 1749 1276 1778">(略)</p>
支給義務免除に伴う調整額										
将来加入員	支給義務免除前の免除保険料又は代行保険料率(予定利率の違いにより補正を行っている場合は、当該補正後の率。以下同じ。) × 将来加入員の標準給与現価(P)									
現在加入員(将来分)	支給義務免除前の免除保険料又は代行保険料率 × 現在加入員の標準給与現価(O)									
現在加入員(過去分)、 <u>代行部分過去給付現価</u>	支給義務免除前の免除保険料又は代行保険料率の財政計算上の予定利率による元利合計									

【変更理由】

平成25年改正法等への対応、厚生年金基金実務基準補足事項の取り込み

【変更前】

様式⑥-ア 掛金率算出基礎（再計算、変更計算（一般）、新設、合併設立及び分割設立用）

3. 掛金率算定表

(1) 基本部分

			計	男 子	女 子
給 付 現 価	合 計 (B~G)	A	千円	千円	千円
給 付 現 価	将来加入員	B			
	現在加入員（将来分）	C			
	現在加入員（過去分）	D			
	年金受給者	E			
	受給待期脱退者	F			
	その他の受給者	G			
政 府 負 担 金 現 価	合 計 (I~M)	H			
	将来加入員	I			
	現在加入員（将来分）	J			
	現在加入員（過去分）	K			
	年金受給者	L			
	受給待期脱退者	M			
標 準 給 与 現 価	計 (O, P)	N			
	現在加入員	O			
	将来加入員	P			
標準掛金率（数理上）		Q			
標準掛金率（規約上）		R			
算定用標準掛金率（Min (Q, R)）		S			
標準掛金収入現価 (N×S)		T			
代行部分過去給付現価		U			
最低責任準備金（ <u>継続基準</u> ）		V			
A - H - T - U + V		W			
数理上資産額		X			
うち、別途積立金として留保する額		Y			
うち、承継事業所償却積立金として留保する額		Z			
未償却過去勤務債務残高 (W - X + Y + Z)		a			
特別掛金（規約上） （予定償却期間 年 月）		b			
財政方式					
[計算式]					

【変更後】

様式⑥-ア 掛金率算出基礎（再計算、変更計算（一般）、合併設立及び分割設立用）

3. 掛金率算定表

(1) 基本部分

			計	男 子	女 子
給 付 現 価	合 計 (B~G)	A	千円	千円	千円
給 付 現 価	将来加入員	B			
	現在加入員（将来分）	C			
	現在加入員（過去分）	D			
	年金受給者	E			
	受給待期脱退者	F			
	その他の受給者	G			
政 府 負 担 金 現 価	合 計 (I~M)	H			
	将来加入員	I			
	現在加入員（将来分）	J			
	現在加入員（過去分）	K			
	年金受給者	L			
	受給待期脱退者	M			
標準給与現価	計 (O, P)	N			
	現在加入員	O			
	将来加入員	P			
標準掛金率（数理上）		Q			
標準掛金率（規約上）		R			
算定用標準掛金率（Min (Q, R)）		S			
標準掛金収入現価 (N×S)		T			
代行部分過去給付現価		U			
最低責任準備金		V			
A - H - T - U + V		W			
数理上資産額		X			
うち、別途積立金として留保する額		Y			
うち、承継事業所償却積立金として留保する額		Z			
未償却過去勤務債務残高 (W - X + Y + Z)		a			
特別掛金（規約上） （予定償却期間 年 月）		b			
財政方式					
[計算式]					

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応

【変更前】

様式⑥-ア 掛金率算出基礎（再計算、変更計算（一般）、新設、合併設立及び分割設立用）

3. 掛金率算定表

(2) 加算部分

(金額単位：千円)

		計		
給	合 計 (②~⑦)	①		
付	将来加入員	②		
現	現在加入員 (将来分)	③		
価	現在加入員 (過去分)	④		
	年金受給者	⑤		
	受給待期脱退者	⑥		
	その他の受給者	⑦		
	計 (⑨、⑩)	⑧		
給与現価	現在加入員	⑨		
	将来加入員	⑩		
標準掛金率 (数理上)		⑪		
標準掛金率 (規約上)		⑫		
標準掛金収入現価 (⑧×⑫)		⑬		
①-⑬		⑭		
数理上資産額		⑮		
	うち、別途積立金として留保する額	⑯		
	うち、承継事業所償却積立金として留保する額	⑰		
一時払掛金額		⑱		
未償却過去勤務債務残高(⑭-⑮+⑯+⑰-⑱)		⑲		
特別掛金 (規約上) (予定償却期間 年 月)		⑳		
財政方式				
[計算式]				

(注) 第五の五の(1)に該当する場合には、⑮から⑳についても給付区分ごとに記載すること。

【変更後】

様式⑥-ア 掛金率算出基礎（再計算、変更計算（一般）、合併設立及び分割設立用）

3. 掛金率算定表

(2) 加算部分

(金額単位：千円)

		計		
給	合 計 (②～⑦)	①		
付	将来加入員	②		
現	現在加入員 (将来分)	③		
価	現在加入員 (過去分)	④		
	年金受給者	⑤		
	受給待期脱退者	⑥		
	その他の受給者	⑦		
	計 (⑨、⑩)	⑧		
給与現価	現在加入員	⑨		
	将来加入員	⑩		
標準掛金率 (数理上)		⑪		
標準掛金率 (規約上)		⑫		
標準掛金収入現価 (⑧×⑫)		⑬		
①-⑬		⑭		
数理上資産額		⑮		
	うち、別途積立金として留保する額	⑯		
	うち、承継事業所償却積立金として留保する額	⑰		
一時払掛金額		⑱		
未償却過去勤務債務残高(⑭-⑮+⑯+⑰-⑱)		⑲		
特別掛金 (規約上) (予定償却期間 年 月)		⑳		
財政方式				
[計算式]				

(注) 第五の五の(1)に該当する場合には、⑮から⑳についても給付区分ごとに記載すること。

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応

【変更前】様式第⑥ーア 掛金算出基礎（再計算、変更計算（一般）、新設、合併設立及び分割設立用）

3. 掛金率算定表

(3) 次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額の償却のための特例掛金

積立不足の予想額	千円
① 運用差損	千円
② 脱退差損	千円
③ 昇給差損	千円
特例掛金（規約上）	

【変更後】

様式第⑥ーア 掛金算出基礎（再計算、変更計算（一般）、合併設立及び分割設立用）

3. 掛金率算定表

(3) 次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額の償却のための特例掛金

積立不足の予想額	千円
① 運用差損	千円
② 脱退差損	千円
③ 昇給差損	千円
特例掛金（規約上）	

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応

【変更前】様式第⑥-ア 掛金算出基礎（再計算、変更計算（一般）、新設、合併設立及び分割設立用）

3. 掛金率算定表

(4) 評価損償却

未償却過去勤務債務残高	千円
特別掛金(規約上) (予定償却期間 年 月)	

【変更後】

様式第⑥-ア 掛金算出基礎（再計算、変更計算（一般）、合併設立及び分割設立用）

3. 掛金率算定表

(4) 評価損償却

未償却過去勤務債務残高	千円
特別掛金(規約上) (予定償却期間 年 月)	

【変更理由】

平成 25 年改正法等への対応

【変更前】

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>様式⑩</p> <p>責任準備金及び最低積立基準額の明細書（共通）</p>	<p>1. 書類の作成</p> <p>次の場合に作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併の認可申請 ・分割の認可申請 ・決算 ・権利義務の移転及び承継の認可申請 <p>2. グループ区分</p> <p>基本部分については、男女別に区分して記載し、加算部分については、標準掛金率（額）の計算上別の集団として取り扱う区分に応じて適宜区分して記載する。</p> <p>給付区分特例を実施している場合は、給付区分ごとに区分して記載する。</p> <p>3. 経理処理との関連</p> <p>数理債務、最低責任準備金（<u>継続基準</u>）、<u>未償却過去勤務債務残高</u>、<u>資産評価調整額</u>の経理処理は、様式⑩に記載の値に基づいて行う。</p>	<p>少数集団の取扱いを行った場合でも、基本部分は原則として区分して記載する。</p>
<p>様式⑩－1</p> <p>数理債務</p>	<p>1. 数理債務</p> <p>様式⑥－ア－3 掛金率算定表に準じて記載する。</p> <p>制度全体の数理債務がマイナスとなる場合には、（3）合計の合計（ウ）の合計列をゼロとし、欄外にその旨注記する。</p> <p>（注記例） 制度全体の数理債務がマイナス（▲〇〇〇千円）となるので、合計（ウ）の合計列はゼロを記載している。</p> <p>2. 備考</p> <p>他の様式に記載されている場合でも、基金が留意すべき事項は重複して記載できる。</p>	<p>（略）</p>

【変更後】

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>様式⑩</p> <p>責任準備金及び最低積立基準額の明細書（共通）</p>	<p>1. 書類の作成</p> <p>次の場合に作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併の認可申請 ・分割の認可申請 ・決算 ・権利義務の移転及び承継の認可申請 <p>2. グループ区分</p> <p>基本部分については、男女別に区分して記載し、加算部分については、標準掛金率（額）の計算上別の集団として取り扱う区分に応じて適宜区分して</p>	<p>少数集団の取扱いを行った場合でも、基本部分</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑩-1 数理債務	<p>記載する。 給付区分特例を実施している場合は、給付区分ごとに区分して記載する。</p> <p>3. 経理処理との関連</p> <p>数理債務、最低責任準備金の経理処理は、様式⑩に記載の値に基づいて行う。</p> <p>1. 数理債務</p> <p>様式⑥-ア-3掛金率算定表に準じて記載する。</p> <p>制度全体の数理債務がマイナスとなる場合には、(3) 合計の合計(ウ)の合計列をゼロとし、欄外にその旨注記する。</p> <p>(注記例) 制度全体の数理債務がマイナス(▲〇〇〇千円)となるので、合計(ウ)の合計列はゼロを記載している。</p> <p>2. 備考</p> <p>他の様式に記載されている場合でも、基金が留意すべき事項は重複して記載できる。</p> <p><u>【支給義務免除がある場合の備考欄への注記の記載方法】</u> <u>《支給義務免除に伴う調整額を控除する場合》</u> <u>様式⑥-ア-3掛金率算定表に準ずる。</u> <u>《支給義務免除に伴う調整額を控除する前の数値を使用する場合》</u> <u>(例示)</u> <u>「支給義務免除前の数理債務の明細を①～②に記載している。</u> <u>支給義務免除後の期間について支給義務免除がないものとして計算した免除保険料元利合計は××千円である。」</u></p>	<p>は原則として区分して記載する。</p> <p>(略)</p>

【変更理由】

平成25年改正法等への対応、厚生年金基金実務基準補足事項の取り込み